



赤い羽根
福祉基金

滞日外国人支援 基礎力習得のための ガイドブック



2019年3月

公益社団法人 日本社会福祉士会
多文化ソーシャルワーク調査研究事業検討委員会

はじめに

外国人労働者や技能実習生の受入れ、第三国定住による難民の受入れなど、国内に暮らす外国人は全国的に増加傾向にあります。また、2018年12月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、外国人労働者のさらなる増加が見込まれ、これまで以上に外国人との接点は広がります。しかしながら、現状では外国人支援に日常的にかかわる社会福祉士等は少なく、外国人の支援に関する知識を得る機会も乏しい状況にあります。

そこで、本会は平成29年度から「赤い羽根福祉基金」の2か年の助成を受け、初年度は社会福祉士等の外国人支援における具体的な実践内容や組織・地域での機能と役割、多機関との連携等についての実態調査を行い、相談支援上の課題を抽出しました。本調査結果からは、滞日外国人支援の相談現場では、社会福祉制度にかかわる生活課題への相談が多く、外国人に対する制度の運用に関する支援が必要であることや、多文化を尊重する姿勢や異なる文化的背景を持つ人々への理解・価値観に関する対応力が必要であること、諸資源を活用することで言語保障を行い、より深いコミュニケーションの促進すること、活用可能な社会資源を把握し、関係機関等との連携や協働を行うためのネットワーキングスキル向上などが必要だということがわかりました。

本ガイドブックは、昨年度の調査結果を踏まえ、社会福祉士等が滞日外国人支援を行う上で必要とされる知識を補い、また言語の壁や文化の壁など、滞日外国人支援特有の困難さ、他機関・他職種と連携・協働する視点などを盛り込み、滞日外国人支援の基礎力を習得することを目的に作成しました。滞日外国人支援に乏しい社会福祉士等でも支援のイメージが掴みやすいよう事例も複数掲載しています。

本事業の成果が、社会福祉士等の福祉関係者をはじめ、地域住民への理解が広がり、滞日外国人が安心して生活するための相談体制が充実し、多文化共生における地域づくりに寄与できれば幸いです。

公益社団法人日本社会福祉士会
多文化ソーシャルワーク調査研究事業検討委員会
委員長 島崎 義弘

本ガイドブックについて

○ガイドブックの使い方について

本ガイドブックは、社会福祉士等が滞日外国人支援を行うために不足している知識を補い、また言語の壁や文化の壁など、滞日外国人支援特有の困難さ、他機関・他職種と連携・協働する視点などを盛り込み、滞日外国人支援の基礎力を習得することを目的に作成しました。ご自身のスキルアップのみならず、職場内研修などでもご活用ください。

○ガイドブックで使用している用語について

本ガイドブックでは、支援の対象となる相談者を「滞日外国人」という用語で表すことを基本としています。しかし、法律上の用語使用がふさわしい場合には「外国人」を使用している場合もあります。いずれの単語も、在留資格の種類や有無を問わず、日本国籍を有さず、現に日本に滞在しているすべての人を指しています。それ以外にも、より広範な概念を示す用語がふさわしい場合に、「多文化をルーツとする子どもたち」「外国にルーツをもつ人々」などを使用していることもあります。この用語の意味するところは、国籍にかかわらず、異なる文化や言語を背景に持つゆえ、「滞日外国人」同様の文化・言語への配慮を必要とする子ども・大人たちを指しています。

また、支援者を意味する用語として、「社会福祉士等」「スクールソーシャルワーカー」「医療ソーシャルワーカー」などを使用しています。「滞日外国人」を支援する人々は、社会福祉士の資格を持つ人・持たない人から構成されていることに加え、それぞれの所属機関で多様な職名を持ってその職務に当たっているのが現実です。そのため、本ガイドブックでは、あえて用語統一をせず、「聞いて分かりやすい」名称をそのまま使用しています。

○巻末資料「生活支援アセスメントシート」について

本アセスメントシートは、生活支援に視点を置き、すべての面談者本人に対応する「インテークシート」と「基礎シート」を基本に、本人の状況に応じた「領域別シート」などを付加していきながら、より深くニーズをアセスメントしていけるよう構成し、本人の意思を尊重しながら、支援者として、人の生活全般の課題を捉えながら総合的にマネジメントを行う視点が盛り込んでいることを特徴としています。本ガイドブックには、使い方がわかるよう注釈を入れたシートを掲載しています。白紙のシートは公益社団法人日本社会福祉士会ホームページに掲載しています。

目 次



はじめに / 本ガイドブックについて

序 章 ソーシャルワーク専門職のグローバル定義・・・・・・・・・・ 7

1. 社会的結束／8
2. 多様性の尊重／9
3. 地域・民族固有の知／9
 - ▷ コラム：グローバル定義の日本での展開

第Ⅰ章 入管法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1. 「外国人」とは／12
 - (1) はじめに
 - (2) データから見る滞日外国人の状況
2. 出入国管理及び難民認定法を理解するうえでの基本概念／14
 - (1) 国の出入国管理施策の基本的考え方
 - (2) 入管法に規定される外国人に対する出入国管理行政
3. 日本で暮らす難民／27
4. 法的枠組みとしての「在留資格」とソーシャルワークにおける「在留資格」／28

第Ⅱ章 社会資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

1. 滞日外国人が抱える福祉課題とは／30
2. 滞日外国人と社会保障制度／30
 - (1) 生活保護
 - (2) 国民健康保健・健康保険
 - (3) 国民年金・厚生年金
 - (4) 労働関連法規
3. 医療・障害等に関連する福祉制度／34
 - (1) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
 - (2) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）
 - (3) 養育医療
 - (4) 母子保健（母子健康手帳・予防接種・入院助産）
 - (5) その他（必ずしも在留資格を必要としないもの）
 - (6) 教育

4. 各種団体およびサービス／37

- (1) 自治体や公的機関などのサービス
- (2) 専門職団体
- (3) インフォーマルな支援組織・支援者

5. 社会資源の活用に関する留意点／42

- (1) 個々の事情を把握する
- (2) 傾聴と受容を重視する
- (3) 資源、時事情報、法改正、自治体の取組などの情報を収集する
- (4) 伝わるためのコミュニケーションを意識する

第Ⅲ章 滞日外国人支援の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1. 外国にルーツをもつ人々の「壁」とその支援／48

- (1) 言葉の壁
- (2) 文化の壁
- (3) 制度の壁
- (4) 心の壁
- (5) アイデンティティの壁

2. 自立と共生ー定住・統合プロセスと「多文化・地域共生社会」の視点／54

- (1) 「自立」への支援ー定住・統合プロセスを念頭におく
- (2) 「共生」への支援ー「多文化・地域共生社会」に向けたアプローチ

第Ⅳ章 社会福祉士の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

1. 支援の入り口／62

- (1) 外国人相談のアセスメント
 - ▷ 事例1：初回面談のアセスメント
- (2) 信頼関係づくり
 - ▷ 事例2：サービス利用を躊躇する「日本語を話さない」相談者へのかかわり
- (3) 制度を使えるように支援する
 - ▷ 事例3：他機関へつなぐ

2. 言葉の壁を超える／66



(1) 母語通訳者の依頼

▷ 事例 4：通訳者を介した面談の準備

(2) ふさわしい通訳者とは

▷ 事例 5：日本生まれの A が「通訳」になり、学校に行けない

(3) 通訳者に依頼すること

▷ 事例 6：アパート探しに関する面談で

3. 異なる文化・言語を理解する／69

(1) 言葉が通じないとき

▷ 事例 7：生活場面での意思疎通

(2) 異なる宗教

▷ 事例 8：子どもの手術はできますか？

(3) 異なる文化・生活習慣

▷ 事例 9：エネルギーいっぱいの相談者

4. 外国人支援をする環境づくり／73

(1) 社会資源の開発

▷ 事例 10：行政主導で立ち上げた勉強会から地域ネットワークへ

(2) 多機関・他職種との連携

▷ 事例 11：支援を妨げている本当の要因を探る検査の実施

(3) ソーシャルアクション

▷ 事例 12：ボランティアが当たり前とされる支援に対し、
担当部署に予算化要求

第 V 章 連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

はじめに／78

- 1 社会福祉士としての「つなぐ」役割
- 2 外国人への支援はなぜ厳しいか
- 3 外国人との共生機会の増大

第 1 節 弁護士との連携 ～法的サービスの提供～／80

- 1 滞日外国人への法的サービスの必要性
- 2 滞日外国人の法的アクセスの確保・法的サービスの提供の現状と課題
- 3 社会福祉士と弁護士との連携に関するケーススタディ
- 4 社会福祉士と弁護士との連携のあり方

第2節 医療との連携／86

- 1 神奈川県における外国人の現状
- 2 医療費の問題
- 3 言葉の問題
- 4 社会福祉士としてどう視点をもつか

第3節 NPO 法人との連携 ～教育支援～／92

- 1 外国にルーツをもつ子どもたちの現状
- 2 外国にルーツをもつ子どもたちの抱える困難
- 3 NPO 法人の活動と役割
- 4 社会福祉士との連携の必要性

第4節 地域における支援の取組／97

- 1 地域国際化と多文化共生の現状
- 2 地域で外国人住民を支える多文化共生の担い手
- 3 地域国際化協会、国際交流協会の取組
- 4 社会福祉士との連携
 - ▷ コラム：CLAIR（クレア）とは

第5節 総括／102

- 1 多様な立場の架橋的役割
 - ▷ コラム：「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日閣議決定）により整備される全国のワンストップ相談窓口とガイドブックについて
- 2 弁護士との連携
- 3 医療機関との連携
- 4 教育機関との連携
- 5 地域の多様な機関との連携

巻末資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111

- ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（日本語訳確定版）／112
- 公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領（2005年6月）／117
- 生活アセスメントシート（2016年度版）／123
- 公益社団法人日本社会福祉士会
多文化ソーシャルワーク調査研究事業委員会 委員名簿／146

INTRODUCTION

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

序章

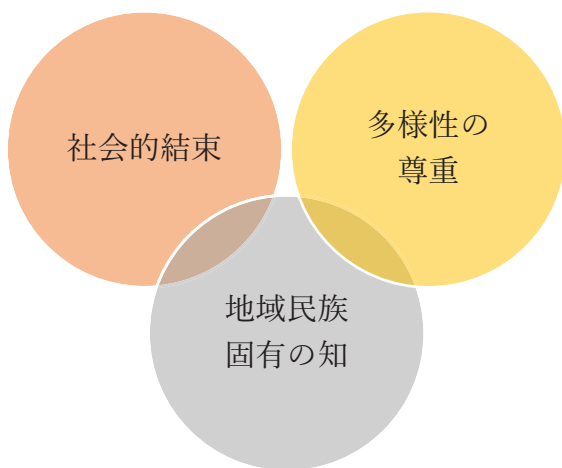
ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

2014年7月、ソーシャルワークのグローバル定義が、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）と国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）の総会・合同会議で採択された。以下がその定義である。

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

新しい概念として「社会的結束」「多様性の尊重」「地域・民族固有の知」が加わったが¹、これらは外国にルーツをもつ人々へのソーシャルワーク実践において重要な要素といえる。



1. 社会的結束 (Social Cohesion)

近年、欧米先進諸国等では、多発するテロや人種暴動、民族集団ごとの分断・対立、貧困や格差の拡大などの社会的秩序の不安定さが懸念されているが、日本でもヘイトスピーチ等あからさまなデモ活動も顕著になってきている。社会的結束は、社会的秩序の安定や社会的一体化・まとまりを目指すこととされ、ソーシャルワーク実践での社会的結束は、人々の衝突や対立、格差の解消を解決・軽減に貢献することが期待されている。

一方で、社会的一体化が強調され過ぎると、多様性の抑圧や排除、社会的統制が促進される懸念があるため、ソーシャルワーク専門職は注意しなければならない。日本では、「地域共生社会の実現」が福祉政策の中核となってきたが、共生社会は英訳ではしばしば「Cohesive Society」の用語が使用される。日本的文脈では、ソーシャルワーク専門職が地域住民のつながりや新たな支え合いの仕組みづくりの中で、滞日外国人への地域社会への参画を促進していくことも必要となってくる。

¹ 三島亜希子(2017)『社会福祉学は〈社会〉をどう捉えてきたか：ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』勁草書房では、グローバル定義の3つの概念からソーシャルワークの専門職像に切り込んでいる。

2. 多様性の尊重 (Respect for Diversity)

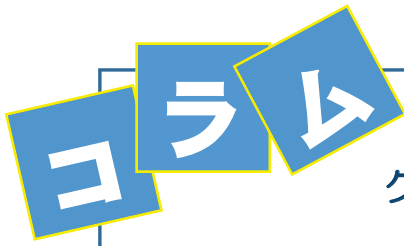
多様性は、人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向など幅広い範囲を示す言葉であるが、こうした多様な属性をもつがゆえに、社会的に抑圧され不利な状況におかれることや、社会的排除の対象となる場合がある。滞日外国人支援において、日本人とは異なる言語・文化的背景をもつ人々を理解し、尊重し、配慮を行う実践が求められる。ただし、特定の文化的集団の文化的価値・信念・伝統を尊重することが、基本的人権を侵害する場合（たとえば、ある特定の文化においては同性愛者を否定するなど）もあることに留意し、普遍的な人権擁護に向けた実践を展開しなければならない。

3. 地域・民族固有の知 (Indigenous Knowledge)

ソーシャルワークは、西洋の諸理論だけではなく、先住民を含めた地域・民族の固有の知にも依っていることが示された。植民地主義の結果、西洋の理論や知識を優位とし、地域・民族固有の知が過小評価され軽視された。また、ソーシャルワーク専門職が先住民族に対して西洋モデルを強制し、彼（彼女）らの人権を侵害し生活に悪影響を及ぼしてきた負の歴史もある²。

日本は、西欧的なソーシャルワークの影響を受けるとともに、他方ではアジア諸国を植民地化してきた歴史もあり、双方の立場から、地域・民族固有の知について考える必要があるだろう。また、日本の先住民族であるアイヌの人々について、福祉分野は無関心ではなかっただろうか。ソーシャルワーク専門職は、日本を含め世界のあらゆる地域・国の土着の人々が、独自の価値観および知を創り出し、継承し、発展させてきたことを認識することが重要である。

² たとえば、オーストラリアでは、ソーシャルワーク専門職が、先住民であるアボリジナルの子どもたちを親から引き離し、白人家庭で養育させたという史実がある。



グローバル定義の日本での展開

ソーシャルワークのグローバル定義は、それぞれの国・地域の実情を考慮して、「各国および世界の各地域で展開してもよい」ことになっている。

では、日本での展開はどのようなになっているのだろうか？

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）³ では、以下を重視することとされている。

- ソーシャルワークは、人々と環境とその相互作用する接点に働きかけ、日本に住むすべての人々の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を実現し、ウェルビーイングを増進する。
- ソーシャルワークは、差別や抑圧の歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開しながら、平和を希求する。
- ソーシャルワークは、人権を尊重し、年齢、性、障がいの有無、宗教、国籍等にかかわらず、生活課題を有する人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現に向けて関連する人々や組織と協働する。
- ソーシャルワークは、すべての人々が自己決定に基づく生活を送れるよう権利を擁護し、予防的な対応を含め、必要な支援が切れ目なく利用できるシステムを構築する。

³ JFSW は、NPO 法人日本ソーシャルワーカー協会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療福祉協会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会の 4 団体で構成され、IFSW（国際ソーシャルワーカー連盟）に日本代表団体として加盟しています。

CHAPTER

I

入管法

本章のねらい

1. 法務省発表のデータに基づき、滞日外国人の状況について理解する
2. 国の出入国管理行政について理解する
3. 滞日外国人への相談援助の実践にあたって不可欠な知識である法的枠組みとしての「在留資格」について理解するとともに、社会福祉士として滞日外国人ソーシャルワークを実践するにあたっての留意点を理解する

1. 「外国人」とは

(1) はじめに

「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」）では、外国人とは「日本の国籍を有しない者」（法第2条第2号）と定義されている。本ガイドブックでいう「滞日外国人」とは、在留資格の種類や有無を問わず、日本国籍を有さず現に日本に滞在している人すべてを指す。

社会福祉士が実践する滞日外国人支援とは、日本社会における滞日外国人の生活課題の解決や人権保障を支援することによって、公益社団法人日本社会福祉士会倫理綱領の精神を実現することを目的としている。ソーシャルワーク実践における他の領域と同様に、支援の対象者すなわち滞日外国人の生活がどのような法的枠組みの中で成り立っているのかを理解することは、支援を行う際に不可欠であるといえる。滞日外国人への相談援助の実践においては、在留資格の有無とその種類が大きく影響する。そのため、滞日外国人からの相談に対応し、特に社会保障・社会福祉にかかる制度利用を支援する場合には、在留資格の有無とその種類に留意する必要がある。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」における措置入院のようないわゆる社会防衛的な性格をもつ制度は、在留資格の有無や種類に関係なく適用されるが、多くの制度の利用においては、一定の在留資格を有することが要件となっている。

日本では、1981（昭和56）年に「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」）を批准したことにより、同条約に規定されている内外人平等の原則に基づき、社会保障・社会福祉に係る国内法のうち「児童手当法」「児童扶養手当法」「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」「国民年金法」の改正が行われ、国籍条項が削除された。また、「国民健康保険法」については、施行規則改正と通知によって対応が行われた後、1986（昭和61）年3月に法改正されたという経緯がある。現在では、社会保障・社会福祉関係の国内法で国籍条項があるのは「生活保護法」だけである。「生活保護法」については、法文中に「国民」が対象であることが明記されていることから、「準用」という形で外国人への適用を行っている。

本章では、滞日外国人の生活を規定する法的枠組みの根幹である「入管法と在留資格」について概説したうえで、在留期間を経過し、超過滞在となった場合や在留資格に関する主な手続等についてその概要を解説する。

（２）データから見る滞日外国人の状況

法務省発表の「平成 30 年 6 月末現在における在留外国人数について（速報値）」（平成 30 年 9 月 19 日法務省入国管理局）によれば、平成 30 年 6 月末現在における中長期在留者数は、231 万 1,061 人、特別永住者数は 32 万 6,190 人で、これらを合わせた在留外国人数は 263 万 7,251 人と前年末に比べ、7 万 5,403 人（2.9%）増加し、過去最高となった。男女別では、女性が 136 万 934 人（構成比 51.6%）、男性が 127 万 6,317 人（同 48.4%）となり、それぞれ増加した。総務省統計局によれば、平成 30 年 7 月 1 日現在の日本の総人口（概算値）は 1 億 2659 万人で、在留外国人が日本の総人口に占める割合は、おおよそ 2.0%と推定できる。平成 30 年 6 月末現在における在留外国人について、在留カード及び特別永住者証明書上に表記された国籍・地域の数（無国籍を除く。）であった。上位 10 か国・地域のうち、ベトナム、ネパール及びインドネシアの増加が顕著である。

(1) 中国	741,656 人（構成比 28.1%）（+1.5%）
(2) 韓国	452,701 人（構成比 17.2%）（+0.5%）
(3) ベトナム	291,494 人（構成比 11.1%）（+11.1%）
(4) フィリピン	266,803 人（構成比 10.1%）（+2.4%）
(5) ブラジル	196,781 人（構成比 7.5%）（+2.8%）
(6) ネパール	85,321 人（構成比 3.2%）（+6.6%）

在留資格別では、「永住者」が 75 万 9,139 人（対前年末比 9,948 人（1.3%）増）と最も多く、次いで、「特別永住者」の地位をもって在留する者が 32 万 6,190 人（同 3,632 人（1.1%）減）、「留学」が 32 万 4,245 人（同 1 万 2,740 人（4.1%）増）、「技能実習（1 号イ、同ロ、2 号イ、同ロ、3 号イ及び同ロの総数）」が 28 万 5,776 人（同 1 万 1,543 人（4.2%）増）と続いている。

また、平成 29 年 9 月に新設された「介護」は 177 人（対前年末比 159 人（883.3%）増）となり、大幅に増加している。

(1) 永住者	759,139 人（構成比 28.8%）（+1.3%）
(2) 特別永住者	326,190 人（構成比 12.4%）（-1.1%）
(3) 留学	324,245 人（構成比 12.3%）（+4.1%）
(4) 技能実習	285,776 人（構成比 10.8%）（+4.2%）
(5) 技術・人文知識・国際業務	212,403 人（構成比 8.1%）（+12.2%）
(15) 介護	177 人（構成比 0.0%）（+883.3%）

在留外国人数が最も多いのは東京都の 55 万 5,053 人（対前年末比 1 万 7,551 人（3.3%）増）で全国の 21.0%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いている。

(1) 東京都	555,053 人（構成比 21.0%）（+3.3%）
(2) 愛知県	251,823 人（構成比 9.5%）（+8.6%）
(3) 大阪府	233,713 人（構成比 8.9%）（+2.3%）
(4) 神奈川県	211,913 人（構成比 8.0%）（+3.6%）
(5) 埼玉県	173,887 人（構成比 6.6%）（+4.0%）

出典：法務省『平成 30 年 6 月末現在における在留外国人数について（速報値）』
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html

2. 出入国管理及び難民認定法を理解するうえでの基本概念

（1）国の出入国管理施策の基本的考え方

日本に限らず、どの国の出入国管理に関する法律も、自国の国益にかなわない外国人を排除することに重点が置かれている。日本の出入国管理政策の基本的な考え方は、「出入国管理基本計画」に定められている。本計画は、出入国の公正な管理を図ることを目的として、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）第 61 条の 10 に基づき、法務大臣が外国人の入国および在留の管理に関する施策の基本となるべきものを定めたもので、①本邦に入国し、在留する外国人の状況に関する事項②外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項③外国人の入国及び在留の管理に関する施策に関し必要な事項を定めることとされており、第 5 次の計画は平成 27 年 9 月に策定されている。

（2）入管法に規定される外国人に対する出入国管理行政

滞日外国人の生活を規定し、社会福祉士が滞日外国人支援を行う際の法的枠組みの中心となるのは入管法である。社会福祉士として滞日外国人を対象としたソーシャルワークの実践を行う際に知っておいた方がよいと思われる基本的事項について以下に解説する。

① 外国人の入国手続きと在留手続き

a. 【外国人】（第 2 条第 2 号）

入管法において、外国人とは、日本の国籍を有しない者をいう。

b. 【外国人の入国】【外国人の上陸】（第 3 条、第 5 条、第 8 条ほか）

入管法において、「入国」とは、外国人が日本の領域や領空内に入ることをいい、「上陸」とは、外国人が日本の領土に足を踏み入れることをいう。周囲を海に囲まれている日本では、入管法で「入国」と「上陸」を別の概念として区別し、それぞれ異なった規制をしている。外国人の入国および上陸に関する基本原則は、入管法第 2 章に規定されており、第 2 章の第 1 節で外国人が日本の領域内に入る要件について定めるとともに、第 2 節では「外国人の上陸」として、日本に上陸することのできない外国人の類型を上陸拒否事由として定めて

いる。

c. 【外国人の入国の要件】（第 3 条）

外国人が日本の領域内に入るためには、有効な旅券を所持していなければならない。ただし、有効な乗員手帳を所持している乗員または日本において乗員となる外国人においては、有効な旅券を所持していない場合でも入国が認められる。なお、本条における「乗員」とは、入管法第 2 条で定義されている「船舶又は航空機の乗組員」をいう。

d. 【外国人の上陸の要件】（第 6 条）

日本に上陸しようとする外国人は、原則として法務省令で定められている出入国港⁴において、第 6 条の規定に基づく上陸の申請を行い、入国審査官による上陸審査を受け、旅券に上陸許可の認証を受けることによって初めて合法的に上陸することができる。上陸審査を受けない外国人は、合法的に日本に上陸することができず、許可を受けずに上陸すれば不法入国または不法上陸に該当し、退去強制または刑事罰の対象となる。入管法では、外国人が上陸を希望する場合には、次の 5 つの条件を満たすことが必要であると定めている。

- ア) 有効な旅券で、日本国領事官等の査証を受けたものを所持していること。
- イ) 申請にかかる活動（わが国で行おうとする活動）が偽りのものでないこと。
- ウ) 日本で行おうとする活動が入管法に定める在留資格のいずれかに該当すること。また、上陸審査基準の適用のある在留資格については、その基準に適合すること。
- エ) 滞在予定期間が、在留期間を定めた施行規則の規定に適合すること。
- オ) 入管法第 5 条で定める上陸拒否事由に該当しないこと。

e. 【旅券】（第 2 条第 5 号）

一般的に旅券（パスポート）とは、外国に渡航しようとする自国民に対し、政府が所持人の国籍と身分を公証し、かつ渡航先の外国官憲⁵に対して、所持人に対する保護と旅行の便宜供与を依頼する文書をいう。

五 旅券 次に掲げる文書をいう。

- イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書（日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。）
- ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書

⁴ 外国人が出入国すべき港又は飛行場で法務省令で定めるもの（入管法第 2 条第 8 号）

⁵ 外国官憲とは、その人の居住国を公証する権限を有する役人（又はその機能を有する役所）、本国官憲とは、その人の国籍のある国を公証する権限を有する役人（又はその機能を有する役所）を指す。

f. 【査証】（第 7 条）

日本に上陸しようとする外国人は、原則として有効な旅券を所持していることのほかに、所持する旅券に日本総領事館等の査証（VISA）を受けていなければならない。査証は、その外国人が所持する旅券が権限のある官憲によって適法に発給された有効なものであることを確認するとともに、当該外国人による日本への入国および滞在が、これに記載する条件下において適当であるとの、いわば推薦状たる性質を有する。日本では査証を発給することは外務省の所掌事務であり（外務省設置法第 4 条第 13 号）、在外公館においてその長が発給することとされており、日本国内では発給されない。

g. 【在留資格】（第 2 条の 2）

在留資格とは、「活動」と「在留」の 2 つの要素を結びつけてつくられた概念・枠組みであって、外国人が日本において一定の活動を行って在留するための入管法上の資格をいう。上陸が許可されるための一つの条件として、外国人の行おうとする活動が入管法上に定める在留資格のいずれかに該当していることが求められており、そのいずれかに該当していないときは上陸が許可されないことになる。しばしば、相談者である外国人本人は、「ビザが切れている」「ビザがない」と表現し、「在留資格」のことを「ビザ」と呼ぶことがあるので、前述の査証（VISA）と混同しないよう注意が必要である。

h. 【在留資格認定証明書】（第 7 条の 2）

在留資格認定証明書とは、日本に上陸を希望する外国人について、申請に基づき、法務大臣が上陸のための条件のうち「日本で行おうとする活動が虚偽のものでなく、かつ、在留資格に該当すること、また、在留資格により上陸許可が設けられている場合にはこの基準にも適合していること」について、適合していることを証明するものである。在留資格認定証明書は、入国審査手続の簡易・迅速化と効率化を図ることを目的としている。在留資格認定証明書を交付された外国人は、その在留資格認定証明書を日本国総領事館等に提示して査証の発給申請をした場合には、在留資格にかかる上陸のための条件についての法務大臣の事前審査を終えているものとして扱われるため、査証の発給は迅速に行われ、また、出入国港において上陸許可を申請する際においても、同証明書を提示する外国人は、入国審査官から在留資格に関する上陸条件に適合する者として取り扱われるため、上陸審査も簡易で迅速に行われる。在留資格認定証明書の交付は、本人が来日する前に、就職予定先の雇用主や配偶者等日本にいる関係者が最寄りの地方入国管理局などで、本人に代わって申請する。

i. 【在留期間更新の許可】（第 21 条）

在留資格を有して在留する外国人は、原則として付与された在留期間に限っ

て日本に在留することができることとなっている。日本に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、法務省令で定める手続きにより、法務大臣に対して在留期間の更新許可申請を行い、在留期間更新の許可を受ける必要がある。なお、在留期間の更新許可申請は、現に有する在留期間の期日が到来する前に行うことが原則とされている。

j. 【在留資格変更の許可】（第 20 条）

日本に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。在留資格の変更とは、在留資格を有する外国人が在留目的を変更して別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合に、法務大臣に対して在留資格の変更許可申請を行い、従来有していた在留資格を新しい在留資格に変更するために許可を受けることをいう。

k. 【資格外活動許可】（第 19 条第 2 項）

日本に在留する外国人は、入管法別表第 1 または第 2 に定められた在留資格をもって在留することとされており、入管法別表第 1 に定められた在留資格は、就労や留学など日本で行う活動に応じて許可されるものであるため、それぞれの在留資格に応じて行うことができる活動が定められている。日本に在留する外国人が現に有する在留資格に属する活動のほかに、本来の在留目的の活動を行うかたわら、それ以外の活動で収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行う場合には、あらかじめ法務大臣の許可を受けなければならない。これを資格外活動の許可という。たとえば、留学生がアルバイトをする場合などがこれに該当する。資格外活動の許可を受けることができる時間等については、出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条により、「1 週間について 28 時間以内（留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1 日について 8 時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き留学の在留資格をもって在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）」と規定されている。資格外活動許可を受けないで、付与されている在留資格に属する活動以外の収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を専ら行っている場合は、退去強制事由（第 24 条第 4 号イ）に該当し、退去強制の対象とされる。

l. 【再入国許可】（第 26 条）

再入国許可とは、日本に在留する外国人が一時的に出国し再び日本に上陸しようとする場合に、入国・上陸手続を簡略化するために法務大臣が出国に先立って与える許可である。

m. 【みなし再入国許可】（第 26 条の 2）

みなし再入国許可とは、日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している者のうち「3 月」以下の在留期間を決定された者及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する者以外の者が、出国の日から 1 年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものである。

n. 【永住許可】（第 22 条）

永住許可は、在留資格を有する外国人が「永住者」への在留資格の変更を希望する場合または出生等により「永住者」の在留資格の取得を希望する場合に、法務大臣が与える許可であり、在留資格変更許可の一種である。ただし、在留資格「永住者」は、活動の内容、在留期間ともに制限されないという点で、ほかの在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されることから、通常の在留資格の変更よりも慎重な審査が必要とされるため、一般の在留資格の変更許可手続とは独立した規定が特に設けられている。「永住者」は日本における一定の在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を付与されることはない。

② 外国人の退去強制と出国命令

a. 【違反調査】（第 27 条）

違反調査とは、退去強制手続の第一段階であり、入管法第 24 条に規定する退去強制事由に該当すると思われる外国人に対して、入国警備官が行う。

b. 【収容】（第 39 条）

違反調査の結果、容疑者（退去強制事由に該当すると思われる外国人）が退去強制事由に該当すると疑う相当の理由があれば、容疑者が出国命令対象者に該当すると認めるに足る相当の理由があるときを除き、地方入国管理局の主任審査官が発布する収容令書により容疑者を施設に収容することとなる。

c. 【仮放免】（第 54 条）

被収容者について、請求により、または職権で、一時的に収容を停止し、身柄の拘束を仮に解く措置である。被収容者の健康上の理由、出国準備等のために身柄の拘束をいったん解く必要が生じた場合に対応するために設けられた

制度である。

d. 【退去強制令書の発布】（第 51 条ほか）

容疑者が、入国審査官の認定または特別審理官の判定に「異議なし」と服したことの知らせを受けるか、あるいは法務大臣への異議の申し出に対して理由がない旨の採決の通知を受けたときに、主任審査官が発付するのが退去強制令書である。一連の退去強制手続で「容疑者」と呼ばれた外国人は、この退去強制令書が発付されたときから容疑者ではなく「退去強制される者」（以下「被退去強制者」）となり、日本から退去させられることが確定した人となる。

e. 【退去強制令書の執行】（第 52 条）

退去強制令書が発付されると、入国審査官は、退去強制を受ける外国人に退去強制令書またはその写しを示して、速やかにその外国人を送還しなければならない。退去強制令書の発布を受けた外国人である被退去強制者を直ちに送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、地方入国管理局の収容場その他法務大臣またはその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができるとされている。

f. 【在留特別許可】（第 50 条）

法務大臣は、異議の申し出に理由がないと認められる場合でも、次のような場合には、在留を特別に許可できるとされている。この法務大臣の採決の特例が在留特別許可である。在留特別許可は、本来であれば日本から退去強制されるべき外国人に対して、法務大臣が在留を特別に許可することができるとされているものであり、許可を与えるか否かは法務大臣の自由裁量に委ねられている。

- ・永住許可を受けているとき（第 50 条第 1 項第 1 号）
- ・かつて日本国民として日本に本籍を有したことがあるとき（同項第 2 号）
- ・人身取引等により他人の支配下に置かれて日本に在留するものであるとき（同項第 3 号）
- ・その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき（同項第 4 号）

在留特別許可はあくまでも法務大臣の採決の特例であって、当該外国人本人の申請によって付与されるものではないことに留意する必要がある。

g. 【出国命令制度】（第 24 条の 3、第 55 条の 2 から 55 条の 6）

不法残留者（第 24 条第 2 号の 3、第 4 号ロまたは第 6 号から第 7 号までのいずれかに該当する外国人）が、帰国を希望して自ら入国管理局に出頭した場合には、以下の 5 つの要件をすべて満たすことを条件に、出国命令という制度

により、入国管理局に収容されることなく出国することができる。出国命令により出国したときは、日本に入国できない期間は1年となる。

ア) 速やかに出国することを希望して、自ら入国管理局に出頭したこと

イ) 不法残留している場合に限ること

ウ) 窃盗その他一定の罪により懲役刑等の判決を受けていないこと

エ) これまでに強制送還されたり、出国命令により出国したことがないこと

オ) 速やかに出国することが確実であること

h. 【難民認定制度】(第61条の2)

「難民の地位に関する条約」(以下「難民条約」)および「難民の地位に関する議定書」(以下「難民議定書」)が日本において1982(昭和57)年に発効されたことに伴い、難民条約および難民議定書の諸規定を国内で実施するため、難民認定制度が整備された。この制度では、難民である外国人は、難民認定申請を行い、法務大臣から難民であるとの認定を受けることができ、また、難民条約に規定する難民としての保護を受けることができる。「難民」とは、難民条約第1条または難民議定書第1条の規定により定義される難民を意味し、それは、「1951年1月1日前に生じた事件の結果として、かつ、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」等とされている。難民認定手続とは、外国人がこの難民の地位に該当するかどうかを審査し決定する手続である。

後述するように、日本においては難民受け入れの経緯から入管法に基づき法務大臣から難民認定を受けた者を含めて3種類の難民が定住許可を受けて暮らしている。

③ 入管法及び法務省設置法改正について

平成30年12月8日、第197回国会(臨時会)において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布された(平成30年法律第102号)。この改正法は、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、出入国在留管理庁の設置等を内容とするものである。

改正法の概要については、以下の入国管理局資料を参照のこと。

○入管法及び法務省設置法改正について

http://www.immi-moj.go.jp/hourei/h30_kaisei.html

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
。全ての人が互いの人権を大切にしようという共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
 - 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
。行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設
。行政・生活全般の相談センター（仮）（全国約100か所、11言語対応）の整備 【2億円】
。安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック（仮）」（11言語対応）の作成・普及
。多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築 【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進
。地域における多文化共生の取組の促進・支援
。外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
。外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
 - 生活サービス環境の改善等
 - 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
。電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住者において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - 災害発生時の情報発信・支援等の充実
。気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じて防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成
 - 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
。交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
。 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
。消費生活センター（「188番」）、法テラス、人権擁護機関（8言語対応）、生活困窮相談窓口等の多言語対応
。外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
。外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
 - 金融・通信サービスの利便性の向上
。金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
。携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (2) 円滑なコミュニケーションの実現
 - 日本語教育の充実
。生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開（地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等） 【6億円】
。多様な学習形態のニーズへの対応（多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用、多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等）
。日本語教育の標準等の作成（日本版CEFR（言語のためのヨーロッパ共通参照枠））
。日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
。日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化（出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格等による教員基準の導入等）
。日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
。日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務、情報開示の充実
。日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、公表義務等との連携を図る調査や外務省における査証審査に活用

注：予算額は20年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内訳、他、日本学生支援機構運営費交付金131億円の内訳、個々の学生支援活動に要する費用等がある。

図1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要） 出典：法務省ホームページ

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議
総額224億円（注）

- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実
 - 。日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づき着実な改善と支援員等の配置への支援 【2億円】
 - 。地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
 - 。教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等）による全国的な研修実施の促進
 - 。地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保 【1億円】
- (5) 留学生の就職等の支援
 - 。大卒者・ワーカー・インターンシップ等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
 - 。中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
 - 。文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等 【6億円】
 - 。留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優待配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実 【14億円】
 - 。業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
 - 。産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開
- (6) 適正な労働環境等の確保
 - ① 適正な労働条件と雇用の確保、労働安全衛生の確保
 - 。労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ホットライン」の多言語対応（8言語対応）
 - 。外国人労働者相談コーナー・外国人労働者向け相談ダイヤルにおける多言語対応の推進、相談体制の拡充
 - ② 地域での安定した就労の支援
 - 。ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
 - 。地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
 - (7) 社会保険への加入促進等
 - 。法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 。医療保険の適正な利用の確保（救済認定等）において原則として国内居住要件を導入、不正事案対応等）
 - 。納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- (1) 悪質な仲介事業者等の排除
 - 。二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づき情報共有の実施
 - 。外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と人権尊重基準の厳格化
 - 。悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 。日本での生活・就労に必要な日本語能力を確保する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
 - 。国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
 - 。在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 。受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始 【12億円】
 - 。在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の励行
- (2) 在留管理基盤の強化
 - 。法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
 - 。業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
 - 。出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化 【18億円】
- (3) 不法滞在者等への対策強化
 - 。警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底 【5億円】
 - 。技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悪質調査・対応

④ 在留資格の種類と就労等の活動制限

平成 30 年 8 月現在、在留資格は 27 種類あり、入管法で定められた範囲内において日本での活動が認められている（表 1）。また、就労の可否に着目すると表 2 のとおり 3 種類に分けられる。

表 1 在留資格一覧表（平成 30 年 8 月現在）（出典：法務省ホームページ）

別表第一

在留資格	本邦において行うことができる活動		当該例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者同一の世帯に属する家族の構成員としての活動		外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）		外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5 年、3 年、1 年、3 月、30 日又は 15 日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動		大学教授等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）		作曲家、画家、著述家等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動		外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5 年、3 年、1 年又は 3 月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動		外国の報道機関の記者、カメラマン	5 年、3 年、1 年又は 3 月
高度専門職	1 号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	ポイント制による高度人材	5 年
		ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
		ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		

在留資格	本邦において行うことができる活動	当該例	在留期間
高度専門職	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)	ポイント制による高度人材	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦の本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日

在留資格	本邦において行うことができる活動		当該例	在留期間
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動		
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表から留学、研修の項に掲げる活動を除く。）		日本文化の研究者等	3年、1年又は6月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中学教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中等部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）		研修生	1年、6月又は3月

在留資格	本邦において行うことができる活動	当該例	在留期間
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年、3年、3月、3年、2年、3月、2年、1年、3月、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

別表第二

在留資格	本邦において有する身分又は地位	当該例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認めるもの	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

表2 在留資格の種類と就労制限（出典：厚生労働省ホームページより）

（1）在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格（1種類）

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習、特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士等）

なお、一般の事務所での雇用のケースが多いと考えられるものは次の3種類です。

技術・人文知識・国際業務……コンピューター技師、自動車設計技師、通訳、語学の指導、
為替ディーラー、デザイナー等

企業内転勤……………企業が海外の本店又は支店から期間を定めて受け入れる社員（活動は、「技術」、「人文知識・国際業務」に掲げるものに限る。）

技 能……………中華料理・フランス料理のシェフ等

(2) 原則として就労が認められない在留資格(5 種類)

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

「留学」及び「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方がアルバイト等の就労活動を行う場合には、地方入国管理局で資格外活動の許可を受けることが必要です。

資格外活動の許可を得れば、「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方については原則として1週28時間まで就労することが可能となります。また、「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方は、その方が在籍する教育機関が夏休み等の長期休業期間中については、1日8時間まで就労することが可能となります。これらの就労は包括的に許可されますが、教育機関の長期休業期間等、具体的な許可の範囲については、「資格外活動許可書」により確認することができます。

また、資格外活動の許可を得れば「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人の方についても、原則として1週28時間まで就労することが可能となります。事業主の方は、これらの在留資格を有する方を雇用する際には、事前に「旅券の資格外活動許可証印」又は「資格外活動許可書」などにより就労の可否及び就労可能な時間数を確認して下さい。

なお、これらの方にあつては、風俗営業等に従事することはできません。

(3) 就労活動に制限がない在留資格(4 種類)

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

これらの在留資格をもって在留する外国人の方は就労活動に制限はありません。「短期滞在」の在留資格により在留している日系人の方は、地方入国管理局において在留資格の変更の許可を受けないと就労できません。

⑤ 在留カード

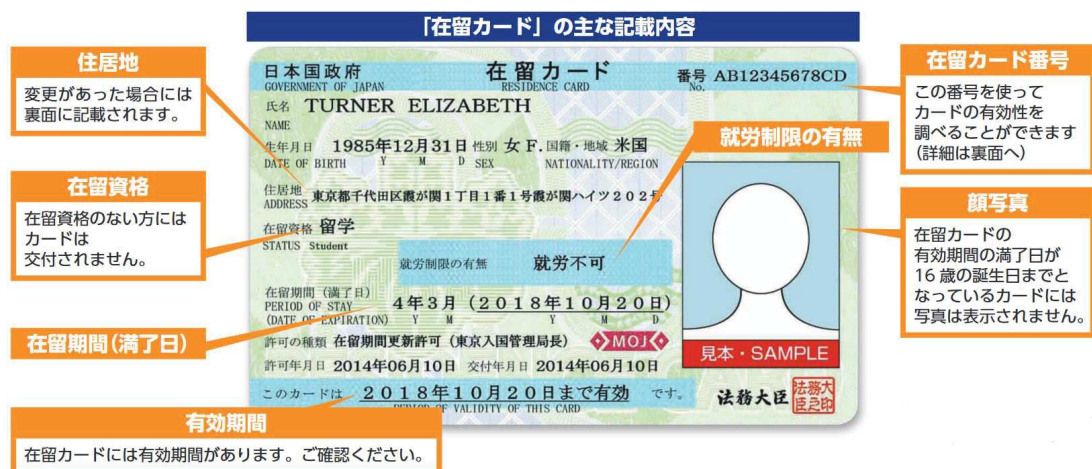
在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付される。法務大臣が日本に中長期間滞在できる在留資格及び在留期間をもって適法に在留する者であることを証明する「証明書」としての性格を有するとともに、上陸許可以外の在留資格に係る許可時に交付される在留カードは、従来の旅券になされる各種許可の証印等に代わって許可の要式行為となるため「許可証」としての性格を有している。在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載されているため、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けている。16歳以上の者には顔写真が表示される。

「中長期滞在者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間滞在する外国人で、具体的には次の(a)から(f)までのいずれにもあてはまらない人である。

- (a) 「3月」以下の在留期間が決定された人
- (b) 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- (c) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- (d) (a) から (f) までに準じるものとして法務省令で定める人

- (e) 特別永住者
- (f) 在留資格を有さない人

図 2 在留カード



住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

裏面

法務省ホームページ『在留カード』及び『特別永住者証明書』の見方より抜粋

3. 日本で暮らす難民 (refugee)

難民についての基本的な国際ルールは、1951年に国際連合で採択された「難民の地位に関する条約」(以下「難民条約」)および「難民の地位に関する議定書」(1967年発行)で規定されている。日本は1981(昭和56)年に加入し、翌1982(昭和57)年1月1日に発効した。難民条約での難民の定義は、上述のとおりである。

一方で、日本における「難民」とは、法務大臣により難民と認められて定住許可を与えられた外国人をいうが、その受入の歴史的経緯から、①内閣の閣議了解に基づいて定住を許可された「インドシナ難民」②入管法に基づき難民認定申請を行って法務大臣から難民として認定された「条約難民」③閣議了解により2010年からパイロットケースとして開始され2015年度以降は第三国定住事業として継続的な実施が決定したミャンマー難民を対象とした「第三国定住難民」の3種類の「難民」が暮らしている。

4. 法的枠組みとしての「在留資格」とソーシャルワークの実践における「在留資格」

すでに述べたように、社会福祉士として滞日外国人への支援を行う際には、制度利用のための要件にかなう在留資格を有しているかどうかを確認したうえで、支援計画を立てることが大切である。

行政手続法は、同法第3条第1項第10号で「外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導」を、行政不服審査法は、同法第7条第1項第10号で「外国人の出入国又は帰化に関する処分」をそれぞれ適用除外としている。支援の対象者が結果として回復不可能な不利益を被ることを避けるためにも、社会福祉士の専門性では対応が困難な事例については、できる限りすみやかに入管法に精通した弁護士等の専門家へ相談することを助言し、連携して支援にあたることが望まれる。

○参考資料

1. 出入国在留管理庁ホームページ

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_index.html

▷平成29年版「出入国管理」日本語版

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_01123.html

▷出典：法務省『平成30年6月末現在における在留外国人数について（速報値）』

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html

▷第5次出入国管理基本計画

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html

▷第6次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国管理行政の在り方」等について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html

2. 公益財団法人 アジア福祉教育財団 難民事業本部ホームページ

<http://www.rhq.gr.jp/index.htm>

3. 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

▷外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/seido/anteikyoku/gairou/980908gai01.htm

CHAPTER II

社会資源

本章のねらい

1. 生活基盤に大きな影響を与える社会保障制度、社会福祉サービスが滞日外国人の場合は利用できるのか、また制度の利用の際にはどのような留意点があるのかについて確認する
2. 滞日外国人が生活を営む上で活用可能なフォーマルサービス、そしてインフォーマルサービスを含む社会資源について確認する
3. 制度上の課題だけではなく、外国にルーツがあるゆえに抱えやすい不安や情報へのアクセスの難しさに加えて、文化的な社会資源を理解したうえでそれらを地域の社会資源を活用していくことの重要性を理解する

1. 滞日外国人が抱える福祉課題とは

滞日外国人が、日本人と比較してさまざまな福祉課題を抱えやすいことを、多くの統計が示している。生活保護の受給率、母子生活支援施設への入所世帯、不就学児童などの統計をみると、滞日外国人の生活基盤が脆弱なことがわかる。移住者が脆弱な生活基盤となることは、日本に限らず、世界に共通してみられる課題である。では、なぜ滞日外国人の生活基盤が脆弱になるのか。外国人だからなのか。さまざまな事例をみる限り、暴力被害を経験している移住女性や外国人労働者が法的に在留できない人達であるとは限らない。また、国際結婚女性のDV被害者が多いことからわかるように、社会的な制度の対象外になっていない外国人、そして日本社会の一員としての立場ともいえるような外国人でも福祉的な課題を抱えてしまう外国人は多い。このことは、ホスト社会の制度や構造と外国人との間をつなぐ体制や制度に何らかの課題があることを意味する。

生きていれば、日常生活の中で困ることや大きな出費を必要とするライフイベントを誰もが経験する。しかし、さまざまな公的支援制度やインフォーマル・ネットワークによる支援（子どもを預かる、お金を借りる、等）、そして当事者がもつ問題解決能力、それまでの人生を通じて得たスキル、「なんとかしたい」という本人のモチベーションなどが総合的に作用することで、生活課題が解決したり改善したりする。しかし、すべての人がさまざまな支援を得たり、解決に向けた意欲をもったりすることができる状況にあるわけではない。ある人は頼ることができる人がいないかもしれない。ある人は問題解決の意欲を失っているかもしれない。こうした、個別的にもつことができないものが、滞日外国人の場合には多くなりやすい。また、日本社会にある福祉を損なうような社会環境も滞日外国人は等しく経験することがあり、結果的に生活課題を抱えやすくなる。

ここでは、まず滞日外国人の社会保障制度の適用に関する基本的事項、そして社会保障制度や社会福祉サービスの利用において援助職に求められる役割や課題を確認する。

2. 滞日外国人と社会保障制度

よく「外国人の健康保険は…」 「生活保護は外国人の場合…」 などという表現を聞くことがある。しかし、社会保障制度の適用は日本人・外国人という線引きではない。最初に確認したいのは以下の2点である。

- ・社会保障制度の適用対象になるかならないかは、国籍ではなく在留資格で判断する。

・在留が3か月以上の在留資格を有していれば保険・年金は加入義務がある。
この点を踏まえ、一般的な社会保障制度と外国人との関係を整理していく。

（１）生活保護

生活保護法は、1950（昭和25）年施行の際、条文で対象を「国民」としたため、外国人は対象外となっていた。その後、1954（昭和29）年に厚生省（現厚生労働省）は、社発第382号厚生省社会局長通知により「外国人は法の対象とはならないが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて保護を行う（保護の準用）」とした。これにより、外国人が生活保護を受給する場合は、行政措置として保護の対象となる。

外国人の場合、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に掲げる在留資格を有する者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者）、特別永住者、そして認定難民となっている。これらの在留資格が定住または取得が見込まれる（取得申請を出している、または出そうとしているというタイミング）場合も生活保護の準用が行われることもある。たとえば、父親は外国人だが母親と子どもは日本人といったケースの場合には、世帯分離により日本国籍の子どものみ受給というケースもある。

申請での留意点として、適用された際の申請地は、日本人の場合は現居住地であるが、外国人の場合は特別永住者証明書または在留カード記載の住居地となる。ただし、DV被害者の場合「夫に見つかりたくないので在留カード記載の住居地には行けない」という事情がある人もいる。その場合、状況を勘案の上、現居住地での適用もあるなど、DV被害者に対しては個別対応が行われる必要が生じる。

（２）国民健康保険・健康保険

3か月を超える在留資格がある、または在留資格が「興行」「技能実習」「家族滞在」「特定活動」の外国人で、客観的な資料等により3か月を超えて日本に滞在すると認められる人は国民健康保険に加入しなければならない。これは介護保険も同様である。日本と医療保険を含む社会保障協定を結んでいる国⁶の人で、本国政府からの社会保険加入証明書（適用証明書）の交付を受けている人は除外される。実施は市区町村となるため、各市区町村の国民健康保険課で加入手続きを行う。その際には在留カードと印鑑が必要となる。

事業所に勤務する人は、事業所が従業員を健康保険（被用者保険）に加入させなくてはならず、その義務は外国人に対しても同じである。そのため、事業所の義務履行の結果として外国人も日本人と同様に加入することとなる。ただし、健康保険

⁶ 外国に住む日本人、日本に住む外国人が母国、移住先国での保険料の二重負担を防止するために、協定締結国の年金制度に加入していた期間を日本の年金加入期間として取り扱う（年金加入期間の通算）ために締結している協定。2018年の時点でドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス・カナダ・オーストラリア・オランダ・チェコ・スペイン・アイルランド・ブラジル・スイス・ハンガリー・インド・ルクセンブルク・フィリピンと締結。締結したが署名済未発効の国はイタリア・スロバキア・中国である。協定の内容は国ごとに異なる。詳細は日本年金機構のホームページに記載されている。

法上の非適用事業所（従業員 5 人未満の個人事業所：農業、牧畜、水産、漁業、サービス業、宗教など）は任意適用なので、職場によっては加入しない・できないこともある。製造業や土木工事、産業廃棄物関連業、農業、個人経営の飲食店などに従事する人々のうち健康保険に未加入の外国人は少なからず存在する。健康保険料の負担を考えると加入したくないという人もいれば、在留資格がないゆえ、加入を諦めた人もいるのが実情である。

また、健康保険と厚生年金保険はセットで加入するシステムになっている。同時に健康保険と厚生年金に加入しなくてはならないのは、年金をもらう時になるまで日本で就労、生活をしていくという見通しを立てることが難しい人にとっては加入に消極的になる。その結果、健康保険に加入しないまま働くケースも存在する。しかし、出産育児一時金は、2018（平成 30）年 1 月現在、一児につき 42 万円（医療機関での出産）支給されるが、国民健康保険及び健康保険の加入者が対象となる。また、高額療養費制度（本人または家族が支払った医療費（保険医療費自己負担分）が、一定金額を超えた場合には超えた額が戻ってくる制度）も健康保険および国民健康保険加入者となるため、万が一の時のために加入することが重要であることを伝える必要がある。

（３）国民年金・厚生年金

国民年金の加入条件は健康保険と基本的には同様であり、日本の在留期間が 3 か月以上または 3 か月以上が見込まれる外国人は留学生も含めて加入の義務・権利がある。加入期間が 6 か月以上かつ、途中で帰国するなどの理由で年金を受け取ることができない場合は帰国後 2 年以内に請求することで「一時脱退金」が戻ってくる。

しかし、書類を整えてから帰国後に書類を日本に郵送し、最終的に振り込まれるまでは数か月かかるなど、あまり使い勝手が良くないのも否めない。また、一時脱退金制度を利用することで加入期間は期間から除外される。そのため、再来日の見込みがある場合は脱退・払い戻しをするかを検討したほうがいいこともある。

厚生年金も、加入条件については健康保険と同様で、事業所の義務であり本人の意志により加入が決まるものではない。実態としては、健康保険とのセット加入となっている現状では掛け捨てになるので加入したくない、という労働者、在留資格自体がないので入らない、また事業主がその対応を行わないということがある。また、「掛け金が高い」「高齢になった際に日本にいないかわからない」という理由で加入に消極的な外国人もいる。平成 2017（平成 29）年 8 月 1 日からは、資格期間が 10 年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになったこともあり、加入は義務であることに加えて 10 年間の加入で年金を受け取ることができること、万が一障害を抱える状況になった際に障害年金を受け取ることができる、などを丁寧に説明する必要がある。

日本は 2018（平成 30）年 9 月の時点で 21 か国と「社会保障協定」という協定を結んでおり、うち 18 か国は発効している。これらの国の出身者は、厚生年金に該

当する年金は自国のものに加入し続けるために日本で健康保険、労働者災害補償保険（以下「労災保険」）、雇用保険などを日本で加入しないことが可能である。それにより、二重加入や掛け捨てをせずに済むようになっている。日本年金機構のホームページには、国民年金制度の仕組みを案内する多言語のパンフレットが掲載されている。

*** 無年金障害者、高齢者対象の給付金**

外国人高齢者福祉給付金、外国人心身障害給付金など名称は違うが、多くの自治体で制度上の無年金障害者、高齢者への給付金制度がある。詳細は各自治体のホームページにて確認されたい。

（４）労働関連法規

外国人の相談で多いのが労働関係で、「治療が必要になったのをきっかけに解雇されて生活苦に陥った」「職を失ったのでお金が無く病院に行けない」「雇用主に給料を払ってもらえない」「労災を適用してもらえない」など生活や医療の問題との関連も深い。

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」をまとめた総称で、原則として、一人でも労働者を雇用している場合は、強制的に適用される。農林水産事業のうち、「個人経営」で労働者数が「5人未満」などの事業は強制適用ではなく、事業主若しくは労働者の過半数（労災保険）または労働者の1/2以上（雇用保険）が希望し、厚生労働大臣の認可を受けた場合は適用事業となる。技能実習生も労働保険の対象である。労災保険は国籍問わず、在留資格がなくても適用される。

労働基準法第3条では「使用者は労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として賃金、労働時間その他の労働条件について差別的取扱をしてはならない」と規定している。

また、厚生労働省による「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）」では、

- ・外国人労働者の募集及び採用の適正化
- ・適正な労働条件の確保
- ・安全衛生の確保
- ・雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金保険の適用
- ・適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等
- ・解雇の予防及び再就職援助

などを事業主の努力として求めている。

雇用対策法施行規則では、外国人を雇用する事業主が外国人の雇入れ、離職の際にその氏名、在留資格などについて確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられている。

実際には労働者の権利が守られているとはいえない状況があるほか、外国人留学生の「資格外活動」許可による就労の問題、高度専門職の受入れ、医療・介護分野

での労働者受け入れの議論のなかで彼らの生活保障についての議論は活発とはいえず、今後の制度整備が期待される。

3. 医療・障害等に関連する福祉制度

(1) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳、療育手帳ともに国籍、在留資格の要件はないが、申請時には在留カードが必要である。申請書、指定医師の診断書、写真、印鑑、世帯状況がわかる所定の書類を行政窓口の障害福祉課に持参する。後述する更生医療を利用するためには手帳の取得が必要となるため、HIV 患者が治療を受ける上では手帳取得は重要である。

(2) 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

自立支援医療制度は、心身の障害にかかわる医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、対象者は以下のとおりである。

- ・精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳以上）
- ・育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳未満）

（厚生労働省ホームページより）

HIV 患者も「免疫機能障害」として更生医療の対象となっている。自立支援医療制度にも在留資格の要件はないが、申請するためには身体障害者手帳の取得が前提となる。そして、身体障害者手帳の取得の際には医師の診断書が必要であるため、基本的には健康保険加入の状態であることが想定される。その意味で、健康保険の加入が絶対要件として示されていなくとも、健康保険の未加入者は自立支援医療の申請は困難であるといえる。

(3) 養育医療

養育医療は、未熟児（生まれたときの体重が 2,000g 以下か、生活力が特に弱く身体機能に特定の症状が見られる状態）に適用される医療給付であり、在留資格にかかわらず適用可能である。手続きは保健所または市区町村の窓口となる。所得がわかる書類、世帯調書、医療機関の意見書を提出することになる。保険加入の条件はないが、自治体によっては保険加入者のみを対象とする自治体、そして保険証の写しを提出書類に含める自治体もあるため保険未加入の場合は困難であることもある。

（４）母子保健（母子健康手帳・予防接種・入院助産）

出産が確定すると、母親は市区町村の窓口または保健所に妊娠届を提出して母子健康手帳を受け取る。基本は居住地での申請となり、在留資格にかかわらず母子健康手帳は入手可能だが、基本的には在留カードの写しが求められる。外国語版を発行しているところがあるが英語、中国語など言語は限られている。

予防接種は、定期接種（全員）と任意接種があり、定期接種は多くの場合無料である。任意接種の場合は費用がかかるが、自治体によっては補助がある。子どもの予防接種のクーポンがついている手帳を発行している自治体もあり、そのクーポンを切り取って持っていけば予防接種を受けることができる。母子健康手帳の交付自体は在留資格の有無は問わない。予防接種や母子健康手帳は日本固有のものであり、自国では仕組みが異なる、ということも多いため、丁寧な説明が求められる。

入院助産は出産費用をまかなえない場合に指定医療機関にて助産を受けるものであり、国籍・在留資格は関係なく適用可能である。しかし、入院助産指定医療機関のみ可能なので該当機関を調べる必要がある。多くは自治体のホームページに掲載されている。申請窓口は福祉事務所となる。

（５）その他（必ずしも在留資格を必要としないもの）

① 行旅病人及び行旅死亡人取扱法

1899（明治 32）年にできた法律で、いわゆる“行き倒れ”（定住所をもたない、無職、引き取ってくれる人がいない）の人が医療を要するときに自治体が調査の上で適用するもので、社会福祉士国家試験で出題されることもほぼないため、専門職にも情報はあまり浸透していない。入院のみが対象であり、退院後の請求は出来ない。法の性質上、定住所がある人には適用できないともいえるため、在留カードが公布されている場合には困難と解釈できる。適用する場合には相談・交渉が必要となる。実施が市区町村で費用負担は都道府県（政令指定都市、中核市）である。自治体の予算措置なので自治体により運用状態に差がある。

② 特別診療券（無料低額診療事業）

社会福祉法上に規定されている制度で、生計困難な人が「無料低額診療事業」実施の医療機関において相談の上、適用されれば「特別診療券」が交付され、生活保護水準の所得の場合は無料、それ以外の場合も一定の基準に従い低額で医療を受けることができる。厚生労働省は対象者の例として「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV被害者」「人身取引被害者」などと位置づけており、介護老人保健施設もその対象となっている。なお、院外処方薬代は対象外となる。医療機関は、「生活保護の患者と減免を受けた患者が全患者の１割以上を占める」などの条件を満たす機関が届け出て認可を受けるが、認可を受けた医療機関が非常に少ない都道府県もあるなど、地域差がある。実施機関一覧は市

区町村のホームページに掲載されていることが多い。

③ 外国人未払医療費補てん事業

この事業は、自治体の医療機関での医療費の未払い分を自治体が補填する事業である。患者に対する補てんではなく、医療機関への補てんであり、実施自治体は全自治体の実施ではなく、首都圏の都道府県が中心となっている。

④ 私設の外国人互助会制度

たとえば、神奈川県にある港町診療所などのクリニックが行っている「みなとまち健康互助会」がある。保険を持たない外国人が加入し、月 2,000 円の支払いにより医療が必要になった時に 3 割負担で医療を受けることができる制度などがある。

こうした事業のほか、一部の自治体では、医療通訳の費用補助を行っている。

(6) 教育

学校は、

- ・学校教育法第 1 条に基づく学校（いわゆる「一条校⁷⁾」）
- ・朝鮮学校、インターナショナルスクールなどの各種学校の認可を受けた外国人学校
- ・南米やアジアの児童が通う認可を受けていない外国人学校に大別できる。

文部科学省では、

- ・外国人の子どもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れる
- ・教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障するとホームページに記載している。

在留カードの公布を受けていることにより住民票が作成され、就学のお知らせなどが家に届く。入学に関する案内としては、文部科学省ホームページ、場所によっては自治体のホームページや教育委員会のホームページに多言語の就学ガイドが掲載されている。

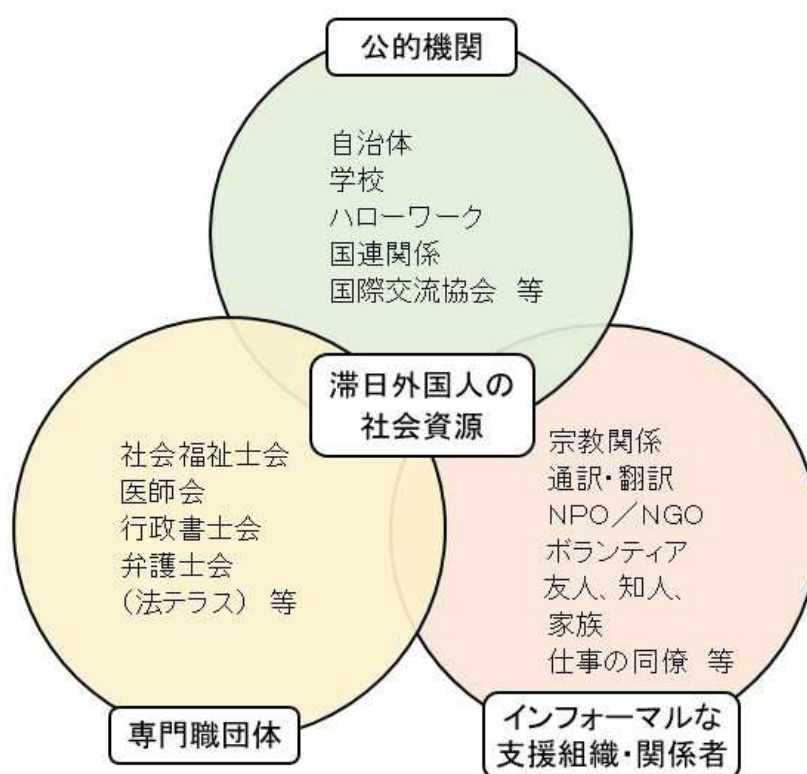
認可外の外国人学校は助成金がないために経営は厳しく、学費が月 3 万円以上、通学定期券の購入が出来ない、校舎修理もままならないなどの状況を抱えている。外国人の不就学児童には親の解雇に伴い外国人学校の高い学費も払えない児童も含まれるが、文部科学省管轄の学校ではないためにその数は未掌握となっている。

⁷⁾ 学校教育法第 1 条では「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」としており、これらの学校が日本における教育機関であるとされる。

4. 各種団体およびサービス

滞日外国人が利用できる福祉サービスや社会資源は、公的制度に基づくサービス、NPO 法人やボランティア団体により提供される福祉サービスなど、さまざまである。おおまかに示すと、以下の図のような社会資源があるといえる。個々の状況に応じて。こうした資源をどのように活用するかを考えていくことになる。

図3 滞日外国人の社会資源



図：筆者作成

（１）自治体や公的機関などのサービス

社会保障制度を補完するものとして、地域でのさまざまな制度や機関、サービスを知っておくと役に立つ。在留資格がないゆえに社会保障制度の対象にならない滞日外国人でも、後述のサービスのほとんどが利用可能であるため、大いに活用したい。

① 市区町村の窓口

市区町村の窓口では外国籍住民のための生活ガイドを多言語で配布しているところも多く、内容も非常にわかりやすく丁寧なものになっている。

② 婦人相談所・婦人保護施設

婦人相談所は各都道府県に1か所設置されており、各種相談のほか一時保護も行っている。女性支援センターは、都道府県、市町村等が自主的に設置して

いる女性のための総合施設で、「女性センター」「男女共同参画センター」など名称はさまざまである。「配偶者暴力相談支援センター（DV防止法で規定された支援機関）」としての役割を合わせもつ機関もある。婦人相談所やシェルターでは在留資格関連の問題解決、医療支援、生活全般の支援など幅広い支援を行っており、これらの機関の多くの場所で数か国語での支援を求めるときに提示するカードを作成している。

③ 児童相談所

児童相談所では、近年は児童虐待相談が増えているが、その他障がいや発達に関する相談、非行相談なども行う。保護者が収容された際には子どもが児童養護施設に措置されることもあるため、そうした状況で関わることもある。

④ 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設

保護者が外国にルーツを持つ子どもが乳児院・児童養護施設に入所していることは珍しくない。また、母子生活支援施設では、入所者の約10%が外国人女性であることが統計で示されている。離婚やDVを経験した女性が利用することが多く、離婚の支援や自立支援、子どもの就学支援など広範囲の支援を行っている。

⑤ 労働基準監督署・公共労働安定所（ハローワーク）

労働者の基本的な権利に関する情報提供や相談に応じ、労働基準法を守るよう広報活動を行っており、外国語での相談も行っているところが多い。労働災害となりうる傷病において手続きをさせない、給料を支払わないなどの問題に対して「外国人雇用管理アドバイザー」が相談を受けている。各都道府県に設置され、通訳を配置している自治体もある。

⑥ 国際交流センター・国際交流財団・国際交流協会

ほぼすべての県、外国籍住民の多い市区町村では国際交流センターを設置している。自治体によっては「国際交流協会」という名称の場合もある。日本語教室、生活に関するセミナー、市民交流イベント、ボランティアや支援者（多文化共生ソーシャルワーカー）、通訳の養成講座を実施している。

一般財団法人自治体国際化協会（クレア）のホームページ「多言語生活情報」のページには、多言語の生活ガイドが掲載されている。在住外国人のための国際生活Q&A、全国の地域国際化協会（国際交流センター）などのリスト、官公庁など、ほぼすべての外国人支援に必要な生活情報につながる。

⑦ 国連関連

a. 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は東京にあり、難民および難民出身国の情報提供や広報活動を行う。このほか、難民認定手続きと難民・難民申請者に対する処遇（情報収集、収容中の問題、申請者の子どもの教育など）、難民認定基準などについてさまざまな提言を行うとともに、パートナー団体やNGOに業務委託を行う形で法律カウンセリング、収容者・病気の申請者へのカウンセリング、日本語教育などを行っている。

b. IOM（International Organization for Migration：国際移住機関）

IOMは、移住の問題を専門に扱う国連機関で、日本にもIOM駐日事務所が東京に設置されている。日本国内では入国管理局、警察などに救出・保護された人身取引被害者が希望する場合、駐日事務所を含めた各国の事務所を通じて、母国への自主的帰国支援や帰国後の社会復帰支援など、保護や支援を必要とする移民・難民への直接的支援を行っている。また、人身取引被害者と日本政府に認定されたケースについてのカウンセリングを行うほか、IOMが被害者認定について政府へアドバイスを提供している。

⑧ 大使館

パスポートに関する業務が必要な時にかかわるほか、DV被害者や人身売買取引の被害者の支援に関して連携をとるケースがある。ただし、難民申請者の場合はある意味「自国へ反旗を翻した人」でもあるので、手厚い支援を得ることが難しいこともある。また、出身国の情勢によっては、コンタクトを取ることには慎重になった方が良い場合もある。

（２）専門職団体

社会福祉、医療、法律などに関する専門職団体が外国人支援に関する委員会をもち、相談事業などを行っている。ここでは、比較的設定の多い4つの団体を取りあげるが、これら以外の団体もホームページなどで活動を確認するとよい。

① 社会福祉士会等

公益社団法人日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会では、滞日外国人支援に関する研修会の開催や情報提供、外国人支援にかかわる調査研究の報告書やガイドブックを発行している。

また、福祉専門職がソーシャルワークの実践と根拠に基づいた相談援助業務を展開するためのツールとして開発された「生活支援アセスメントシート」

（139頁参照）では、外国人支援に限らない各分野共通のアセスメントシートに加えて、外国人の利用者を対象とした「領域別シート②（滞日外国人支援）」があり、ホームページから入手することが可能である。

② 医師会

年に1回ほど都道府県の医師会が外国人を対象に健康診断や歯科検診、健康相談会を実施しており、ほとんどは無料である。群馬県や徳島県医師会のように外国人ハンドブックを作成してホームページに掲載しているところもあれば、多言語問診表を作成しているところもあり、各医師会のホームページに掲載されている。将来的に相談できる医師とつながっていくためにもこうした情報や資源を活用するとよい。

③ 弁護士会

日本弁護士会、県弁護士会において無料で英語、中国語などの通訳付の法律相談を実施（要予約）している。全弁護士会で取り組んでいるものではないため、県弁護士会に問い合わせることが望ましい。東京都のように外国人相談センターを設けていたり、無料相談日を設けていたりすることもあるので、ホームページか電話での問い合わせをすると良い。無料相談会では対面での相談も無料だが、継続的な相談の場合は有料となる。

また、国が設立した無料の法律相談支援センターである法テラスでも外国人の相談に対応している。法テラス大阪では、外国人の無料相談も行っている。

④ 行政書士会

結婚、離婚など法的手続きの実務の専門家といえるのが行政書士であり、多くの行政書士が国際結婚、在留資格などの書類作成や手続きを外国人に代わって行っている。しかし、行政書士に依頼する費用は減免されないため、誰もが利用しているまたは望ましいというわけではない。多くの行政書士のホームページでは国際結婚や労働に関する書類作成上の案内や制度のQ&Aをわかりやすく掲示しているほか、外国人無料相談を行っている都道府県行政書士会もある。

（3）インフォーマルな支援組織・支援者

① N G O、NP0 法人

外国人支援は多くのN G O、NP0 法人が担ってきた。今も、地域では生活相談、日本語支援、学習支援などの分野を中心に外国人支援を行う団体がある。いくつか例を挙げると、外国人または外国人患者を受け入れている医療機関、外国人を雇用している会社、地方行政窓口などからの医療関連の相談を行っている認定NP0法人のAMD A（The Association of Medical Doctors of Asia：アムダ）、フリースクールや学習支援を行う認定NP0法人多文化共生センターきょうとなどがある。地域には多くの組織が支援を提供しており、内容も数もリスト化するのには困難である。その都度ニーズに合う支援を検討したうえで、地

域の情報を検索されたい。必ずしも外国人支援に特化していない就業支援や学習支援等も活用するとよい。

② 同胞の組織・ネットワーク

出身国が同じ人同士のコミュニティとしては、レストランなどの飲食店が人と人をつなぐ役割を果たしていることも多く、こうしたネットワークが生活者としてのニーズに対応しているケースもよくみられる。コミュニティという形でなくとも出身国の同じ友人やサポートネットワークは非常に大きな役割を果たしている。ただ、出身国により差が大きく、日本での人口が少ない出身国の人々はこうしたコミュニティが無いことも多い。

また、コミュニティの中だからこそ話しにくいということもあるため、同じ出身国だから気心が知れているという事には必ずしもならないことも留意する必要がある。

③ 自治会など生活圏でのネットワーク

外国人が集住している地域では、団地での集住もみられる。その場合、同胞同士を中心とした近隣住民のネットワーク、自治会など国籍や背景にかかわらずかかわりをもつネットワークがある。こうしたネットワークへの働きかけも有意義である。また、こうした集住地域では学校でも外国にルーツをもつ子どもが多く在籍することから、保護者のネットワークを社会資源として検討していくことも重要である。

④ 教会などの宗教関連の機関・団体

キリスト教、イスラム教などの教会や集まりは、日本人の信者、外国人の信者にかかわらず相互扶助的なコミュニティとしての役割を果たすと同時に、精神的な安定ももたらすものとして大きな役割を果たしている。また、教会での活動の一環として外国人の相談や日本語教室などを行っているところもある。

こうしたネットワークのほか、職場の雇用主（元雇用主）が家族を支えているケースもある。また、家族・親戚・友人も重要なサポートネットワークとなっているほか、近隣住民と親しくなり、助け合っているケースもある。インターネット、書籍などの情報活用も忘れてはならない。

⑤ その他（通訳・翻訳支援）

外国人支援においては、言葉の壁に対する支援は重要であり、そのために通訳者や翻訳者との連携を必要とする場面が多くある。通訳としては、国際交流協会や多文化共生センターが行っている通訳・翻訳サービスのほか、これらの機関に情報を登録している NPO 法人、そしてそれ以外のボランティア団体などが通訳サービスを行っている。費用は、無料の場合や通訳者の交通費のみの場

合、1回の派遣につき数千円など、さまざまである。滞日外国人の家族や知人が通訳を行うケースも少なくはないが、通訳者の負担や守秘義務、プライバシーの問題なども生じるため、身近な人のほうがよいということではない。

通訳者の有無で支援は大きく変わるが、家族や知人以外の通訳を専門とする者であっても、トレーニングの質や量に差があるため調べてから活用すると良い。

例えば、神奈川県および関東圏ではM I Cかながわが通訳派遣事業や人材育成事業を行うなど、訓練を受けた通訳の派遣を行う認定NPO団体もある。

また、滞日外国人が日常での会話に支障のないからといって、文書の読解や作成までもが可能であるとは限らない。さまざまな書類を読んだり必要な書類を作成したりする上では翻訳の支援も必要であり、翻訳の支援もさまざまなサービスの一環として行っているNPO法人もある。自治体によっては通訳の費用を補助する自治体もあるため、各地域で情報を収集しつつ活用するとよい。

各地域の医療通訳者派遣については、研修・派遣実施団体のリストが全国医療通訳者協会のホームページに掲載されているので参考にしてほしい。

○全国医療通訳者協会（NAMI）

<https://national-association-mi.jimdo.com/医療通訳派遣団体リスト/>

5. 社会資源の活用に関する留意点

（1）個々の事情を把握する

外国人に限らず、生活に困難を抱える人は社会資源との接点をもち、かつその接点を維持することができない状況にあることが多い。一方で、社会資源や制度が存在していれば問題が解決するということではない。社会資源があっても活用されないケースも少なくない。その理由や事情には次のようなものがある。

① 社会資源へのアクセスが整っていない

社会資源があっても、その人や担当部署にたどり着くまでの方法が多言語で用意されていないといった場合や、紹介されている情報にその言語で対応できる曜日が記載されていないなどの条件面が提示されていないケースもある。

また、自治体や病院での予算措置で対応するサービスの場合、自治体やその機関の財政的な状況に左右され、制度はあるが実質運用されていないといったことも起きている。

② 滞日外国人が十分な知識や情報を得ていない

日本の保険制度や社会保障制度自体の概念を理解していないということもある。たとえば、母子健康手帳でいえば、自国に同じような手帳が存在していたり、似たような制度が存在したりしていれば申請をしようと考えられるだろうが、

自国ではその制度が無かったのでよくわからないという滞日外国人も存在する。また、言語も知識も不十分な状態で手続きに行っても要領を得ず、疲れてしまって再度トライするパワーが無くなっていることもあるだろう。

③ 滞日外国人がさまざまな不安を抱えるゆえに消極的である

滞日外国人は、さまざまな不安を抱えながら助けを求めている。物理的な不安としては、サービス費用の問題がある。制度や資源を活用する際、一定の金額を減免されたとしても、自国では子どもの学費が十分に払える金額であるため、そのお金を仕送りに回そうというケースもある。医療保険などは日本人には当然のものとして認知されているが、その保険料や保険料に見合うサービスと思えるかどうかは、全員が日本人と同じ感覚ではないのである。

また、法的な対応に不安を感じているケースもある。「公的な窓口に行く则在留資格の問題が浮上して拘留されてしまうのではないか」「生活保護を受給することで在留資格の更新ができなくなるのではないか」などの不安の声を聞く。自分がそうした事態にならずとも、結果的に自分にかかわる情報が出回ることなどで知人に迷惑をかけるのではないか、などの懸念を示すこともある。

そのほか、「福祉制度を利用するのは恥ずかしい」「親としてこうしたことは口を出すべきではない」という価値観をもつ人もいれば、精神医療を受けることは母国では否定的な受け止められ方をするために利用に抵抗を感じる人もいる。また、制度そのものへの抵抗はなかったとしても、たとえば、DV被害者の支援窓口に行くことは「ひどい夫ではあるが、自分を金銭的には養ってくれた人でもあるから」「離婚そのものが自分の国の文化では否定されているから」といった心理的な抵抗や不安もある。

こうしたさまざまな事情は、言われてみて気づくようなものも多い。どのような心中にあるのかを聞き取りながら社会資源につなげていく必要がある。

滞日外国人のその時点での環境的、法的な立場によっても必要となる又は利用できる資源の種類や内容はかなり変わる。また、DVの被害者や在留資格をもたない滞日外国人の場合、法的な立場や加害者からの追跡を防ぐという意味で公的資源の利用が限定されることは事実である。その場合は、いかにフォーマル、インフォーマルな資源を活用することによって本人の問題解決を行うかを検討する必要がある。その資源を取捨選択するには、滞日外国人の状況の多様性、複雑性をもつケースを対応する際に十分に時間をかけてアセスメントを行い、本人が置かれた状況をできる限り正確に把握することが重要である。アセスメントでは、滞日外国人が別の機関や人から紹介を受けている場合、そこに問い合わせをして十分な情報を収集するが、言語の違いによりこちらが知りたいことと本人が表現していることが微妙にずれることも多々あるので、通訳の手配も時に必要である。

滞日外国人に限ったことではないが、それでも言葉の壁によって、体の痛み

の表現の仕方（「頭がいたい、おかしい」という言葉で心理的な不安を表現することになれば、治療を要するケースもあるなど）や問題の捉え方が違う。また、はっきりと欲しい物やしてほしい事を伝えてくる人もいれば、「助けてほしいです」を繰り返す人もあり、いかに正確な情報を収集できるかによって、何が必要なのか、どこから手をつけるべきなのかが見えてくる。

（２）傾聴と受容を重視する

とにかく大切なのが傾聴である。「なぜ日本は助けてくれない、難民条約を批准しているのに」など、制度やサービスへの不満を表す滞日外国人もいる。しかし、丁寧に話を聴いていくと、制度やサービスへの不満の訴えの裏には「明日の生活が見えない」「来月自分がどのような生活を送ることができているのか見通しが立たない」など、心理的な不安や行き詰まり感を抱えており、そのフラストレーションが、強い口調となって不満を訴えることにつながることが多い。頼ることができる人自体が多くはない中で危機的状況におかれているということをふまえて、本人の不安やつらさに共感していくことで本人が精神的に落ち着きを取り戻し、一時は自身が見失いかけていたストレングスが復活して自分で問題に取り組んだりすることも実に多い。本人が抱える心理的な不安や抵抗感などを把握し、それらがどのような経緯からくるのかを理解しながら社会資源の効果的な利用に向けて、エンパワメントを行うとともに、環境調整を行うことが求められる。

また、日本人よりも法的な問題に対して切迫感が薄いという印象を受けることもあるだろう。文化により問題解決の方法の志向性は異なるため、「なぜ早く申請しないのか」などと感じて、否定的な感情をもつことがあるかもしれないが、それは日本人が異国に行けばホスト社会の感覚との間にずれがあるのと同じで、文化基盤が異なる以上、認識が違うのは当たり前である。問題意識や能力に帰結するのではなく、その行為や判断の背景を理解するために会話を重ねることが重要である。

（３）資源、時事情報、法改正、自治体の取組などの情報を収集する

地域に存在する社会資源の質と量には差がある。そのため、社会福祉士はまず資源がどこでどのようなものが得られ、どのような形態で運営され、そして利用するために必要な手順や費用を知る必要がある。利用手順についても、地域差が存在することもあるため、直接電話するなどして確認するとよい。「支援機関リストがあればいいのに」と思うこともあるだろうが、例えばシングルマザーへの支援であっても、日本語が流ちょうな人、言葉の支援が必要な人、意識的に母国コミュニティと距離をおいている人など個別事情はさまざまである。また、NPO 法人、N G O の支援の質も多様である。その都度地域での情報を人づて、あるいはウェブ検索などで探しながら最も適すると思われるものをピックアップし、その地域の専門職としてオリジナルの資源リストをつくることが重要である。

基礎的な情報源は関係省庁の通知（法務省、厚生労働省、文部科学省など）や自

治体のホームページとなるが、それ以外にも勉強会などで人脈をつくり、口コミ情報をたくさんもつことが有効である。民族間紛争や宗教による自国内での対立がある国の出身者の場合、同国人に対しても対立相手ではないかという疑念・不安を抱えていることもあるなどの事情も存在することを踏まえ、新聞の国際記事欄にも目を通すことは、利用者理解の幅を広げることになるだろう。

（４）伝わるためのコミュニケーションを意識する

外国人の場合、制度の名前を聞いてもピンとこないこともある。また、たとえば必要書類で「所得がわかるもの」といわれて「源泉徴収票」であると理解できる人ばかりではない。制度にかかわる話をする際には、情報を絞り、端的に簡単な日本語で伝えることが重要である。親切心から多くの情報や説明を加えることが必ずしも良いとは限らない。自分が仮に外国で、正確だが多量の情報を示されたことを想像すれば、いかに理解することが大変かわかるだろう。最低限必要な情報（法律の内容、必要なもの、どこに行けばよいか）を伝えることが大事である。「言っている内容は正直よくわからないけど一生懸命話をしてくれているのでその申し訳なさもあって『わからない』と言えず『大丈夫です』と答えてしまった」という人も実は多い。簡単に、シンプルに、が鉄則であり「それ以上知りたければ質問するだろう」くらいの気持ちをもつことも時に大切かもしれない。

○参考文献

日本社会福祉士会（2012）『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』中央法規出版

＊上記にあげた情報元のウェブサイトアドレス（URL）などは掲載時以降変わることも多いため、ここでは掲載しない。また、外国人コミュニティの状況、支援団体の活動状況は地域ごとの差がとても大きい。そのため、ここで挙げたような社会資源があるということを手掛かりに、各地域での制度や社会資源については、情報が必要な段階で関係省庁や団体名と制度やサービス、機関名を各地域で検索しながら活用することが重要である。

CHAPTER III

滞日外国人支援の特徴

本章のねらい

1. 外国にルーツをもつ人々の特有な生活問題・課題（ここでは「壁」と表現）を理解し、ソーシャルワークの価値・知識・技術を踏まえ、ミクロ・メゾ・マクロのアプローチについて考える
2. 外国にルールをもつ人々の「自立」と「共生」への支援について学ぶ。「自立」については、定住・統合プロセスという時間軸を念頭に置きながら支援する重要性について理解する。また「共生」については「多文化共生社会」や「地域共生社会」の概念を学び、「多文化・地域共生社会」の実現を目指す観点から、「つながり」や「参画」を重視したソーシャルワーク実践について考える

ソーシャルワーク実践は、対象者が日本人であろうと外国人であろうと基本的には変わりはない（ジェネラルな視点）。しかし、滞日外国人あるいは外国にルーツをもつ人であるがゆえに、特有の生活問題・課題がある（スペシフィックな視点）。彼（彼女）らが、その人らしい生活・人生をおくる際に、さまざまな障壁―「壁」が存在している⁸。社会福祉士等は、そうした「壁」を意識しながら、ソーシャルワークの価値・知識・技術を念頭に、ミクロ・メゾ・マクロのアプローチを展開していく必要がある。

1. 外国にルーツをもつ人々の「壁」とその支援

ここでは、「言葉の壁」、「文化の壁」、「制度の壁」、「心の壁」、「アイデンティティの壁」の5つに大別し、それぞれの壁へのアプローチの例とその留意点を示す。

表3 5つの壁とそのアプローチ・留意点

壁	アプローチの例と留意点
言葉の壁	a. 適切な通訳・翻訳者の手配 b. やさしい日本語での対応 c. 子どもを通訳者にしない d. 制度を知らせる（多言語による）
文化の壁	文化的コンピテンス a. 文化的な気づき b. 文化的な知識の習得 c. 文化的な技術の向上
制度の壁	a. 制度への容易なアクセス b. 制度の柔軟な運用に対しての交渉 c. インフォーマルな社会資源の活用・開発 d. アドボカシーとソーシャルアクション
心の壁	a. 学校教育の場での教育プログラムの開発 b. 一般市民への啓発活動 c. 差別解消条例等の提言
アイデンティティの壁	a. 文化的アイデンティティの保持 b. 自己受容・自己肯定感を高める

⁸ 門美由紀(2016)「エスニシティに配慮したソーシャルワーク実践」『ソーシャルワーク研究』42-2, 27-33.の中では、門は「ことばの壁」「心の壁」、「制度利用の壁」、「文化の壁」、「情報アクセスの壁」「アイデンティティの壁」と6つの壁を示し、それぞれの「壁」に対するソーシャルワークの価値に基づく気づき・知識・技術について整理をしている。

(1) 言葉の壁

① 言葉の壁とは

言葉は人と人とのコミュニケーションの主たる手段である。言葉によって、自分の意思や感情等を相手に伝えることができ、お互いに相互交流を図りながら、相手への理解を深めることができる。しかし、外国にルーツをもつ人々の中には（日本国籍をもっている）日本語能力が十分ではなく、日本語という「言葉の壁」を抱える人は多い。日本語が十分に理解できなければ、日本人と意思疎通を図ることが難しく、双方の誤解を招くおそれもある。また言葉のみならず、コミュニケーションのスタイルや非言語的コミュニケーションの違い（例えば、腕を組む行為は、日本では威張っている態度を示すが、ある国では目上の人への尊敬を意味する）もお互いの理解に影響を及ぼすかもしれない。他方「言葉の壁」によって、日本の生活全般の諸制度・社会サービスの知識・情報を入手することや、それらへアクセスすることも困難になる。

② アプローチ・留意点

「言葉の壁」を乗り越えていくためのアプローチの例や留意点は以下のとおりである。

a. 適切な通訳・翻訳者の手配

日本では、滞日外国人の生活支援のための通訳・翻訳を保障する制度が十分ではない。また、民間の正式な通訳・翻訳者は比較的高額なため、手配することが難しい。そうした中で、社会福祉士等は、地域の国際化交流協会、NPO 法人等の外国人支援団体やボランティア団体が提供する通訳・翻訳サービスを探し、それらの情報を常にストックしておくといい。また、最近ではさまざまな言語に対応する翻訳アプリも充実してきているので、それらを活用することもできるだろう。

b. やさしい日本語での対応

地域によっては通訳・翻訳にかかわる適切な団体が十分ではなかったり、マイノリティな言語の通訳・翻訳への対応が難しかったりする場合も多いだろう。そのようなときでも、わかりやすい日本語で外国人に話すことで、彼（彼女）らの理解が容易になる場合もある。そのため、社会福祉士自身が「やさしい日本語」（簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなど）で話すことを心掛けたい。また、社会福祉士等が、周囲の人々や他職種の関係者等にも「やさしい日本語」の普及に努めることが肝要である。

c. 子どもを通訳者にしない

一般的に、子どもは親よりも日本語の習得が早い。その際、安易に子どもに通訳を依頼してしまいがちであるが、それはできるかぎり避けたいものである。たとえば、子どもが親の通訳のために出かけるときに、子どもが学校

を休まざるをえなかったり、親の病気のために病院で通訳をさせられるときに、子どもの心の負担が重くなったりする場合がある。また、通訳を子どもが担うことによって、子どもと大人の立場が逆転し、子どもが親を尊敬しなくなるなどの問題も生じやすい。

d. 制度を知らせる－多言語等による情報の提供や多言語相談窓口の設置

滞日外国人は、一般的に日本の制度に関する知識が不十分であることや、制度が存在しているにもかかわらず、そこにアクセスすることが難しい場合もある。そのため、社会福祉士等は、地域の生活関連諸制度やサービスの情報および社会福祉士等の自らの所属する団体情報の多言語化や「やさしい日本語」化を図っていく必要がある。また、自治体に多言語相談窓口を設置できるよう働きかけていくこともできるだろう。

（２）文化の壁

① 文化の壁とは

外国にルーツをもつ人々は、日本とは異なる文化的背景をもつ人々である。すなわち、文化、人種、民族、宗教、スピリチュアル（精神性）、価値観、生活習慣および行動規範は、日本人と異なること、また彼（彼女）らの生まれ育った国・地域の社会制度は、日本の様式とは異なる場合もある。社会福祉士は、前述の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」にあるように、滞日外国人の文化を理解し、多様性を尊重し、また文化的価値を活かしていく支援を展開していく必要がある。しかし他方で、文化的な差異が、日本人との摩擦や衝突を生み出す場合もあることも社会福祉士は十分に認識し、日本の文化や価値についても、彼ら（彼女）らに理解を促していくという、双方向の理解を深めるアプローチも重要である。

② アプローチ・留意点－文化的コンピテンス

「文化の壁」を乗り越えていくために、社会福祉士等は文化的コンピテンス（Cultural Competence: 文化的な対応能力/文化に対する理解と対応力）⁹を身に付ける必要がある。

a. 文化的な気づき（cultural awareness）

社会福祉士自身の文化に対する文化的な自己認識（自己覚知）と文化の異なる滞日外国人に対する文化的な他者認識（態度の自覚）が求められる。すなわち、自分の属する文化（文化的アイデンティティ）について認識したり、異なる文化に対する肯定的な経験や否定的な経験を振り返ったり、自分の心の中にある差別や偏見について見直してみることである。

⁹ ヴィラーク・ヴィクトル(2018)『多様性時代のソーシャルワーク 外国人等支援の専門職教育プログラム』（中央法規）の中では、文化的力量（cultural competence）についての知見が整理されており、日本で文化的力量をもつソーシャルワーク専門職の効果的な教育プログラムが示されている。また、全米ソーシャルワーカー協会（NASW）では、「ソーシャルワーク実践の文化的コンピテンスのための基準と指標」（2015）を発行している。

b. 文化的な知識の習得 (knowledge acquisition)

異なる文化への理解を深めるために、文化的多様性や滞日外国人にかかわる知識（たとえば、多文化・多様性に関する用語、多様な人々の存在、人口統計、多様化の歴史・抑圧の歴史、文化的に多様な価値観など）を学ぶ。

c. 文化的な技術の向上 (skill development)

援助過程の各段階（関係構築、アセスメント、計画、介入、評価など）における文化的な配慮である。たとえば、相手の文化に敬意を払い、日本の文化・習慣・行動様式等を押し付けないように留意したり、エスニック・コミュニティのリーダーやキーパーソンと適切にかかわり支援を展開したりする等があるだろう。

（３）制度の壁

① 制度の壁とは

社会福祉士等は、生活関連諸制度を活用しながら支援するが、滞日外国人や無国籍者の場合、とりわけ行政の（フォーマルな）制度や社会サービスを利用できない、あるいはその利用が制限されているために、ソーシャルワーク実践をする上で困難を強いられる場合がある。第Ⅰ章でみたように、滞日外国人が日本に滞在するには、在留資格が必要であるが、資格の種類や有無によっても、利用できる諸制度や社会サービスも異なる。一方で、前述したように「言葉の壁」等により、滞日外国人が日本の制度を知らないまたは理解していないことがあり、必要なサービスを受けていない場合もある。

② アプローチ・留意点－生命・生活の保障

「制度の壁」を乗り越えていくためのアプローチの例や留意点は以下のとおりである。

a. 制度への容易なアクセス

前述したように、サービスや相談窓口の多言語化や「やさしい日本語」化を図っていくことで、外国人住民の制度の利用しやすくすることがある。滞日外国人も住民であるという認識のもと、住宅、教育、就労、医療、防災および防犯など、さまざまな領域で彼（彼女）らがサービスを受けられるように働きかけていく必要がある。

b. 制度の柔軟な運用に対しての交渉

行政等のフォーマルな社会サービスを活用しようとする際、普遍的な人権意識を常に忘れず、滞日外国人に対して制度の柔軟な運用を求めていく必要がある。世界人権宣言、子どもの権利条約や難民条約など、国際的な人権意識や人道的配慮の考えに根差して、建設的な議論・交渉を進めていくことが肝心である。

c. インフォーマルな社会資源の活用・開発

滞日外国人に対するフォーマルな社会制度がすぐには活用できない場合、社会福祉士等はインフォーマルなサービスを活用していかなければならない。大都市圏や外国人の集住地域等は、民間の外国人支援団体が充実しており、社会福祉士等はそうした機関や団体を調べ、連携を強化していくことができるだろう。一方、外国人支援団体等が十分でない地域では、社会福祉士等は、既存の一般の民間支援団体の外国人向けサービスの拡大を促したり、また必要に応じて新しい団体を創設・開発したりすることが期待される。

d. アドボカシーとソーシャルアクション

日本の現行の法制度は、滞日外国人の基本的な人権および生存・生活権の保障を十分に考慮しているとはいえない。そのため社会福祉士等は、滞日外国人の人権保障および彼（彼女）らとの共生社会を目指す生活関連施策の改善に向けて、アドボカシー（権利擁護）活動やソーシャルアクションを展開していかなければならない。後述するように、地域社会での滞日外国人の政策プロセスへの参加、社会福祉士会等の職能団体や地域の他職種・他機関との連携協働作業等の活動を通して、滞日外国人の権利擁護に取り組んでいく必要がある。

（４）心の壁

① 心の壁とは

日本人の中には、文化等の違いから滞日外国人とのかかわりを避けたり、滞日外国人への顕在的・潜在的な差別・偏見を抱いていたたり、外国人嫌悪（Xenophobic）を感じている人なども少なくない。滞日外国人に対する入居拒否や就職・雇用条件等の差別も根強く、滞日外国人の子どもへのいじめ問題、外国人技能実習生に対する労働基準関係法令違反も多い¹⁰。近年、ヘイトスピーチデモが社会問題化しているが、過激な攻撃的な行為ではなくても、外国人に対して無意識あるいは軽い気持ちで人種・民族・国籍に配慮を欠いた不適切な言動をして相手に不快な思いをさせる場合もある（レイシャル・ハラスメント）。例えば、特定の国や民族に対してのステレオタイプ像を押し付けたり、肌を黒塗りすることで、黒人を笑いものにしたりするなどがある。

② アプローチ・留意点

「心の壁」を乗り越えていくためのアプローチの例や留意点は以下のとおりである。

a. 学校教育の場での教育プログラムの開発

学校現場の教師とともに「外国人に対する差別・偏見」をテーマとした教

¹⁰ 公益財団法人 人権教育啓発推進センター(2017)「平成 28 年度 法務省委託調査研究事業 外国人住民調査報告書ー 訂正版 ー」および厚生労働省による「外国人技能実習生の実習実施者に対する平成 29 年の監督指導、送検等の状況」を参照。

育プログラムの開発に携わることもできる。生徒たちと話し合いをしたり、外国籍の子どもたちの不快な思いについて聞く場を設けたり、かつていじめを受けたことのある成人の滞日外国人を招聘講師（ゲストスピーカー）として呼び、話を聞くこともできるかもしれない。また、子どもに親しみのあるスポーツやまんが等を通して、差別や偏見について学ぶ教材づくり等も考えられる。

b. 一般市民への啓発活動

外国人と接触する機会が多い人ほど、差別・偏見意識が少ないという傾向を示す調査結果は比較的多い。そのため、社会福祉士等は、日本人と滞日外国人が互いに学び合う場や交流の機会を設けるなど、滞日外国人の人権や多文化共生に関する講座を開催し、人権意識やお互いの理解促進を図るような活動を展開することが重要であろう。

c. 差別解消条例等の提言

日本は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」に 1995（平成 7）年に加入しているが、人種差別を禁止する法律はない。政府は 2016（平成 28）年にヘイトスピーチ解消法¹¹を施行し、差別的言動の解消に取り組み始めたが、禁止・罰則規定がない等で、実効性に乏しいとの意見もあり課題は多い。一方、地方自治体レベルでは、東京の世田谷区は 2018（平成 30）年 4 月に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、国籍・民族等の違いを理由にした不当な差別を禁止し、差別に対応する苦情処理委員会を設置している。それぞれの地域で地方自治体に対して、人種差別解消に向けての条例づくりを呼びかけていくようなソーシャルアクションが求められる。

（５）アイデンティティの壁

① アイデンティティの壁とは

アイデンティティを構成する要素はさまざまであるが、国家、民族、文化的集団などに対する帰属意識もその一つといえる。日本で中長期的に日本文化に接触し生活してきた滞日外国人や外国にルーツをもつ人々は、国民性（ナショナリティ）や民族性（エスニシティ）をめぐる文化的アイデンティティへの危機や揺らぎといった心理的葛藤が生じる場合も少なくないだろう。「自分が何人なのか？」「自分はどちらの国に所属しているのか？」など自問自答したり、日本で生まれ育ったにもかかわらず、身体的な特徴ゆえに「ガイジン」とからかわられたり「日本語話せるの？」など、他者から異質性を問われたりする場合もある。そして「国籍・民族を隠したい」、「母語を話すと恥ずかしい」など、自分自身を卑下し、自己肯定感を低めてしまう恐れもある。また歴史を振り返

¹¹ 正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」である。

れば、在日韓国・朝鮮人の人々が、民族の言語・文化の蔑視・抑圧に抵抗し、民族の自覚や誇りの獲得・継承をするために民族教育を行ってきた経緯もある。

他方、親子の間一親は出身国・民族の言語・文化の継承を願い、子どもは日本語や日本の習慣に馴染んでしまった一で、アイデンティティをめぐるズレや価値観の違いが生じる場合もある。

② アプローチ・留意点

「アイデンティティの壁」を乗り越えていくためのアプローチの例や留意点は以下のとおりである。

a. 文化的アイデンティティの保持

彼（彼女）らの生まれ育った国・地域の言葉・文化等を育み、継承できるように、エスニック・コミュニティの組織化や彼らの活動を支援する。また、日本社会に彼（彼女）らの文化を紹介する機会を増やすなどして、自らの文化に誇りを持てるように彼（彼女）らをエンパワーする。

b. 自己受容・自己肯定感を高める

親の世代と違い、子どもの世代になると、どちらの国・民族の帰属するのかという二者選択に悩むなど、アイデンティティに対する危機（クライシス）を招く場合もある。そのような場合は、「ありのままの自分で良い」「自分らしさを大切にする」など、そのままの自分を受け入れるように促していく対話をする。そして、文化的に異なる背景をもっていることを強み（ストレングス）と思えるように、肯定的な感覚を身に付けられるような働きかけをする。

2. 自立と共生一定住・統合プロセスと「多文化・地域共生社会」の視点

ソーシャルワーク実践では個人の自立を支援するとともに、共生社会を実現していくことが重要である。

（1）「自立」への支援一定住・統合プロセスを念頭におく

ソーシャルワークの実践では、その人のライフサイクル¹²（出生・乳児期・子ども期、青年期、成人期・老年期）という時間軸を念頭におきながら、「自立」支援のアプローチが展開される。それは日本人も滞日外国人も同様であるが、とくに外国人の「自立」支援の場合は、日本社会に定住し、社会統合していくプロセスという時間軸にも着目しなければならない。ここでいう「社会統合」とは、外国人のアイデンティティやその人らしさが保持され、主流社会への積極的な参加がある状態であり、滞日外国人および受入れ社会の住民との相互適応プロセスを指す。なお、ここでは新しい国に移動した外国人に焦点を絞って述べる。

¹² 愛知県の「あいち多文化共生推進プラン 2022」では、外国人のライフサイクルに重点がおかれている。

彼(彼女)らが定住し統合していくプロセス¹³は、以下の図のように段階的に示される。

図4：2つの時間的プロセス

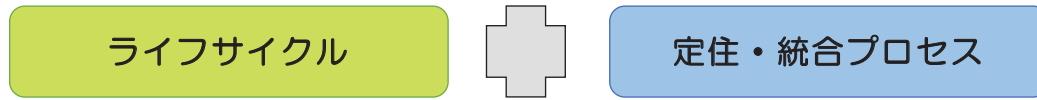


図5：定住・統合の段階



図：筆者作成

① 滞在前・出発の段階

移動する意思決定のプロセスを含む段階である。滞日外国人は、移動先の国（例えば日本）に滞在する前に、彼（彼女）らの出身国あるいは他国を出発するという行為を経てやって来る。日本を積極的または消極的に選択したのか、事前に滞在計画を立て準備をしてきたのか、家族・友人や慣れ親しんだ環境と別れを経験したのか、地位や財産を失ってきたのか、などさまざまな状況が想定されるだろう。たとえばEPA（経済連携協定）の介護福祉士候補者の場合は、来日前に日本語学習の準備をしていたり、技能実習生の場合は、本国で採用面接をうけたり仲介業者に仲介手数料を支払ったりなどが考えられる。また難民の場合は、移動先の選択や事前準備・計画は困難であり、日本に自発的に来たのではなく自国を出国せざるをえなかったこと（強制移動）が予想される。難民はしばしば紛争や混乱した危険な状態の下で、家が破壊されたり、資産・所有物が剥奪されたり、暴力・拷問・レイプなどに曝^{さら}されたり、またそれらを目撃したり、家族の死に直面したりなど壮絶な経験をしているかもしれない。

② 通過の段階

実際の移動を伴う段階である。この段階は、難民や非合法的な入国をする外国人にとっては、身体的・精神的負担を強いられる移動である。たとえば、ボートによる移動などは劣悪な環境であり、沈没や病気に曝されるなど生命を

¹³ 森恭子(2016)「移民・難民支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』42-2, 34-45.の中の「移民・難民の統合プロセス」を参考に加筆修正した。

脅かされる経験である。また、目的地に到達する前に難民キャンプまたは収容施設に留め置かれるかもしれない。あるいは移動を手助けする密輸業者に多額の金銭を請求されたり、騙されたりという経験をしているかもしれない。

③ 到着の段階

到着した初期の滞在の段階である。この段階は、基本的・緊急的な生活ニーズ(たとえば、食料、居住、仕事、職業訓練、言語学習、子どもの学校の手続き、主な生活関連制度へのアクセスなど)、に直面するときであり、これらのニーズに即効的・直接的に対応していく必要がある。この期間は、多くの場合、提供されるサービスに依存することを特徴とする。また、異なる文化や社会に遭遇し、彼（彼女）らの心情は、肯定的または否定的、楽観的または悲観的など、入り混じった感情を経験している時期でもあるだろう。

④ 適応の段階

おおむね緊急的な生活ニーズは満たされ、新しい社会の環境に慣れてくる段階である。移動先の国の言語も上達し、自分自身で制度にアクセスでき、移動先の国の文化・習慣、行動規範などを理解するようになる時期である。そして移動先の国での中長期的な居住に関連する生活戦略を立て始めるようになる(たとえば長期的にみてどこに住むか、どのような専門的なキャリアパスを追求するかなど)。新しい生活環境に対して安心・安全な気持ちを抱くことができる。この段階は、彼（彼女）らの自立・自律の向上として特徴づけられる。

⑤ 貢献の段階

統合の最終段階といえる。彼（彼女）らは、新しい社会に適応し、社会的・文化的・経済的・政治的なさまざまな領域とつながりをもち、完全に平等な参加者となる時期である。居心地の良い感情を伴いながら、新しい社会の一員として、それぞれの立場から、自発的に活動し社会に貢献することを特徴とする。貢献は、移動先の国における労働力や納税者として寄与するだけでなく、ボランティアや新しい移住者への支援などを含む幅広い社会貢献を含むものである。

移動する前の①と②の段階は、滞日外国人に深刻な影響を及ぼし、それが滞後の定住のストレスと結びついているかもしれない。社会福祉士等が滞在前の段階の彼（彼女）らの状況や経験を理解し、適切に対応することが求められる。移動先の国に到着した後の③、④、⑤の段階は、彼（彼女）らが社会的に依存した状態から、社会制度や社会サービスを活用しながら自立・自律し、そして市民社会の一員としての社会的役割を果たしていくプロセスである。必ずしもこれは直線的に進むわけではなく、受入れた社会の外国人への寛容度や社会制度・社会サービスの成熟度などにより、紆余曲折を経ていく長期的・複雑

な過程であるだろう。社会福祉士等は、このようなプロセスを視野に入れ、各段階でどのような実践を展開していくのかを吟味する必要がある。

（２）「共生」への支援－「多文化・地域共生社会」に向けたアプローチ

滞日外国人との共生については、「多文化共生」という言葉が使用されることが多い。総務省は、2005（平成 17）年に多文化共生の推進に関する研究会を設置し、地域における多文化共生の推進体制の整備に着手した。それ以降、滞日外国人の生活環境整備に向けて省庁横断的な検討や地方公共団体の多文化共生推進プランの策定などが進んでいる。2018（平成 30）年には法務省に「外国人人材の受入れ・共生のための総合的対応検討会」が設置され、生活者としての外国人との共生に向けての総合的施策が進みつつある。

多文化共生については、以下のとおり、総務省の多文化共生推進に関する報告書¹⁴の定義が広く浸透し、各自治体で使用されている。多文化共生は「多様性の尊重」「双方向の理解」「対等な関係」「地域の構成員」というキー概念を含む言葉であるといえる。

【多文化共生社会の定義】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、
対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

一方、福祉施策では 2016（平成 28）年より厚生労働省による「地域共生社会の実現」に向けた包括的な支援体制の整備が進んでいる。そこでは、地域共生社会は以下のとおり定義されている¹⁵。

【地域共生社会の定義】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

ここでは、将来の少子高齢・人口減少社会を見据え、滞日外国人を含め地域住民総動員で地域の生活課題に取り組むことが期待され、地域社会の中の「つながり」や「参画」が重視されている。

こうした一連の施策をみると、多文化共生の推進や地域共生社会の実現のために

¹⁴ 総務省(2006)「多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」p5.

¹⁵ 「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

は、外国人が社会的に孤立することなく、排除されず、対等な立場で地域社会の構成員となっていくためのソーシャルワーク実践が求められる。

以下では「つながり」の構築や「参画」を重視したソーシャル・キャピタル¹⁶に基づくアプローチを紹介する。

① エスニック・コミュニティの組織化とパートナーシップ

滞日外国人の中には、同じ出身国・民族・言語・文化・宗教等の背景をもつような人々と集住したり、自助的・親睦的な団体を組織化したりするなど、いわゆるエスニック・コミュニティを形成している場合がある。エスニック・コミュニティは、情緒的・情動的・物質的なサポート等を提供するために重要な役割を果たす。たとえば、共通の言語で会話することで孤立感が軽減されたり、お互いの支え合いが強まったり、同様な体験や共通の生活課題を共有できたり、さまざまな生活情報を得ることが容易になる等の利点がある。また、エスニック・コミュニティは、彼らの安心安全な社会的居場所として機能し、彼らのアイデンティティ形成に寄与することができ、同化のリスクを防ぐこともできるだろう。

ソーシャルワークスキルの一つとして、福祉コミュニティや当事者の組織化を図っていくことがあるが、滞日外国人支援でもエスニック・コミュニティを組織化することは重要である。すでにエスニック・コミュニティが存在している場合は、その強化を側面的に支援し、彼（彼女）らのエンパワメントを高めていくようなアプローチをする。一方、エスニック・コミュニティが存在していない場合は、同質な人たちのつながりを意図的に創っていく必要がある。エスニック・コミュニティを強化することは、さまざまな場面で、日本社会と対等な関係での協働作業、すなわちパートナーシップも築きやすくなるといえる。

しかし、エスニック・コミュニティの強すぎる結びつきは、日本社会との分断や排除を招くことも危惧される。社会福祉士等は、日本社会とのつながりのある開かれたエスニック・コミュニティの形成に留意しなければならない。また、すべての滞日外国人がエスニック・コミュニティに帰属することを好むとは限らない。たとえば、ブラジル人だからといって、ブラジル・コミュニティとつながりを持ちたいというわけではないだろう。本人の意思を尊重し、ステレオタイプ化しないように気をつけなければならない。

② 日本社会とのつながり・参画の促進

滞日外国人は、前述したさまざまな「壁」によって、日本社会との接点をも

¹⁶ 人々のネットワークや交流・つながりが個人及び社会に利益をもたらすという「ソーシャル・キャピタル」(SC:社会関係資本)という概念がソーシャルワーク実践に活用されつつある。SCを豊かにすれば、共同の利益のための行為が促進され(たとえば、健康増進、教育向上、経済成長、犯罪防止、政府の効率等)、社会全体のさまざまな局面が円滑に循環することが期待されている。SCは、社会的結合(social bonds:同質な人とのつながり)、社会的橋渡し(social bridges:異質な人とのつながり)、社会的連結(social links:権威者へのつながり・政治参加)に類型化される。

ちにくく、社会的孤立や排除を生じやすい。それは引いては、経済的困窮、不就学、身体的・精神的疾患、自殺、虐待などさまざまな生活問題・課題を招くおそれにつながる。一方、滞日外国人と日本人がつながりをもつことは双方向の文化的理解が進み、差別や偏見感情の抑制や社会的不安の軽減につながることを期待される。さらには活発な相互の交流や参画を通して、社会的結束の促進や新しい豊かな文化を創造する可能性も秘めている。

社会福祉士等は、自らの所属する職場のサービスはもちろんのこと、連携する生活関連施策の諸サービスが、滞日外国人の利用しやすいサービスになっているのかを点検し、必要があれば、それらのアクセスや利用が滞日外国人にとって容易になるように変えていく取組をしなければならない。

また、社会福祉士等は、滞日外国人が日本人と相互交流できる場を提供するなど、日本社会のさまざまな領域（学校・職場・地域社会等）に参加・参画できるように支援し、それぞれの領域の関係者に外国人の参加・参画の促進を働きかける必要がある。その際、外国人が自らの役割を発揮したり活躍できるようなストレングス・アプローチを採用したり、相互理解や人権意識が深まるような啓発活動も視野にいたした支援を展開していくことが重要である。

③ 政策的アドボカシー

政策的アドボカシーは、主流社会の中で政治的プロセスから排除されやすい滞日外国人の生活や人権を擁護するために、既存の法制度の変革や柔軟な対応または新たな政策の創設、そして共生のための包括的体制の充実を求める活動である。現在、日本では滞日外国人の参政権は認められていない。日本の政策上「住民としての外国人」との認識は深まっているが、住民の福祉にもっとも身近な市区町村に対する地方選挙権は外国人には付与されていない。滞日外国人の参政権については、議論の余地があり、一筋縄にはいかない問題であるが、滞日外国人は地域社会の構成員であることを踏まえれば、社会福祉士等は滞日外国人が政治参加や政策プロセスに参画できるような仕組みづくりのために、ソーシャルアクションを展開していく必要がある。地域の滞日外国人やエスニック・コミュニティが、政策の意思決定プロセスに適切に参加できることによって、共生施策のアカウンタビリティ（説明責任）や透明性を増すことが可能となる。

社会福祉士等は、たとえば住民に身近な市区町村の政策レベルで、滞日外国人の声を聴く場や滞日外国人やエスニック・コミュニティと行政の話し合いの場を設け、彼らの福祉ニーズや生活課題を把握し、行政および地域住民等とともに協働で解決していく仕組づくりを考えていくような実践が求められる。また、行政に対する政策提言、政府関係者や政治家への助言、共生施策の策定を協議する場に参加するなどの実践を進める上で、関係諸機関や異分野と提携・協働し、連合体(coalition)を創設・組織していくことは有効な戦略といえる。

CHAPTER IV

社会福祉士の役割

本章のねらい

1. 社会福祉士として実践活動に当たる際、前章までに記載された滞日外国人の支援に関する留意点は、実際どのように立ち現れるのかを事例を通して学ぶ。
2. 共通言語がない場合、異なる文化・生活習慣を持つ場合、相談者に対して、社会福祉士が果たすべき役割について確認する。また、個別支援を越えて、滞日外国人支援の環境づくり等の役割について理解する。

社会福祉士として、日々の実践の中で滞日外国人支援を行うとは、具体的にどのようなことか。理念としてではなく、実践の一つの行為として具現化するためには、どのような点に留意し、考えればよいのか。ここでは、①支援の入り口②言葉の壁を超える③異なる文化・言語を理解する④滞日外国人支援をする環境づくりという4つの柱を立て、それぞれ3事例を挙げ、検討していきたい。

各項目は独立しているため、どこから読んでいただいても構わない。また、別の見解や意見があっても構わない。

1. 支援の入り口

(1) 外国人相談のアセスメント

事例1 初回面談での確認事項

民間の外国人支援団体の社会福祉士Aのところに、地域の国際交流協会の日本語教室担当者から「教室に通う外国籍女性から、『子ども（1歳3か月）のミルクが買えない。助けてほしい』と訴えがあったので、そちらで少し話を聞いてほしい」と依頼があった。

Aは、同じ団体に勤務する通訳者を介して、相談者から状況の聞き取りをしたところ、内縁の夫（日本人）が数か月前の大けがで失業して以来、昼間からアルコールを飲むようになり、最近は「金はない。出ていけ」と言われて困っていることが分かった。Aは、相談者に地元の自治体が相談に乗ってくれるかもしれないことを伝え、念のため、在留カードで相談者の在留状況を確認すると同時に、子どもの出生届の提出先を教えてもらった。

○利用可能な制度を知るための必須項目

外国籍の相談者を迎えた時、社会福祉士は、所属機関・団体で通常行うアセスメントに加え、次の項目に関して情報収集することが求められる。

第一に、相談者の在留資格の状況（在留資格の種類は何か、在留期限はいつか等）を確認する。これらにより、生活保護等、各種制度の利用が左右される。

また、就労することのできる在留資格であるかどうかは、全体の支援方針にかかわるので、早い段階での確認が必要である（22頁参照）。

第二に、在留カードを所有している場合は、登録住居地を確認する。外国籍は、日本国籍と異なり、生活困窮により生活保護を申請する必要がある場合、在留カードの登録住居地にある自治体の実施主体となると規定されているからである（31頁参照）。

また、子の身分事項等の確立などが支援内容に含まれる場合などには、親のパス

ポートの状況（パスポートの有無、そのパスポートが真正であるか否か、その有効期限はいつか等）の確認が必要となる。

○アセスメント時の留意点 = わからないことは約束しない

滞日外国人の一部は、日本人以上に「できる」「できない」に敏感であるし、即効性を求める傾向が高い。しかし、滞日外国人が受けられるさまざまな福祉サービスの範囲は日本人と差異があるのが現実である。このため、上記の在留状況等の確認が終わり、相談者が受けられるサービスの見通しが立つまでは、相談者に対して何らの約束をしないよう注意する。してもらえると期待した後、「できない」と伝えられるのは、相談者にとってとてもつらい。

○アセスメントシート使用時に心に留めること

初回相談等で、アセスメントシートを使用している機関・団体は少なくない。外国人相談でも、同様のシートを利用している場合もある。公益社団法人日本社会福祉士会でも「生活支援アセスメントシート」として、相談の共通アセスメントシートに加え、外国人相談用の追加シートをホームページに掲載している。（巻末資料 111 ページ）

ただし、外国人相談においてアセスメントシートを活用する際には、氏名・住所等プライベートな情報をなぜ質問するのか、相談者を支援するにあたって何故必要なのか等、質問する理由を相談者が十分に理解できるよう説明をすることが必要である。相談者が「聞かれる理由」を理解できない場合、支援者との信頼関係の構築に悪影響を及ぼす場合も少なくないことに留意いただきたい（この点に関する詳細は、巻末資料 124 ページ参照）。



（２）信頼関係づくり

事例２ サービス利用を躊躇する「日本語を話さない」相談者へのかかわり

ある施設に入所している滞日外国人に、退所後のことについて面談していた社会福祉士は、相談者が社会福祉士の提案するサービスを利用することに乗り気でない様子に気づいた。このため、社会福祉士は、「日本語を話さない」相談者がサービスの具体的イメージを持てるよう、再度、写真等を用いて日本語で説明した結果、相談者はサービスの申し込みをすることに合意した。

しかし、その後、通訳者から、相談者が「私は、このままずっと福祉の世話になりたくはない」と言っていると伝えられ、社会福祉士は対応方法に戸惑ってしまった。

○相談の「肝」

相談者との信頼関係は、「相談」には欠かせない。初期段階では、自分の所属組織の役割、自分の職種の役割を話し、「お手伝いします」という意思を伝えたり、面談に必要な書類等の受け渡しなどの所作（非言語コミュニケーション）を通して、相談者を大切にしていることを表現したりすることが可能である。状況が切迫していて、「日本語が話せない」と評価される相談者であっても、「大切にされている」とは伝わっている。

○より深い信頼関係を築く

この事例では、信頼関係に基づき一定程度支援が進んできた段階で、相談者から「このままずっと福祉の世話になりたくはない」という発言が出ている。発言の背景には、「本音を言っても受け入れてもらいたい。目の前にいる社会福祉士とより深い信頼関係を築きたい」という相談者の真意が隠されているのである。言語を通して相談者の語りを聞き、言語化されていない相談者の「思い」にこたえていく社会福祉士が、共通言語のない中でいかにこの状況に応じていくか、戸惑いを感じるのは、とても自然だと思う。たとえ、相談者の母語ができなくても、やさしい日本語で相談者の方を見て、自分が相談者の話を聞いて、理解したことを伝えてみる。言葉そのもの（の意味）は通じなくても、態度として表れる非言語コミュニケーションによって充分伝わることもある。それにより、相談者は「この人はきちんと私（相談者）と向き合ってくれる」という安心感をもつことができる。

○相談者のサービス利用を妨げるもの

社会福祉士の熱意や頑張りとは無関係に、相談者のサービス利用を妨げるものはほかにもある。それは、本国における公的機関（警察含む）や「特定の専門家」（弁護士等）のあり方が日本のそれと違うため、日本では相談者にメリットのあるサービスであるにもかかわらず、相談者には、メリットがあると信じられないのである。この場合は、国によって相違があることを共有して、誤解を解くようにする。

（３）制度を使えるように支援する

事例３ 他機関へつなぐ

地域の国際交流協会の紹介で、外国籍女性の相談に乗っている民間の外国人支援団体の社会福祉士Aは、同僚の通訳者を介して相談者の聞き取りと、在留カードで相談者の在留状況を確認した。その後、地元自治体の窓口を複数紹介し、それぞれの窓口の役割を丁寧に説明した。相談者が「日本語できないから」と、自力で窓口に行くことに不安を示したので、社会福祉士Aは、当日は支援団体の通訳者が同行すること、また、窓口で聞かれる内容やそれに関連する相談者の負担する費用について説明し、相談者の了解を得た。

○ふさわしい窓口への橋渡しをする

民間団体に勤務する社会福祉士の相談事例である。団体内には通訳者がいるため、言語的な障壁はないが、必要なサービスを提供することはできないため、ここでは、それをできる（公的）機関へつなぐ役割を担うことが求められる。具体的には、相談者が今後出会う「専門家」に相談する前段階の「説明」、つまり、自治体の仕組み（〇〇課の機能や、「縦割り行政」であるため、複数部署にまたがる場合には、何か所かで同じ話をしなければならないなど）や「専門家」の役割などについての説明を行うことである。もし、通訳を介さず、「やさしい日本語」で説明する場合は、紹介する窓口や、サービスの「日本語名」も伝えておくと、相談者は後で困らなくて済む。社会福祉士は、相談者と制度間の「通訳」をする役割を担うのである。

○相談者とほかの支援者の「通訳」をする

また、事例では、団体の同僚が通訳者として同行し、その役割を果たしているが、社会福祉士Aが同行する場合は、所属団体での相談内容に基づき、相談者の置かれた状況説明や利用希望しているサービスなどを紹介先機関に伝える役割を担う。同時に、当日の面談では、「専門家」のする制度説明を相談者に理解しやすいよう「通訳」をし、相談者の不安や疑問等を明らかにし、相談者がよりスムーズに制度利用できるよう支援する。

2. 言葉の壁を超える

(1) 母語通訳者の依頼

事例4 通訳者を介した面談の準備

ミャンマー人の相談者Aが、市役所の相談員である社会福祉士Bを訪ねてきた。Bは、これまでも何度かAの相談に応じていたが、言葉がよく通じないので、後日、通訳者を介して再度面談することにした。早速、地元の国際交流協会にミャンマー語の登録通訳の派遣を依頼したが、あいにく登録者がいなかったため、日頃から外国人の支援をしている民間団体に照会先を情報提供してもらい、ようやく通訳候補者Cを見つけることができた。

その後、BはCが登録している通訳者派遣団体に連絡を取り、派遣団体の通訳者派遣のルール（派遣地域や派遣回数など）を確認の上、面談の日程調整、通訳報酬の額（Bの勤務先の規定額）や面談の目的や内容について情報提供をした。面談日に合わせて、通訳報酬に関する所内手続きを行った。

○母語通訳者を探す

滞日外国人支援で最も困ることの一つは、言葉が通じないことである。相談者の状況が把握できないとふさわしい支援ができないのなら、「日本語でコミュニケーションできない場合に通訳者を入れるのは当然」であろう。問題は、どこで通訳者を探し、報酬をどう捻出するかである。人的資源は、国際交流センター、外国人支援をしているNPO法人、勤務機関・団体内の語学堪能な職員などが考えられる。入国管理局、警察など自前の登録通訳を抱えている関係機関もある。そのほか、ネット上の翻訳アプリの利用も一つの選択肢である。

○通訳報酬と費用負担者について

対面、電話を問わず、人に通訳を依頼するのであれば、そこに費用が発生する。自治体では、通訳・翻訳者を手話通訳者と同様に「コミュニケーション保障をする人」ととらえ、通訳・翻訳者への報酬を「役務費」から支出したり、書類翻訳のための「筆耕翻訳料」などの品目で予算化したりして捻出している。

民間団体の通訳派遣依頼をする場合には、相談者本人負担か民間団体が得る助成金等で賄うことが多い。

民間団体の通訳派遣依頼をする場合、通訳報酬は、相談者本人か民間団体が得る助成金等で賄われることが多い。

また、法テラスでは、相談者の負担なしに通訳等を利用できる仕組みがある（81頁参照）ため、相談者と出向く前に、通訳者の調整を打診するとよい。

（２）ふさわしい通訳者とは？

事例５ 日本生まれのＡ（９歳児）が「通訳」になり、学校に行けない

Ａは、外国人の両親をもつ９歳児である。家では、両親とは母語で話すが、日本生まれで日本の保育園、小学校に通っているので、日本語の読み書きの方が得意である。小さい頃から日本語が得意でない両親の「通訳」をしてきた。

最近も、病気になった母親の通院に付き添うため、学校を休んで病院に行っている。医師や看護師の話す内容は、Ａにとってはよくわからないこともあるので、母親には全部を話してはいない。友達と遊びたいから学校は休みたくはないが、自分が行かないと誰も通訳する人がいないし、ほかの人に頼むとお金がかかるから母親も病院のスタッフも困るので、仕方なく行っている。次は、「市役所に行くとき、一緒に来てね」と叔母さんから頼まれている。

○子どもに通訳を依頼するとは？

相談者の身近にいる友人・家族・子どもが本人の意思にかかわらず、支援者側に便利な通訳者として「選ばれてしまう」ことがある。事例では、幼少のＡが、通訳者を呼ぶお金の問題、病院のスタッフや母親を困らせたくないという気持ちに押され、通訳を「させられて」Ａの基本的な学習する権利が奪われるという倫理上の問題が生じている。また、Ａの日本語能力でカバーできない難しい専門用語の通訳は、「よくわからないことは、母親には全部話していない」と、通訳に期待される機能が損なわれる原因ともなり、本来、患者として母親が受けるべき利益も損なわれている。

○ふさわしい通訳者の選任の考え方

家族・友人のように、相談者と近い関係にある人々は、困難な状況が相談者に与える影響を慮り、客観的な通訳者になれない可能性があることを、支援者である社会福祉士は知っておきたい。同様に、労働災害、交通事故等、加害者・被害者の利害が絡む場合には、会社の社長や、事故の加害者等への通訳依頼は、不適切である。そのほか、難民、ＤＶ、虐待などの場合にも、相談者が事情を知られたくない関係者（本国大使館、ＤＶや虐待加害者）への通訳依頼はしないよう配慮が求められる。

このように、通訳者の選任にあたっては、相談者の利益や安全が最大限守られるよう、ふさわしい通訳者の性別、国籍（民族や出身地域）、相談者との関係等をあらかじめ想定しておくことが求められる。社会福祉士は、それに沿った選任に努力しなければならない。

○ふさわしい通訳者が見つけれないとき

ただし、希少言語で適時にふさわしい通訳者を探すことが困難で緊急を要する場合、また「家族の恥をほかの人に話せない」等相談者（やその家族）に通訳という第三者を入れることへの拒否感が強い場合など、例外はあり得る。

（３）通訳者に依頼すること

事例６ アパート探しに関する面談で

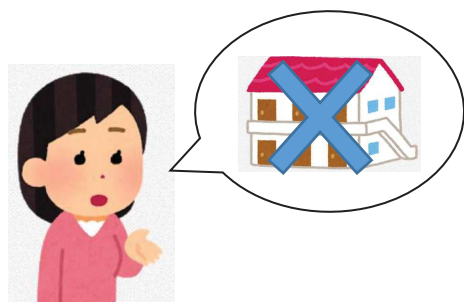
外国人のアパート探しを支援している新任の社会福祉士は、通訳者を介して、日本の不動産契約の流れや特徴について、相談者の外国人に説明した。面談中、相談者と通訳者は、とても良い関係で話しているように見えた。社会福祉士が、相談者に「アパートの保証人になってくれる人はいますか？」と聞いたところ、「いない」との答えが返ってきた。社会福祉士は、そばにいた通訳者に「あなた、この方のアパートの保証人になることはできますか？」と聞いた。

○通訳者に依頼するのは、「通訳」だけ

通訳者に依頼した内容は、「面談の通訳」である。それ以上でも、それ以外の業務であってもならない。本事例では、社会福祉士は最後の部分でうっかり「アパートの保証人になること」を通訳者に依頼している。この事例以外にも、通訳場所への車の送迎や手術の同意を得ることなどが考えられる。これらは、支援上必要があることであるかもしれないが、事前に通訳者と合意した「面談の通訳」という業務範囲を逸脱しており、通訳者に求めることではない。社会福祉士等は、相談者と母語で意思疎通できる通訳者に対して、自らが過剰な依頼心を持ったり、課題解決への期待や焦りゆえに、必要以上の要求をしたりする危険性があることを認識しておく必要がある。

○通訳者は「相談者の代理人」ではない

しかし、通訳者の中には、「通訳者を支援チームの一員として入れてほしい」と願う者もいる。相談者と母語で話し、その心情をよく理解する者として、通訳者のその気持ちは理解できる。また、社会福祉士の方でも、相談者の文化や生活習慣などに精通していないため、その部分について通訳者に助けてもらいたいと思うこともあるだろう。その際、社会福祉士が理解しておく必要があるのは、通訳者は「相談者の代理人」にはなれないということである。通訳者に求めてよいのはあくまで「通訳者の意見」にすぎず、物事を決定するのは、相談者自身であることを忘れてはならない。



3. 異なる文化・言語を理解する

(1) 言葉が通じないとき

事例7 生活場面での意思疎通

同国人の夫と離婚したAさん（70代前半）は、自治体が紹介した施設に入所している。Aさんは、滞日年数こそ10年に近いが、日本人との付き合いはなく、日本語を聞き・話す能力は未熟であった。

ある日、病院に向かう途中で忘れ物に気がつき、予約時間に遅れそうだったため、焦って近くにあったドアから施設内に入り、調理室を横切って居室に戻った。病院から戻ると、職員から「Aさん、調理室には入らないでください」と言われた。Aさんは「職員に頼もうかと思ったけれど忙しそうで、私は日本語で上手に説明もできないので、立ち入った」と母語で状況説明をした。

○言葉が通じない相談者との意思疎通

言葉が通じない（意思疎通をする共通言語がない）ことと、意思疎通できないこととは違う。共通言語がないことで、施設内の詳細なルールが十分に情報共有できず、相談者の行動が先に出たことで、それが明らかになった事例である。Aさん側から見ると、言葉が充分に通じないことから状況が把握できず、職員から突然「いけないこと」をしたかのように言われ、叱られた（又は責められた）と怒りを感じたり、「施設から出ていけと言われるのではないか」とおそれを感じたりする可能性もある。また、「自分だけ（叱られた）」、「外国人だから（叱られた）」と考えが飛躍することもある。

○メッセージは短く、「やさしい日本語」で

こうした誤解を招かず、「〇〇の場所に入らない」という一つのルールを理解し遵守してほしいというメッセージを伝えるために、社会福祉士は、伝えたいメッセージは短く抑え、相談者の気持ちを日本語で代弁して相談者を理解していることを示し、「今、これから」それを守ることへと促していく。当然ながら、ここでは相談者の理解できる「やさしい日本語」を使うよう留意する。通訳者なしで、日本人（支援者）と緊張感のある面談を乗り切った経験は、相談者にとってその後の礎となる。

また、相談者に「意思疎通しようという意思があり、そのための努力をしてくれる人」と認識してもらうように、日頃から取り組める具体的行動には、母語であいさつする、多言語情報を活用する、一つの行動をともにする、民族や文化特有のもの（服装、アクセサリ等）に関心を示す、食文化や音楽・芸術など誰もが知っているものに言及する等があげられる。

（２）異なる宗教

事例８ 「子どもの手術はできますか？」

外国人母子の担当をしている生活保護のケースワーカー（社会福祉士）は、保護費の支給日に来庁した母親から、「子ども（幼児）の手術がしたいけど、できますか？」と聞かれた。別の日に時間を取って、詳しく話を聞いたところ、宗教上、大切な意味をもつ外科手術を希望していることがわかった。ケースワーカーは、国民健康保険が適用されないものや単に宗教上の習慣であるならば、生活保護（医療扶助）での対応は難しいと思ったが、福祉事務所内で協議したところ、「医師から『医療上必要』との判断があれば可能」との見解が得られたので、母子には直接医療機関を受診・相談してもらった。医師から『医療上必要』との判断が得られ、また、手術も生活保護（医療扶助）の範囲内であったため、医療機関と協力して術前術後の調整を行い、母親はとても喜んだ。

○相談者の要請の裏にある理由 ＝ 宗教

相談者の宗教に基づく要請を、社会福祉制度と上手にすり合わせた事例である。突飛な感じがして戸惑わざるを得ない相談者からの要請や反応は、時に異なる宗教や文化等に基づくことがある。たとえば、電話連絡や訪問・外出予定が宗教上のお祈りの時間や安息日（休息することが求められる日）に重なって、相談者に喜ばなかったり、相談者が手術を拒否するのは、相談者が輸血を禁ずる宗教の信者ゆえであったりなどがある。

○異なる食習慣



また、宗教上、異なる食習慣を守ることもある。相談者がイスラム教徒の場合には、施設利用の際には食生活上のハラールフードへの対応についての環境調整が必要である。どの程度厳格に守るべきかは、出身地域や個人によって異なるが、イスラム教徒にとってのハラールは、「好き嫌い」や「わがまま」ではなく譲ることのできないものであり、その点では食アレルギーと同様の慎重な扱いが求められる。社会福祉士は相談者が大切にしている食物上の境界線を十分に把握し、周囲の理解を喚起したい。また、不適切な同化の強要に対しては、毅然とした態度で相談者を代弁し、その権利擁護をする必要がある。

○異なる年中行事の時期

他方、大使館等、本国のルールに従う公官庁では、キリスト教国ではクリスマス、中国等の旧正月など、日本のお盆、年末年始に似た長期休暇のため、一切の業務が停止する時期がある。また、その国の主たる宗教の特別行事のある日は、休日になることもある。相談者の本国の特別休暇等を把握すると同時に、相談者に、日本の特別休暇の時期と、その間は懸案事項が進まない可能性が高いことをあらかじめ説明しておくことも社会福祉士の役割の一つである。

（３）異なる文化・生活習慣

事例９ エネルギーいっぱいの相談者

子ども家庭支援センターに勤務する外国語堪能な社会福祉士は、外国籍の母子（子ども４人）を担当している。相談者との意思疎通に問題はないが、その相談者は、ひんぱんに子どもを連れて窓口に見え、長時間、一方的に子育ての悩みを話す。その間、エネルギーいっぱいの子どもたちは、それぞれ大声をあげ、市庁舎内を走り回っているため、他部署から苦情を言われるのではないかと、いつも心配している。

母親が、時折「静かにしなさい！」「何で静かにできないの！」「ダメって言ったでしょ！」と厳しい口調で子どもたちを叱り飛ばすと、子どもたちは凍りついたように静かになる。社会福祉士は、母親の悩みを聞くことそのものは業務上やぶさかでないし、文化的に異なる外国籍の相談者への対応は、多少忍耐が必要とも思っている。しかし、子どもたちも含め、相談者家族全体のもつエネルギーにいつも圧倒され、彼女たちが帰るといつもぐったりとしてしまう。

○「違い」の前にくじけそうになるとき

社会福祉士も人である。そして、人は自分と異なる文化・生活習慣の他者に出会うと「違和感」を感じる。これは当然のことである。どちらかの文化や生活習慣に優劣があるのではない。相談者と支援者とがともに「自分とは異なる文化・生活習慣をもつ人」を前に、相手をどのように理解すべきか、という点で苦悩しているのが現実であると考えられる。

事例のように、言語的には齟齬がなくとも、文化的に相いれない場合、双方が異なる生活習慣・文化にイライラしたり、疲れを覚えたりすることもある。相談者のことを「違うから理解できない」「違うから関係を持ちたくない」と心の内で拒否的に思うことがあっても、相談者にかかわる目的は、仲良くなることではなく、相談者の課題解決をサポートすることであることに焦点を当て続けるように努力する。対応は、ひとりで行うことなく、チームで行い、チーム内で常に経緯を見守る人がいて、相談上感じたさまざまな感情を安全に吐き出すようにする。チームの人に支えられる、又は自分と異なる視点からの助言により、社会福祉士としての相談機能が保てる。

○相談者の文化ではどう解決するか？

相談者の本国や、所属する文化での子育ての環境や習慣など客観的情報を仕入れ、それに基づき、相談者が本国にいた場合の解決方法を聞くなどのエンパワメントを行い、相談者が本来持っている解決能力を引き出すことも社会福祉士の役割である。そのように直接相談者から得た文化に応じた対応方法に関する情報は、誰にも取り

上げることのできないものであり、ほかの支援者と共有可能なものである。

○日本のルールを伝えることは社会福祉士の「業務」の一つ

事例では、相応しい時期に、それぞれのもつエネルギーの発散方法を検討し導入していくと同時に、信頼関係に基づいて、日本での「虐待」の定義や母子分離について慎重に情報提供し、第三者から見て母親の言動が家族の不利益にならないように準備しておくことも必要かもしれない。文化によって、「家族」「子育て」「扶養（介護）」などの概念は変わる。しかし、日本で生活していく以上、外国籍の相談者は日本のルールを知らなければならないし、それを伝えていくことは、社会福祉士の役割でもある。



4. 外国人支援をする環境づくり

(1) 社会資源の開発

事例 10 行政主導で立ち上げた勉強会から地域ネットワークへ

福祉事務所幹部職員の退職時に、市役所内の福祉に関する勉強会が提案された。現役職員であった社会福祉士Aは、参加者を市役所職員のみ（部署は問わない）とし、隔月1回、終業後（夜）の開催として企画した。講師謝礼の財源には、人事課のグループ研修費の活用を調整して継続性も担保した。

その後、参加者を市役所以外の関係者に広げ、外部の関係団体等に講師依頼をするなどして、数年継続されている。地域の別の組織で働く社会福祉士Bや、NGOスタッフも勉強会に参加し、市役所職員や行政書士などのほかの勉強会参加者と「顔の見える関係」になり、それぞれの機関、団体の利用者対応でも日常的に照会や連絡を取るなどゆるやかなネットワークが形成された。

外国人支援に特化しない「業務の質の向上」などを旨とする行政機関主催の勉強会が、副次的に外国人支援のネットワーク形成として機能している例である。このような勉強会に集まる人の中には、外国人支援経験豊富な他分野の専門職、もともと外国人支援を踏まえて社会福祉士資格取得をした実践家も少なくない。このため、支援の過程で即頼れる具体的な連携機関・団体や、他職種の人材との出会いにつながる場として、これから外国人支援に取り組む社会福祉士にとってはメリットがある。

また、一つの自治体を超えた広域の実践家が集まる勉強会では、他機関・他団体での類似の社会福祉業務について、情報交換や、あるべき価値観の共有をする機会もある。外国人支援は、職場内に支援経験者を見つけることが難しく、また具体的な支援活動の根拠を持ちにくい面もあるため、職場の外で支援を支えてくれる「応援団」をもつことで、社会福祉士には、支援活動を継続する力が与えられる。

（２）多機関・他職種との連携

事例 11 支援を妨げている本当の要因を探る検査の実施

DVで避難している外国籍の母子（Aさん【30代前半】と、乳児３人の子）を担当している市役所の女性相談員B（社会福祉士）は、母子の入所している施設の職員より、たびたびAさんの居室の清掃状況や子どもの身の回りの世話が不十分であるとの報告を受けていた。通訳者を介した生活状況改善への助言も功を奏さなかったため、職員のAさんへのかかわり方や、Aさんの日本語能力の欠如だけが原因ではないかも知れないと考え、県の婦人相談所に通訳付きの心理判定を依頼した。

婦人相談所は、当初、外国人の心理判定は前例がないと拒否的であったが、社会福祉士Bは、施設から報告を受けている具体例等を提示し、Aさんの今後の支援方針の検討上必要であることを伝え、粘り強く交渉した。その結果、心理判定が通訳付きで実施され、Aさんには中度の知的障害があることが分かった。

これを受けて、社会福祉士Bは、入所中の施設と情報共有を行い、Aさんにふさわしい生活支援の在り方を再検討すると同時に、障害福祉課に連絡し、Aさん家族が利用可能なサービスについて照会した。

滞日外国人支援は、日本人への支援と同様、一つの機関・団体やひとりの支援者による課題解決は困難である。上の事例では、「言葉の問題」として理由づけされやすい「支援がスムーズに進まない」要因を探るために、社会福祉士は、連携先として心理判定機能をもつ公的機関、同機関の心理専門職、通訳者、さらには、入所施設職員、障害福祉課を選んでいる。そして、検査結果から明らかになった相談者Aさんの状況を基に、Aさん自身が直面していた「支援者のもつ高すぎる期待」を軽減、Aさんの能力に応じた支援方針を再検討している。

このほか、外国人支援者が実際に連携している機関・団体等は、多数ある。具体的には、労働組合、法テラス（弁護士）、医療機関（医療ソーシャルワーカー）、保健福祉センター（保健師）、保育園（保育士）、学校（教員）、難民事業本部（通訳者）、ケアマネジャー、子ども家庭支援センター、自治体、労働基準監督署、ハローワーク、住宅供給公社、婦人相談所、日本語学校、エスニック・コミュニティ、教会など、多様な機関・支援者が挙げられている。

(3) ソーシャルアクション

事例 12 「ボランティアが当たり前とされる支援」に対し、担当部署に予算化を要求

10年以上の活動実績のある民間団体では、外国人親に呼び寄せられた10代の子どもたちに対し、学校が通常の授業とは別室で日本語を集中的に教える「取り出し授業」に外国人住民を派遣している。その外国人住民には、「取り出し授業」に関する報酬は自治体から出ているが、「体操服を一緒に買いに行く」「学校からのお便りの内容を保護者に伝える」など、授業外の対応を求められる多様な用事を頼まれており、その対応は無償で行っている。

これに対し、民間団体のスタッフは、それらが外国人の保護者や児童への「教育支援」の一環であるとして、自治体の教育委員会に対し予算化を求めた。その結果、翌年度より、少額ながらそれらの支援に対する報酬が予算化された。

○社会的に認知されていないニーズ

社会的に認知されていないニーズには、基本的に予算がついていない。「取り出し授業」に派遣する外国人住民に報酬が支払われるのは、それが外国人児童・生徒（又は国籍にかかわらず、多文化を背景とする児童・生徒）に必要な学習支援として認知されているからだ。しかし、認知され、予算化されるニーズは、その周辺にある認知されないニーズの中のごく一部に過ぎない。「予算化されていない」しかし「必要である」ニーズへの対応を持続可能とするためには、ボランティアに頼るものであってはならない。

○相談者の「発言されない声」を代弁する・「行けない」足を助ける

ほかの福祉領域では、相談者の「発言しにくさ」や「移動の難しさ」を補う機能が働いている。たとえば、さまざまな障害者や高齢者のうち、自らのことをうまく言語化できない者には代弁者、口語をすぐ理解できない障害者には手話通訳者がついている。また、子どもの移送には市役所職員、移動に困難のある障害者には、それを補助する者がついている。そして、そこには大抵の場合、予算（及びそれを具現化する人）がついている。

では、滞日外国人にとって、「発言しにくさ」や「移動の難しさ」はどのような形で現れるのか？それは、誰がどのように補完しているか？外国人であることで、日本人と異なる脆弱性とは何か？その脆弱性は、どのように補足していけるのか？

それらを考え、補足していくアクションをとるのが、社会福祉士の役割である。事例では、自治体の教育委員会に対し予算化を求めるという行為がそれである。その背景となる考え方は、聴覚障害者に対する「言語サポート」として手話通訳制度が自治体で予算化されているなら、日本語のサポートを必要とする外国人児童・生

徒に対する学習支援は、制度として予算化してよい。さらに、外国人に対する社会統合のシステムを持たない日本社会の中で、日本の学校制度や生活習慣について学ぶ機会の少ない滞日外国人に対して、「保護者」としてその責任を果たしていくサポートをするところに費用が費やされてもよいというものである。

それが実現される時、外国人親が「外国人」であることに制約されず、親の責任を全うすることができる。

おわりに

「滞日外国人への支援は、日本人に対するものと変わらないと思っています。だが、連携する機関や団体が違う、配慮する項目が日本人とは少し違うだけだと思います」と言った支援者がいる。働く領域は違っても、社会福祉士が担う基本的な役割は、相談者の抱えるさまざまな負担の軽減と、生活課題の解決を目指して伴走することであり、そのために専門職としての行動を具体的に積み重ねることである。滞日外国人支援においても、そのことに変わりはない。

ただ、日本人と「少し違う」ところを、ひとりで抱え込もうとすれば、とても苦しくなる。同じ国・同じ文化で同じ相談内容の相談者はほとんどいないため、いつも「人生で初めての取組」と思われることもしばしばである。また、国の施策と相談者の生活ニーズの間で、社会福祉士として「どんなに頑張っても支援できない」現実に向き合わなければならないこともある。このことは、滞日外国人支援にはつきものと受け入れるしかない。専門職として苦しさを吐き出す信頼できるネットワークにつながり、社会福祉士としての機能を回復させるセルフ・ケアは欠かせない。

しかし、一人の外国人（若しくは一つの外国人家族）のニーズにとことん向き合って相談を続けていけば、それは業務の一環として「当たり前のこと」になるし、「どこの国の人が来ても恐くない」社会福祉士として成長することは間違いがない。

本章執筆には、多文化ソーシャルワーク調査研究事業研究委員会が先行実施した2地域におけるグループフォーカスインタビューから得られた知見を盛り込んでおります。ご協力いただきました社会福祉士および実践家の方々に深く感謝申し上げます。

CHAPTER V

連 携

はじめに

１．社会福祉士としての「つなぐ」役割

社会福祉士の中心的な技術に、「つなぐ」というものがある。支援の必要な人をサービスや支援者・団体につなぐこと、フォーマルとインフォーマルの壁を超え、またさまざまな分野の垣根を超えて多様な主体による連携を生み、包括的な支援体制を築くことなどである。言うまでもなく、私たちの生活ニーズが、以下で述べるように、さまざまな局面で構成されるからである。そのため、社会福祉士は、公私の多様な主体のチーム・アプローチによるサポート体制を築く、いわば「扇の要」としての役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、ソーシャルワークのいかなる場面においても、立場の違いを超えて連携することは容易ではない。立場が違うということは、一口に言えば専門性や目指すもの（利益）が違うということになるが、要するに、依拠する制度や論理（「介護保険制度を根拠としてサービスする」「人の役に立ちたいからボランティアする」など）の違い、持っている知識や情報の違い、財源の違い、権限や行動の違い、そしてめざすゴールの違いなどが壁となり、さまざまな思惑が交錯する中で連携体制を築くのは、現実には容易でないからである。しかしそれゆえに、その固有のソーシャルワーク機能としての「媒介」や「調整」を発揮する社会福祉士には、共通の価値のもとで連携体制が構築できるようにする「つなぎのプロ」としての働きをすることが必要とされるのである。

外国人を支援する場合、その生活ニーズが多局面にまたがるのは当然である。日本人であっても、貧困や心身の障害などの福祉ニーズ以外にも、医療・保健、居住、教育などさまざまな局面で生活ニーズが構成されるのが当たり前だが、外国人の場合、それらに加えて在留資格の問題、言語、習慣・文化の違い、外国籍を理由としたいじめ・学校への不適応、就労や婚姻における不平等、そして制度利用においてのハードルが、重くのしかかる。

２．外国人への支援はなぜ難しいか

外国人の生活ニーズに対する支援を困難にさせる大きな要因には、「外国人の入国を管理する法律はあっても、社会的統合を進める政策がない」と言われてきた日本の状況がある。しかし当然ながら、はじめは入国管理の対象であった外国人も、いったん日本での生活が始まれば、「生活者」となる。上に挙げた要因ゆえに、外国人の生活ニーズに対しては、個々の（実質的に日本人向けに設計された）政策や制度の運用の範囲で行政や専門職が対応するか、NPO 法人やボランティア組織に見られるような民間の自発的な実践によって充足するのが一般的な対応となっている。もちろんそれらの行政対応や民間の自発的な実践は、真に当事者に寄り添うものであり、不可欠なものではあるが、もし仮に“もっぱら外国人の生活ニーズを担当す

る省庁”があったとすれば、状況はずいぶん違ったかもしれない。ともあれ、社会福祉士は、そのような根拠法・制度や立場の違う主体間を「つなぎ」、個別的な支援や地域での仕組みづくりに専門性を発揮することが期待されているのである。

他方、外国人が暮らす地域の一般住民の間で共生意識が十分に確立されていないこと、つまり、外国人を仲間として受け入れ、対等な立場で共に生きるという合意形成がなされていない場合が多いことも、外国人の直面する問題を困難にしている要因である。同質性（〈私たち〉は皆〈同じ〉だという前提）を基盤とする日本の地域社会、とりわけ町内会・自治会のような地縁型の住民組織は、住民の共通ニーズに対して共同的解決を図ることを行動原理とするため、ともすれば個別的・多様な課題をもつ人々を異質（〈あの人たち〉は〈私たち〉とは〈違う〉存在＝かかわりのない存在）とみなし、排除する論理が導かれやすい。外国人のニーズはその筆頭と言ってよく、他にも引きこもりやごみ屋敷といった孤立の問題、ホームレス、刑務所出所者、性的少数者などのマイノリティ（少数者）が抱えるニーズなどもそうである。社会福祉はマイノリティを諸困難から擁護し、誰もが生きやすい社会をつかっていくものであるため、その専門援助者である社会福祉士には、このような排除の論理とも向き合い、求められる支援が提供されるように努めるとともに、他者への尊厳やさまざまな違いを認め合う地域社会の意識を醸成していくような実践が求められよう。

3. 外国人との共生機会の増大

ところで、政府は 2018 年末に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（以下「改正入管法」）を成立させ、外国人労働者のさらなる増加を図っている。新たな在留資格として「特定技能 1 号」「2 号」を創設したのだが、介護人材に関して言えば、これまで在留資格「介護」、「経済連携協定（EPA）の介護」、「技能実習」の 3 ルートが併存していたところに、本改正で「特定技能」が追加された状態となっている。既存の在留資格においては、日本語で介護福祉士資格を取得することの難しさ、低劣な雇用条件などが（他業種での技能実習生を含めて）指摘されてきた。こうした実践現場の厳しい状況を前に、社会福祉士がどのような立場をとり、労働者本人に対してはもちろん、雇用主体や生活を支える主体に対し、またはそれを受け止める周囲の地域社会や政策主体に対して何を働きかけるかが問われよう。労働に従事する外国人のみならず、日本で暮らすさまざまな世代の外国籍の人々が言語や文化の障壁に苦しむとき、また雇用や住宅確保の困難に直面するとき、ケガや病気をしたとき、教育を受けられない、あるいは教育機会があっても不適應になるとき、社会福祉士は誰と誰をつなぎあわせてチーム・アプローチを可能にし、当事者やその家族を支援の輪につないでいくだろうか。

このような問題意識を背景に、本章では、司法、医療、教育という基盤的な制度と福祉が交錯する領域で発生する外国人の複雑なニーズに対し、それぞれの機関・団体の取り組みを通して、社会福祉士がどのような架橋的役割を果たすべきかを学ぶことを目的とする。さらに、外国人が地域社会で生活を営む上でのさまざまなニーズを充足する地方自治体、地域国際化協会、国際交流協会、NPO 法人、ボランティア組織などの多様な主体との連携のあり方についても取り上げることとする。

1. 滞日外国人への法的サービスの必要性

日本に定住する外国人の数が増加するとともに、外国人労働者の受入れが拡大されつつある中、法的問題を抱えている滞日外国人に対していかに法的サービスを提供するかが重要な課題となっているが、滞日外国人に関する法的支援については、未だ十分なアクセスが確保されているとはいえない状況にある。

その社会的背景としては、①滞日外国人によるコミュニケーションの困難や文化・習慣等の違い、②滞日外国人の生活・経済環境をめぐる制度的な困難のほか、③滞日外国人には在留資格をはじめとする専門的な知識を必要とする特有の法的問題があること、④滞日外国人の人権が多くの場合で侵害されやすい現状にあること等が指摘されている¹⁷。

このような状況のもと、法的問題を抱えている滞日外国人の支援を行うためには、通訳等によってコミュニケーションを確保するとともに、①滞日外国人の法的問題に関する弁護士等の専門家への法的アクセスの確保、②滞日外国人が弁護士等による具体的な法的サービスの提供を受けるための扶助又は援助の確保が必要不可欠となる。

以下では、社会福祉士が法的問題を抱えている滞日外国人に対する支援を行うために弁護士との連携を行う場合を念頭において、そのために必要となる滞日外国人の法的アクセスの確保や法的サービスの提供の現状と課題について述べる¹⁸。これに続き、ケーススタディとして具体的な事例の紹介をするとともに、法的支援の提供に当たって社会福祉士が留意すべき点について述べることにする。

2. 滞日外国人の法的アクセスの確保・法的サービスの提供の現状と課題

(1) 滞日外国人の法的アクセスの確保の現状と課題

滞日外国人が法的問題を抱えている場合、外国人自身が親族、友人やコミュニティを通じて弁護士とつながりがある場合は別として、弁護士へのアクセスは必ずしも容易ではないのが現状である。

そのため、社会福祉士としては、滞日外国人の法的問題を取り扱っている弁護士へのアクセスを支援する必要があるが生じるが、社会福祉士自身がこのような弁護士とつながりがない場合には、どのようにして弁護士を見付けるかという問題が生

¹⁷ 市川正司ほか「外国人・難民リーガルセンターの構築に関する研究」日弁連法務研究財団編『法と実務 vol.10』（商事法務、2014）211頁参照。

¹⁸ この分野における法テラス東京法律事務所の取組を紹介するとともに、現状の課題を検討したものとして、溜箭将之「外国人の法律問題と地域連携活動」日弁連法務研究財団編『法と実務 vol.13』（商事法務、2017）231頁参照。

じる。

このような滞日外国人の法的アクセスの問題を解決すべく、弁護士会、法テラス、国際交流協会等では、滞日外国人を対象とする法律相談等の取組を行っていることから、以下では、このような取組のうち主なものを紹介する。

① 弁護士会における取組

全国各地にある弁護士会では、法律相談センターを設置するなどして弁護士による法律相談を実施しており、滞日外国人を対象とする専門法律相談を実施している弁護士会もある。こうした専門法律相談は、従前は東京、大阪、愛知、福岡といった大都市部の弁護士会を中心として展開されていたが、近時は大都市部以外で実施している弁護士会も増加しつつある。

弁護士会における専門法律相談では、一定の言語の通訳体制がある場合もあり、また、滞日外国人に関する専門的な知識を有する弁護士が相談を担当することから、滞日外国人の法的アクセスの確保に一定の役割を果たしているといえる。

もっとも、弁護士会の法律相談は有料の場合が多く、また、通訳の言語が限られていたり、自ら通訳を準備する必要があることも少なくない。そのため、外国人が一定の資力を有していないケースや、少数言語の通訳が必要なケースへの対応が課題となっている。

② 法テラスにおける取組

法テラスでは、多言語情報提供サービスを通じて、日本の法制度や相談窓口の情報を紹介しているほか、法律扶助制度により、収入や資産が一定額以下の「短期滞在」以外の在留資格を有する滞日外国人が、日本人と同様に無料法律相談を受けることが可能となっている。

もっとも、滞日外国人を対象とする専門法律相談を実施している法テラスの地方事務所は現時点では東京等の一部の事務所に限定されていることから、このような専門法律相談がない場合には、必ずしも滞日外国人のみを対象としない一般法律相談で無料法律相談を受けることが考えられる。

また、法律相談に必要な通訳費用は法テラスが負担する仕組みとなっているが、通訳体制がない場合がほとんどである。そのため、通訳を希望する滞日外国人は適切な通訳を探す必要があることになる。

③ 国際交流協会における取組

国際交流協会においては、滞日外国人に対する生活相談が広く行われており、多言語での対応を行っているところも多いが、このような生活相談には法的問題が多く含まれていることから、弁護士との連携が必要となっている。

これを受け、滞日外国人を対象とする専門法律相談を実施していない弁護士

会においても、国際交流協会と連携することによって滞日外国人向けの法律相談を行っているところも多く、大都市部以外の外国人の法的アクセスの確保に一定の役割を果たしている。

（２）滞日外国人の法的サービスの提供の現状と課題

滞日外国人がこのような法律相談を通じて弁護士にアクセスすることができたとしても、外国人に一定の資力がない場合には、弁護士による具体的な法的サービスの提供を受けるための扶助又は援助の確保が必要となる。

以下では、収入又は資産のない滞日外国人が利用することができる制度として、法律扶助制度を通じた法的サービスの提供について述べるとともに、外国人が法律扶助制度を利用できない場合の委託援助制度を通じた法的サービスの提供について紹介する。

これらの制度を利用するためには弁護士を通じて手続きを行うことになるが、社会福祉士においても、滞日外国人の法的サービスの提供について支援するに当たり、これらの制度の概要を把握しておくことは有益であると考えられる。

①法律扶助制度を通じた法的サービスの提供

法テラスは、収入や資産が一定額以下の者が弁護士による具体的な法的サービスの提供を受ける必要がある場合において、民事法律扶助の制度を通じ、弁護士費用や通訳費用等の立替を行う代理援助・書類作成援助の業務を行っている。

被援助者が生活保護を受給している場合は、立替金の償還は援助終結まで猶予されることがあり、また、援助終結後に生活保護を受給している場合には、立替金の全部又は一部を免除されることがある仕組みとなっている。

滞日外国人も、「短期滞在」以外の在留資格を有する者はこの制度を利用できるが、このような在留資格を有していない外国人は制度の対象となっていないほか、代理援助の対象は原則として民事事件に限定されていることから、行政手続である在留手続や退去強制手続等の場合は援助の対象となっていないという問題がある。

②委託援助制度を通じた法的サービスの提供

これらの問題に対応するため、日本弁護士連合会では、独自の財源により、法律援助制度の対象とならない外国人や手続きを対象として、外国人に対する法律援助事業等を法テラスに委託している。

この委託援助制度により、「短期滞在」の在留資格を有する外国人や在留資格を有しない外国人のほか、在留手続や退去強制手続等の手続きについても、弁護士による具体的な法的サービスを受けることが可能となっているが、日弁連においても財源不足の問題が生じており、本来的には公費によって援助を行うべきであるという批判がされている。

(3) 社会福祉士と弁護士との連携に関するケーススタディ

以下においては、これらの制度を利用しながら、社会福祉士と弁護士が連携することにより、法的問題を抱えている滞日外国人に対して法的サービスが提供される具体的なケースを紹介することにしたい。

事例 13

アジアのA国出身の外国人女性Xが、結婚相談所を通じて日本人の夫Yと結婚して来日し、長男Zを出産した。しかし、Yが次第に家庭内暴力をふるうようになり、危険な状態になったことから、XはZを連れて警察に逃げ、シェルターに保護された。その後、XとZは、福祉事務所から生活保護を受けるとともに、母子生活支援施設に入所することになった。

母子生活支援施設で担当職員となった社会福祉士Bは、日常会話程度の日本語ができるXと話し合いを行い、XがYとの離婚やZの親権の取得を希望していることを確認した。また、Xの在留資格「日本人の配偶者等」の期限が半年後に到来することから、弁護士に法律相談をすることにした。

Bは、母子生活支援施設の同僚の社会福祉士から滞日外国人の法的問題を多く取り扱っている弁護士を紹介されたが、多忙のためにすぐには事件を受任できないとして、法テラスの無料法律相談を紹介された。そこで、Bは、最寄りの法テラスの地方事務所に電話をしたが、滞日外国人を対象とする専門法律相談は行っていないとのことであったことから、法テラスの一般法律相談に予約をした。

また、Bは、国際交流協会に通訳の相談をしたところ、生活相談の通訳を担当しているA国語の通訳Cを紹介できるとのことであったことから、Cに電話をして法テラスへの同行を依頼した。

Xは、Bの立会いのもと、Cの通訳を通じて、法テラスの地方事務所で相談担当弁護士Dと相談した。Dは、Xの事件を受任することに応じ、Xが家庭内暴力で保護されていることから、離婚の手続きは家庭裁判所の調停で進めることにした。また、この手続きの弁護士費用や通訳費用については、法律扶助制度を利用することにした。

他方、在留資格については、Dが滞日外国人の法的問題が専門ではなかったことから、調査をした上で後日連絡するとのことであった。その後、DからBに電話があり、XがZの親権を取得できれば、在留資格「定住者」への変更ができるとのことであった。また、この手続きの弁護士費用や通訳費用は、在留手続が法律扶助制度の対象から除外されていることから、委託援助制度を利用するとのことであった。

これに続き、Xは、Bの同行のもと、通訳を通じてDの法律事務所で継続相談を行った。Dは、離婚調停の申立ての必要書類の収集をXに依頼するとともに、必要事項をXから聴取した。その後、Xは、Bと相談の上、依頼された必要書類を収集してDに送付した。

Dは、家庭裁判所に離婚調停の申立てを行い、約1か月半後に第1回調停期日が行われることになった。家庭裁判所がXとYが顔を合わせることがないように配慮をしたことを受け、Xは、Bの同行のもと、家庭裁判所に出頭し、通訳を通じて調停委員とのやり取りを行った。

Yは、当初はZの親権は自分が取得したいと主張していたが、調停委員の説得により、XがZの親権を取得することに応じ、離婚の調停が成立した。その後、Xは、Dからの指示により、Bとともに市役所を訪ねて離婚届を提出したのに続き、A国の大使館を訪ねて離婚の手続きを行った。

その後、Zは、XがBの親権を取得し、Bを監護養育していることを理由として、入国管理局で在留資格「定住者」への変更の手続きを行い、変更の許可を受けることができたことから、法的支援は終了した。

<考察>

本件において、社会福祉士Bは、Xの法的支援のためにまずは同僚から紹介された弁護士にアクセスをしているが、滞日外国人の法的アクセスはこのような個人的なつながりによって確保される場合も多い。しかし、このような方法によって法的アクセスを確保できない場合は、滞日外国人に関する専門法律相談が実施されていないとしても、法テラスの無料法律相談を利用する人が多いと考えられる。

また、滞日外国人が法的支援を受ける場合には、外国人が日常会話程度の日本語ができるとしても、通訳を通じたコミュニケーションを行う必要がある場合が多い。しかし、弁護士会や法テラスの法律相談では十分な通訳体制が確保されていないのが現状であることから、国際交流協会や同行支援を行うNPO法人といった滞日外国人の支援を行う関係機関を通じて、通訳を確保することが考えられる。

本件では、法テラスの相談担当弁護士DがXの事件を受任することに応じたことから、Xに法的サービスの提供がされることになったが、ケースによっては、事件を受任する弁護士が容易に見付からないことも少なくない。このような場合には、法テラスを通じてほかの弁護士との法律相談を依頼するか、前記のような滞日外国人の支援を行う関係機関を通じて弁護士の紹介を受けるといった対応をすることが考えられる。

また、弁護士に事件を依頼したとしても、法的問題を抱えている滞日外国人によっては、法律事務所の打ち合わせや裁判所の期日に同行したり、資料の準備を支援したりすることが必要な場合も少なくない。本件においても、社会福祉士B

は、弁護士Dと協議しながら、法律事務所や裁判所の同行支援のほか、市役所や大使館といった関係機関の出頭に付き添っている。

（４）社会福祉士と弁護士との連携のあり方

以上に見たとおり、法的問題を抱えている滞日外国人に法的サービスを提供する場合、外国人に十分な法的アクセスが確保されているとはいえない現状では、外国人が弁護士とつながるため、社会福祉士が重要な役割を有することになる。

そのため、滞日外国人を支援する社会福祉士としては、弁護士会、法テラス、国際交流協会といった関係機関との連携を行うとともに、そのような連携を通じて、滞日外国人の法的問題を多く取り扱っている弁護士と個人的なつながりを有することが望ましいと考えられる。

一方、法的支援における社会福祉士の役割は、滞日外国人に法的アクセスを確保するだけにとどまるものではなく、外国人が弁護士に事件を委任した後も、法律事務所や裁判所に同行して付き添ったり、必要書類の収集を支援したりするなど、法的なサービスの円滑な提供という点でも重要となる。

法的な手続きはそれが終了するまでに長期間を要する場合もあり、その間、滞日外国人は、困難な状況に置かれたままで多くの心配や不安を抱えて生活することになる。このような場合には、社会福祉士と弁護士がいかに連携して外国人を支えていくかが重要になるものであり、法的支援の結果に影響を与える場合もあることに留意する必要がある。

次節 医療との連携



写真：神奈川県提供

医療現場では滞日外国人の支援を行う中で何が一番大きな問題と感じているのであろうか。現場では「医療費問題」にぶつかることが多いと思う。特に健康保険未加入者の支払いの問題である。在留資格の有無も関係してくるが、実際に日本の健康保険に加入していない状態で受診する人は少なくない。最近では、年々増加している観光客の医療費未払いがクローズアップされ、未払いの場合には再入国の際のチェック項目にするという話も出ている。医療費問題は1990（平成2）年10月の厚生省（現厚生労働省）口頭指示に端を発し、全国的に大きな社会問題となった。内容としては「在留資格のない外国人に対して今後一切生活保護の適用はしない」というものであった。（31頁参照）同年6月には出入国管理及び難民認定法が改正され、在留資格のない外国人の国外退去と日系人の受け入れを進めていくことが示されている。一方で労働者としての存在は認めるという見解も出されている¹⁹。当然、労働者災害補償保険法の適用は日本人と同様に受けられることになっている（33頁参照）。そういった中で、行政や医療機関の混乱も見られたが、一部では医療費が支払えないことを理由とした「診療拒否」も散見した。明らかな医師法違反ではないかとの声も聞かれたが、国としての抜本的解決には至っていない。しかし、実際の診療に欠かせないのは「言葉の問題」ではないであろうか。「お金がなくても治療はできるが、言葉が通じなければ治療にならない」のは明白である。そのほかにも滞日外国人の支援を行う中では「生活習慣・文化風習の違い」「在留資格」「結婚・子供・教育」「帰国」など日本人とは異なる支援が必要になることが考えられる。果たして社会福祉士等としてはどのような視点が大事なのだろうか。ここでは、神奈川県での医療機関における外国人の支援状況を医療費と言葉の問題を中心に記し、社会福祉士等として何をどうしていくべきかを考える示唆になればと思う。

1. 神奈川県における外国人の現状

神奈川県には全国で4番目に多い173か国・地域で198,504人（2018年1月1日現在：神奈川県ホームページより）の外国人がいるといわれており、年々増加傾向にある。中国が最も多く、次いで韓国朝鮮・フィリピン・ベトナム・ブラジル・ペルー・ネパールとなっている。特に最近はベトナム・ネパールが増えている傾向がみられる。

神奈川県と横浜市では以前外国籍住民の生活実態調査を行ったことがある。その結果として、オールドカマー²⁰の人たちは9割以上が病院に行った経験があり、6

¹⁹ 「外国人の不法就労等に係る対応について」（昭和63年1月26日、労働基準局長・職業安定局長通達、基発第五〇号・職発第三一号）「職業安定法・労働者派遣法・労働基準法等労働関係法令は、日本国内における労働であれば日本人であると否と問わず、また、不法滞在であると否とを問わず適用されるものである」

²⁰ 第2次世界大戦以前からいる人で主に朝鮮半島出身者とその子孫、中国・台湾からの華僑とその子孫。

割以上の人たちは病院で「特に困ったことはない」と回答している。それに対してニューカマー²¹の人たちは約2割の人たちが「病院へ行ったことがない」と回答している。これらの人たちは元気に行く必要がなければ問題ないが、健康保険加入の問題やお金の問題・言葉の問題等々何らかの理由で行きたくても行けないことがあるとしたら大きな問題であろう。社会福祉士等としては、まずこの問題点に気づいてほしい。また、ニューカマーの人たちの中では病院で困ったことの回答として「言葉が通じない」「母国との習慣の違い」「費用が高い」「病気や治療方法・薬などの説明が足りない」などが多かった。生活全体の問題としても「日本語の不自由さ」「税金」「仕事探し」「年金」「言葉の通じる病院の探し方」「出産・育児・子供の教育」「在留資格の手続き」「受診時に通訳が見つからない」等の問題が出されている。

2. 医療費の問題

日本では国民皆保険ということで健康保険に加入していることが当たり前であり、前提となっていることが一般的である。しかし、日本人でも未加入の人がいることは周知のとおりであり、ましてや外国人であれば健康保険のみならず、社会保障制度全般の理解・活用などはほど遠い問題となっている。2017年度に公益社団法人日本社会福祉士会が実施した「社会福祉士等における外国人支援業務の実情と課題に関するアンケート」²²の中でも社会福祉士等の相談内容として経済問題を多く受けていることがうかがえる。

1990（平成2）年以降、主に出稼ぎを目的として来日しているニューカマーを中心に健康保険未加入の状態で受診するケースが目立つようになった。それらの多くの外国人は軽い病状ではかからないことが多く、重症化してからかかるケースが増えてきた。当然高額な検査や処置、場合によっては入院・手術といった形になり、医療費は莫大な費用が請求される。全額支払いが困難な場合は、分割での支払いに応じる医療機関もあったが、金額が多ければ多いほど滞ることも珍しくなく、結果として未収金が増大する結果となった。これに対して国としての動きは特になく、一部の自治体が独自に動き出すこととなった。

1992（平成4）年6月に東京都が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」（以下「行旅法」・35頁参照）及び「外国人未払い医療費補填事業」（以下「補填事業」・36頁参照）をスタートさせた。神奈川県・横浜市・川崎市（以下「3県市」）でも1993（平成5）年4月より同様の制度がスタートした。この制度がスタートするにあたって、それまで外国人医療問題に取り組んできた医師・社会福祉士等・支援団体などが中心となり、事前に3県市に対してどのように運用していくのか、内容の確認・協議を数回にわたって行った。お互いに新しい制度だということもあり、運用についての協議は試行錯誤の連続であった。行旅法は1899（明治32）年の法律を現在に持ってきて

²¹ 1970年代から入り始め1980年代以降に日本へ渡り長期滞在する外国人で、外国人労働者としての存在が多い。オールドカマーと区別する概念として用いられることが多い。

²² 「滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業（平成29年度赤い羽根福祉基金助成）」の中で実施したアンケート調査。調査結果は、公益社団法人日本社会福祉士会のホームページで公開している。

たものであり、外国人を旅行者として位置づけ制定当時とは社会状況が違う中での運用を考えねばならなかった。補填事業も救急患者の概念をどうするか、どのような患者が対象となるのか等の協議を行った。実際にこれらの制度を活用したケースも少なくはないが、特に行旅法は行政とのやり取りが複雑でスムーズに進んだ例はほとんどなかった。本来であればどうすれば外国人が受診しやすくなるのかを考えなければならないが、この制度はあくまで医療機関の未収金対策としてできたものであり、受診を保障するものではないことと、両方とも自治体の予算が前提となっており予算を睨みながらの運用になっていることは社会福祉士等として認識する必要がある。

事例 14

フィリピン人男性A氏。アパートのエレベーター前に倒れているところを発見され、B病院（公的医療機関）へ救急搬送される。脳梗塞・右片麻痺・失語症の診断で入院し、点滴治療が開始される。2日後に通訳依頼をし、事情聴取したところ「在留資格なし」「健康保険加入なし」「支払困難」が判明した途端、主治医が点滴を抜去し退院を迫った。友人から知り合いの医師に「SOS」の連絡があり、その医師からNPO法人へ連絡して様子を見に行ってもらったところ、実際に病室を出された状況で押し問答になった。NPO法人の支援者が医療ソーシャルワーカーに相談をつなぎ、ようやく入院継続になった。

<考察>

診療拒否とも取れるケースであるが、医療ソーシャルワーカーの介入により次の回復期リハビリテーション病院転院までの間、入院治療を継続できるようになった。医療ソーシャルワーカーは院内調整と同時に転院先として回復期リハビリテーション病院（無料低額診療事業（35頁参照）を実施している公的医療機関）に転院できるように調整を行った。

3. 言葉の問題

神奈川県では、2000（平成12）年10月に「第1期外国籍県民かながわ会議報告」が出された。これは、外国籍県民20名に2年1期で普段困っていることなどを自由に話し合い、2年目に報告書を県知事に提言するものである。その中の一つの提言として「医療通訳の制度化」が提言された。正に地域住民からの直接の声である。それを受けて県では翌2001（平成13）年4月に「神奈川県医療通訳制度検討委員会」（以下「検討委員会」）を立ち上げた。一方で外国籍住民はどのようにしていたかというと、多くは言葉ができる知人・友人にお願いをして医療機関に同行してもらっていることが多かった。しかし、同行する側としては「怖い」「できれば行きたくない」「専門用語がわからない」「緊張の連続で疲れる」等といった意見が多く出された。また、24時間いつかかってくるかわからない電話に悩まされるボランティア

もいた。1999（平成 11）年に神奈川県社会福祉協議会（県ボランティアセンター）が中心となり、ボランティア通訳者に対して医療に特化した研修を始めた。この中心となっているメンバーのうち医師と社会福祉士等が検討委員会の委員を任されたこともあり、並行して状況把握をすることができた。検討委員会のメンバーは、県三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）をはじめ、県の関係部署・県ボランティアセンター・外国籍県民かながわ会議等々であり、県内にシステムを立ち上げるための協議を行った。どうすれば普及できるのかが大きな課題となったが、とにかく利用してもらいその有用性をわかってもらうしかないのではないかと結論になった。

その結果、2002（平成 14）年 8 月からモデル事業として派遣を実施することとなり、実際の派遣コーディネート等の実務を担う団体として、2002（平成 14）4 月に NPO 法人多言語社会リソースかながわ（以下「MIC かながわ」）が設立された。立ち上げの中心メンバーは先の研修のメンバーである。当初は 5 言語 6 病院でスタートした事業であったが、2018（平成 30）年度からは 13 言語（通訳スタッフは約 200 名）・69 病院となり、年間約 7,000 件の派遣を行っている。当初は医療機関の協力を得るのが難しい場面もあったが、医療機関側も県の事業との認識の中、自治体に対する信頼感・安心感も後押しし、県担当者と MIC かながわの理事がペアになり、すべての医療機関に説明に回ったことで医療機関の理解を進めることができた。そして、何より医療通訳の必要性を認識できたことが大きかった。何もないところから県と活動団体のネットワークや NPO 法人が中心となりつくり上げてきたもので、定期的に活動についての協議を行っている。社会福祉士等もその中心として、医療現場と派遣事業の調整に入っている。

最近になり国レベルでも訪日外国人を視野に入れた「医療通訳」の認証制度の話が進んでいるが、観光客や医療ツーリズムで来日する外国人を対象としている傾向がみられている。しかし、そういう人達だけではなく滞日外国人を対象とした認証制度を考えていくべきではないか。同時に少数言語の通訳者をどうするかという問題も解決していかなければならない課題である。

事例 15

通院中のペルー人女性 C 氏。通院のたびに小学校 5 年生の娘を通訳代わりに連れてきていた。学校を休ませているため、娘にとっては良い状況ではないが、ほかに手立てがない中通院を続けていた。主治医からは「なぜか良くならない」との話があった。

ある日、娘が学校の都合で同行できないことがわかり、MIC かながわより通訳を派遣したところ、C 氏からは「娘から聞いていることと違う」という発言があり、あらためて主治医に最初から説明をしてもらい治療に臨んだところ、みるみる改善した。

なぜ、このようなことになったのか？「小学校 5 年生であれば難しい医学用語が理解できていない」と誰もが思ったが、後日談として「あんなことかわいそうでお母さんに言えなかった」ということであった。

<考察>

一般的に日系人の大人は日本語を覚えなくてもコミュニティの中で生活が成り立ってしまうことが多い。しかし、日本で生まれた子どもは日本語と母国語が話せるようになっている。このケースは本人の希望で娘を同行させていたが、「言葉は通じている」と単純に考えていた。実は内容としては大したことではないのであるが、娘にとっては「大変なこと」と理解していた。幸い大事に至らなかったが、正確な通訳の重要性を感じた事例であった。

事例 16

耳鼻咽喉科通院をしていたフィリピン人女性D氏。日常生活を英語で送っているため、会話も可能ということだったので、通院時は医師が英語で対応していた。そして、手術をすることになり入院となった。手術前日の夕方、主治医から「明日手術だが、どうもわかっていないような気がする」「外来ではわかった、と言っていたが」との連絡があった。本人のところへ行ってみると、外来では見たことのないような不安な顔をのぞかせていた。

いよいよ明日手術となって不安になっただけではないように思えた。急遽、MICかながわにタガログ語の通訳を派遣してもらい、あらためて主治医から手術の説明をしてもらったところ、みるみるうちに表情が明るくなり主治医に対しての質問がいくつも出された。主治医も丁寧に対応し、本人からも「よくわかった」「これで安心して手術を受けられる」と安堵の表情が窺われた。

<考察>

日本にある程度住んでいると日常会話はできる人は珍しくない。通常、話している相手から「わかりました」と言われると、当然「わかってくれた」と解釈してしまうであろう。

しかし、日本語を母語としていない人で特に医療場面では相手の医療者に遠慮をしまい、わかっていなくても「わかりました」と答えてしまうことが少なくない。特に重要な場面では母国語を使用するような手配が必要になる。これは、医療場面だけに限らず、日常生活場面でも出くわす可能性があるので支援者側としては認識しておく必要がある。

4. 社会福祉士等としてどう視点をもつか

最近、訪日外国人医療体制整備の中で、「コーディネーター」を配置する医療機関が増えてきている。多くの訪日外国人は健康保険がなく、旅行保険等の支払いが複雑なため、支払いの調整もコーディネーターの業務となっている。そして、日本に住み続けている問題を抱えた滞日外国人の対応も同様に行われるようになった。以前は、何か問題があれば社会福祉士等がどうやってこの患者を助けるか、緊急医療は何とか行い大使館等関係機関と連携して今後どうするかという「社会的な視点」

で支援していた。医療は社会保障の一部であり問題があれば社会福祉士等がかかわるという当たり前の考え方が、医療はビジネスの一部としてお金が取れるかどうかということが中心になってきているのではないかと危惧がある。

神奈川県事例では、社会福祉士等が滞日外国人とのかかわりの中で疑問に感じていたことの積み重ねを行動に移してきたものである。ただし、決して社会福祉士等が単独でできるものではなく、同じ疑問を持っている関係機関の人たちと協働して進めてきた。現場ではケースを通じていろいろな問題にぶつかると思う。たとえば社会保障制度の法解釈なども疑問を感じた時には行政をはじめとする関係機関に問い合わせをすることはもちろん、支援団体等外国人問題に造詣の深い機関の活用も大きな手助けとなる。

医療費問題は、医療機関としては診療する義務と支払い問題の板挟みになっている状況が生まれている。治療が優先するのは当然であり、少しでもスムーズな受診につなげるような工夫が必要になってくる。無料低額診療事業を実施している病院の活用は一つの方法であるが、無条件で受け入れてくれるかということと必ずしもそうではないことも認識する必要がある。ぜひ事前に無料低額診療事業を実施している病院の社会福祉士等と相談してほしい。一方的に押し付け合うのではなく、同じ社会福祉士等として一緒に考えていく姿勢が大事である。抜本的な対策が示されていない中で、社会福祉士等としては現状の中でできることを考え、最善策だけでなく次善策も考えていく必要がある。その中でぶつかった問題については放っておかずどうしたらよいのか、何ができるのかをあらためて考えてほしい。

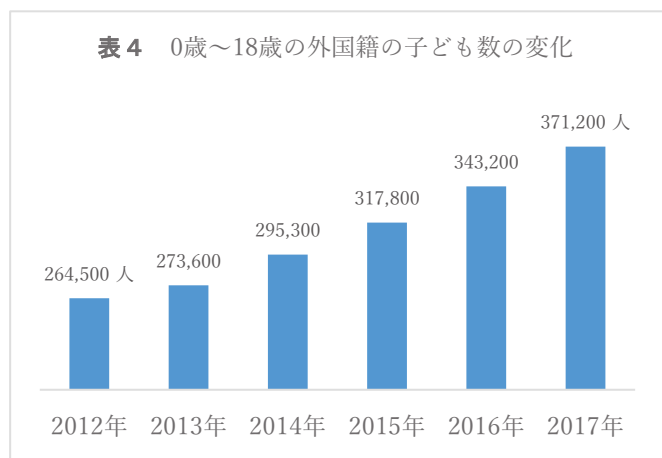
言葉の問題については、神奈川県制度は全国的にも注目されているシステムになっている。当初は、通訳依頼の窓口は原則として各医療機関の社会福祉士等としていた。単なる連絡係としてではなく、社会福祉士等としての視点・対応が必要になる場面が多くあるであろうとの考えがあった。時間が経つ中で単なる通訳依頼等事務的な部分は事務職に任せる医療機関が増えてきている。もちろん何かあれば社会福祉士等がかかわる体制があるのは言うまでもなく必要なことである。

外国人医療問題に限らず普段の業務の中でもいろいろな問題にぶつかった時にどうするかが社会福祉士等としての一つの起点になろう。滞日外国人と向き合い何が必要なのかを考えていきながら支援をすることが基本であり、それを実践に生かしていく術を身につけてほしい。また、納得できるまで追求する姿勢も大事なことである。社会福祉士等からアクションを起こすことが大きなきっかけとなることが多くみられる。

社会福祉士等の原点は「人権」であろう。一人のクライアントをどこまで同じ「人」として捉えられるか。その人の人権を守ることを最優先に考えていきたい。その中で外国人の医療問題をどう捉えるか。外国人は特別だと考えるのか、ほかのクライアントと同じだと考えるのか。確かに医療現場では医師・看護師をはじめとする医療職が中心に動いている。そこに社会福祉の専門家である社会福祉士等がいる意味をあらためて考える良い機会ではないか。

1. 外国にルーツをもつ子どもたちの現状

日本で生活する在住外国人数は、2018 年 9 月現在 263 万人（法務省速報値）を超え、過去最高となった。また、家族と共に来日した子どもたちも含まれ、その数は年々増加している。法務省在留外国人統計による外国籍の子ども（0 歳～18 歳）の総数の変化は、2012 年 12 月末統計では 264,558 人であったが、2017 年 12 月末には 371,209 人となり、5 年間で約 10 万人と急増している。同時に日本国籍でも国際結婚などで多文化な背景を持つ子どもたちも増えている。外国籍の子どもたちの多くは、保護者の都合で来日しており、滞在期間や滞在地域はさまざまであるが、定住し、長中期にわたって地域で生活する子どもたちが多い。多言語で多様な文化的背景、教育歴を持つ子どもたちの教育や生活についての適切な受入体制は、整っておらず、不就学、言葉の問題、文化や生活習慣の違いによる不適応、



（法務省在留外国人統計から筆者作成）

不登校、若者の進学、就労等の深刻な問題も生じている。こうした問題については、その実態がほとんど公的に調査されておらず、子どもたちの学ぶ権利が十分に保障されているとは言い難い実情がある。

文部科学省が隔年で実施している公立学校（小、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校）に通う「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（平成 28 年度）では、日本語指導を必要とする児童生徒数は、日本国籍の生徒も含め、全国で 43,947 人に上る。しかし、4 万人超の子どもたちの中で日本語指導等特別な指導を受けられている者は、26,410 人で、1 万人以上の子どもたちが、適切な指導が受けられず放置された状況となっている。こうした子どもたちについては、地域の NPO 法人やボランティア団体等が学びを支援し、行政を補完する役割を果たしている。日本語が不十分なことで学力をつけられなければ、進学、就職等の選択肢は狭まり、社会人になっても経済的に困難な状況に追いやられてしまう。自立した社会人として育てていくためにも、外国にルーツをもつ子どもたちの教育問題は、社会全体の問題として考えていく責任がある。

ここでは、外国にルーツをもつ子どもたちの教育支援活動を実践してきた NPO 法人の現場からみえる「外国にルーツをもつ子どもたちの抱える困難」「NPO 法人の活動と役割」「社会福祉士との連携の必要性」について述べたい。

2. 外国にルーツをもつ子どもたちの抱える困難

(1) 情報取得と不就学

来日した子どもたちと家族にとって、日本の教育制度や教育内容についての情報を取得することは言葉の問題もあり、困難が多い。日本の教育制度について、事前に調べて来日する保護者もいるが、多くは、来日後に、知人や行政、支援団体などに相談するケースが多い。多文化共生センター東京では、日常的に教育相談を実施しているが、教育相談件数は、年々増加し、2017年度は、全国、海外からの245件の相談に対応した。主な教育相談内容は、日本語を学ぶ場の情報（既卒生、小中学校生）、高校進学情報、不登校、いじめ等の相談である。また、当事者の家族からだけでなく、編入した学校現場やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからの相談も少数だがある。

相談の中で、特に深刻な問題は、義務教育年齢で、小中学校にすぐに編入することができないまま、不就学の状況に置かれている子どもたちの存在である。日本語が十分でないため、行政や学校から「もっと、日本語が上手になってから来てください」「(2週間程度の期間で) ひらがな・カタカナ、学校で使う会話をできるようにしてきてください」などに対応され、数か月から長くて1年、学ぶ場のない子どもたちがいる。日本語を指導してくれる場所をいくつも探し続けて、やっとNPO法人などの支援団体にたどり着く親子もいる。仕事で忙しい保護者は、仕事の合間に少ない情報をもとに学ぶ場所を探すため、子どもたちは数か月に渡って、地域社会と交流することなく、家庭にいたこともある。閉ざされた空間に長くいることは、コミュニケーションの力、言語の獲得、社会性や学力など、日々成長する子どもたちにとってマイナス面が多く、相談に来たときには昼夜逆転の生活を送っている子どもたちもいる。ほとんどの子どもは、早期に学校へつながっているが、学ぶ場のない子どものいることは、子どもの学習機会の保障からみても大きな問題である。

(2) 言葉の問題

学校につながった外国にルーツをもつ子どもたちも、さまざまな問題がある。中でも、中長期にわたって日本で生活していこうとする子どもたちは、一定の日本語力を習得しなければ学校や職場、地域で安定した生活を送ることは困難である。適切な日本語指導が受けられなければ、生活するための言語力はある程度ついても、学習で使用する抽象的な概念を表す学習言語を習得することは難しい。能力はあっても日本語の不十分さゆえに学力をつける機会を逸してしまい、進路の選択肢も狭められてしまう場合が多い。自信をもって表現することができず、友だちとのトラブルやストレスを抱えたまま引きこもってしまったり、自己肯定感を持てず孤立したりするなどの問題が生じている。

文部科学省の調査によると、日本語指導を必要とする児童生徒数（外国籍、日本国籍）は増え続けており、平成28年度調査では、全国で4万人超となっている。

る。しかし、指導内容や指導時間数などは各自治体、学校によって違い、どの地域に住むかによって日本語習得に差が生じている。

東京都の平成 29 年度東京都教育調査では、小学校の日本語学級設置区市は 23 区中 11 区、市部 3 市で、学級数：区部 33 学級、市部 6 学級、在籍児童数：593 名（外国籍児童総数 8,692 名）である。また中学校の日本語学級設置区市は、23 区中 12 区、市部 1 市、昼間学級数：区部 7 学級、市部 1 学級夜間学級数：区部 5 学級、在籍生徒数：429 名（昼間 261 名、夜間 168 名）（外国籍生徒 総数 3,277 名）であり、日本語指導を十分に受けられていない生徒も多くいることが予想される。受入れ体制が追い付いていない状況である。

また、15 歳を超えて来日した学齢超過の子どもたちの中で義務教育年限 9 年間修了の場合は、昼間の中学校への受け入れはほとんどないため、地域の NPO 法人やボランティア団体が支援している場合が多い。

（３）家族間の問題

子どもたちの来日理由は、家族によってさまざまであるが、その中で多いのが、いわゆる「呼び寄せ」という形での来日である。父母のどちらか、あるいは両親が先に来日して就労し、生活基盤を創ってから母国の子どもを呼び寄せる場合、または保護者のどちらかが日本人と再婚し新しい家族の中に子どもを呼び寄せるというケースが多い。呼び寄せられた子どもの中で思春期にあたる中高生の中には、家族の都合で母国の人間関係から切り離され、納得できないまま来日しているケースが多くある。この場合には親子間で口もきかない状況になっている場合がある。幼い時とは違い、多感な 10 代に成長した子どもたちとのコミュニケーションに悩む親は多い。また、新しく家族になった日本人保護者からは、言葉の問題からコミュニケーションがうまくとれない、生活習慣が違い注意したがいうことを聞いてもらえない等の声も多い。仕事で多忙な保護者と異文化での生活に適応するためにさまざまなストレスを抱えている子どもたちとの親子間の葛藤は、ときにDVや家出やのような形で現れ深刻な状況がある。

3. NPO 法人の活動と役割

2008（平成 20）年 6 月に文部科学省に設置された「初等中等教育における外国人児童生徒教育の充実のための検討委員会」でとりまとめられた「外国人児童生徒教育の充実方策について（報告）」では、NPO 法人やボランティア団体等の役割として「外国人児童生徒に対するより充実した教育を行うためには、学校だけでなく地域全体で外国人児童生徒の教育を進めることが重要である。このため、地域の NPO 法人やボランティア団体、社会教育団体等においては、行政や学校、大学、企業と連携をしながら、地域における外国人児童生徒の日本語や学習の支援、外国人の子ども就学支援のための取組に大きな役割を果たすことが期待される。また、学校における外国人児童生徒の指導にも、学校の求めに応じて支援・協力していくことが

考えられる」、就学支援としては、「不就学の状態にある外国人の子どもの就学を促進するため、市町村教育委員会においては、こうした子どもの情報を収集するとともに家庭訪問等の方法により就学相談や就学案内を行っていくことが必要である。この際、例えば、外国人を支援する地域の NPO やボランティア団体、自治会、また、児童相談所等の関係機関、スクールソーシャルワーカーと連携・協力しながら取り組むことが考えられる」としている。この 10 年間で、期待された行政、関係機関等との連携は進んだのだろうか。

前述の「外国にルーツをもつ子どもたちの抱える困難」を改善するための教育支援活動は、子どもたちやその家族の切実な要望にこたえ、地域の NPO 法人等によって担われているケースが多い。NPO 法人の規模や形態、内容は多様である。日本語の学習教室で言えば、大人のための教室は多いが年少者のための教室はまだ少ない。

東京では、子どもが学べる日本語教室は、約 30 団体である。週 1 回～2 回のボランティアによる教室がほとんどで、週 4～5 回学校のように継続して学べる場所は少ない。この学び場は、学習支援だけではなく、子どもたちが日々の生活の出来事を話せる理解者がいて居場所としての役割も果たしている。

また、子育て中の保護者のための交流の場を創り、活動している NPO 法人もある。子どもだけでなく、日本の子育てや生活習慣について知るために保護者の交流場所としても大切な場所となっている。

4. 社会福祉士との連携の必要性

(1) 学校教育の中にいる多文化な子どもたち

多文化共生センター東京での教育相談の中に不登校になって学校に行けなくなっている子どもについての相談がある。

事例 17

来日して、中学校に編入したが、ほとんど日本語指導の時間はなく授業がわからないまま教室にいた。友だちとのトラブルからいじめが生じ、学校に行けなくなって 1 年になる。学齢は超えているのでどこか、地域で学ぶ場所はないか。

<考察>

不登校になって、既に 1 年が過ぎ、外に出ることも難しくなっていたが、本人の学びたいという希望もあり、フリースクールで学び、その後夜間中学校に編入し高校へと進学した。子どもと学校との橋渡しや相談のできるスクールソーシャルワーカーの配置や体制が整っていて、地域の団体との連携ができれば、もっと早く適切な対応ができたのではと考える。

（２）学校教育の外にいる子どもたち

事例 18

母が日本人の男性と再婚し、新しい家族のもとに呼び寄せたフィリピン籍の女子。高校進学を目指して NPO 法人で学習していたが、家庭内での養父による虐待があり、家を出て友達の家身を寄せた。福祉事務所に相談し児童相談所に緊急避難した。その後、本人の希望もあり、祖父母のいるフィリピンに帰国することとなった。

<考察>

言葉の問題があり、タガログ語のできるスタッフが児童相談所で対応した。NPO 法人としては、法人で学習していた期間での生徒の状況を伝え、児童相談所にいる期間、生徒が学習できる日本語教材や英語教材等を提供した。児童相談所にいる期間の過ごし方について、ケースワーカーと相談する機会があったことはよかったが、最終決定までに当該生徒とかかわれる機会はなかった。制度上難しいと思うが、多文化な子どもたちの複雑な状況を理解するためには、NPO 法人も協議に参加できる機会も必要だと考える。

今後も増えていく外国にルーツをもつ子どもたちが日本で安心して成長していくためには、一日のほとんどの時間を過ごす学校教育の中で生じる問題、また家族の問題などが十分に相談でき、多文化な子どもたちに寄り添い解決する方向を示す、スクールソーシャルワーカーの役割は重要となる。同時に困難な状況にいる多文化な子どもたちや家族を地域で支援している NPO 法人等をはじめとした他機関との相互連携のネットワークを一層強化することが必要である。



1. 地域国際化と多文化共生の現状

(1) 多文化共生プランと自治体

日本国内に住む外国人を地域社会の構成員として捉え、ともに暮らしていくために、「多文化共生」のまちづくりが、各都道府県、市区町村それぞれの地域の実情に合わせて進められている。

2006（平成18）年3月、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員とともに生きていくこと」と定義付けたうえで、「国際交流」「国際協力」とともに「地域における多文化共生」を地域国際化の第3の柱として位置づけ、推進を図っていくこととされた²³。この推進プランは国の政策にも影響を与え、同年12月には、外国人の生活環境を整備するための『生活者としての外国人』に関する総合的対応策が策定され、各省庁によりそれぞれの分野で対応が進められ、各自治体においては、行政・生活情報の多言語化、日本語に関する学習機会の確保などの「コミュニケーション支援」、住居・子どもの教育・医療・福祉・防災などの「生活支援」、地域住民の意識啓発等の「多文化共生の地域づくり」などの多文化共生施策が実施されてきた。

(2) 外国人の増加と自治体の多文化共生の取組

法務省統計によると在留外国人数は、2017（平成29）年末で約256万人と、20年前の1997（平成9）年と比べ100万人以上増加した。現在もその数は増加傾向にあり、現在、総人口に占める外国人割合は約2.0%である。また、近年の特徴としては多国籍化が挙げられ、10年前の2007（平成19）年は、「定住者」「永住者」「日本人の配偶者」等の「身分に基づく在留資格」が多い中国、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピンで全体の4分の3を超えていたが、「留学生」や「技能実習生」の増加により、ベトナム、ネパール、タイ、インドネシアなどが一定の割合を占めるようになってきた。

自治体の取組状況を振り返ると、1970年代前半は、「特別永住者」の多い川崎市や大阪市において人権の観点からの取組が進められたが、1990（平成2）年に改定入管法が施行されると、製造業の盛んな地域で日系ブラジル人、日系ペルー人等の受入が進み、浜松市や太田市などのいわゆる「集住都市」で多言語相談や日本語教室、子どもの学習支援等の取組が進んだ。一方、外国人住民が集住するというよりは、地域内に散住する自治体でも、外国人住民の増加に伴いさまざま

²³ 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html

な取組が進められてきた。近年は、技能実習生や留学生の増加により、これまで外国人が見受けられなかった地方の小規模市町村でも対応が必要となっており、自治体間のノウハウの共有が課題となっている。

外国人住民施策の実施にあたっては、2008（平成 20）年 9 月のリーマンショック以降、解雇された外国人労働者の支援に代表されるように、外国人住民は「支援の対象」として捉えられてきたが、2010 年代に入ると徐々に外国人の力を活かして「地域づくりの担い手」として位置づけたうえで、多文化共生のキーパーソンとして地域活動に参画させる施策が展開されてきている。

（３）外国人材の受入環境整備の新たな方向性について

以上の動きを踏まえ、総務省はプラン策定 10 年経過を目途とし、2017（平成 29）年 3 月に自治体等が行ってきた多文化共生の優良事例を集めた「多文化共生事例集」において、「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の地域づくり」とともに「地域の活性化やグローバル化への貢献」という新たな多文化共生施策の方向性を示しており、現在では、多文化共生とともに地方創生の担い手としての外国人住民の活躍に期待する自治体も見られる。

外国人住民が増加し、また少子高齢化が進み中小企業等での人手不足が深刻化している状況から、外国人材の円滑な受入れの促進とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要として、2018（平成 30）年 7 月、政府より「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が示されるとともに、出入国管理、在留、人権擁護等を所管する法務省が、外国人の受入環境整備に関する企画立案並びに総合調整を行い、そのもとで、各府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることが示された。

これまで外国人住民の生活の基盤となり直接窓口となり対応してきた自治体の取組や実情を踏まえた国の取組を期待したいが、今後、法務省をはじめとする国の動向を注視していく必要がある。

2. 地域で外国人住民を支える多文化共生の担い手

（１）行政と地域国際化協会との連携について

地域の多文化共生の推進にあたっては、地方自治体が事業の実施主体となる一方、よりきめ細やかに外国人住民の窓口を担い、専門性をもって対応にあたる民間国際交流組織（国際交流協会や NPO 法人、ボランティア組織等）の果たす役割が非常に重要である。

都道府県、政令指定都市のほとんどには、地域の国際交流を推進する中間支援組として総務省が認定した「地域国際化協会」²⁴が設置されている。「地域国際化

²⁴ （一財）自治体国際化協会ホームページ 地域国際化協会について

http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/rlics_list.html

なお、奈良県、新潟市、相模原市、堺市、岡山市には「地域国際化協会」が設置されていない。

協会」は、図6に見られるように、地域内の国際交流協会、NPO法人、関係機関などの地域のアクターを結ぶネットワークを形成しながら、所管官庁である都道府県・政令指定都市からの委託事業や助成金等を活用した自主事業の実施により、地域の実情に応じた生活情報の発信や多言語相談窓口の運営、日本語教室や交流の場の運営・支援、担い手の育成等を行っている。

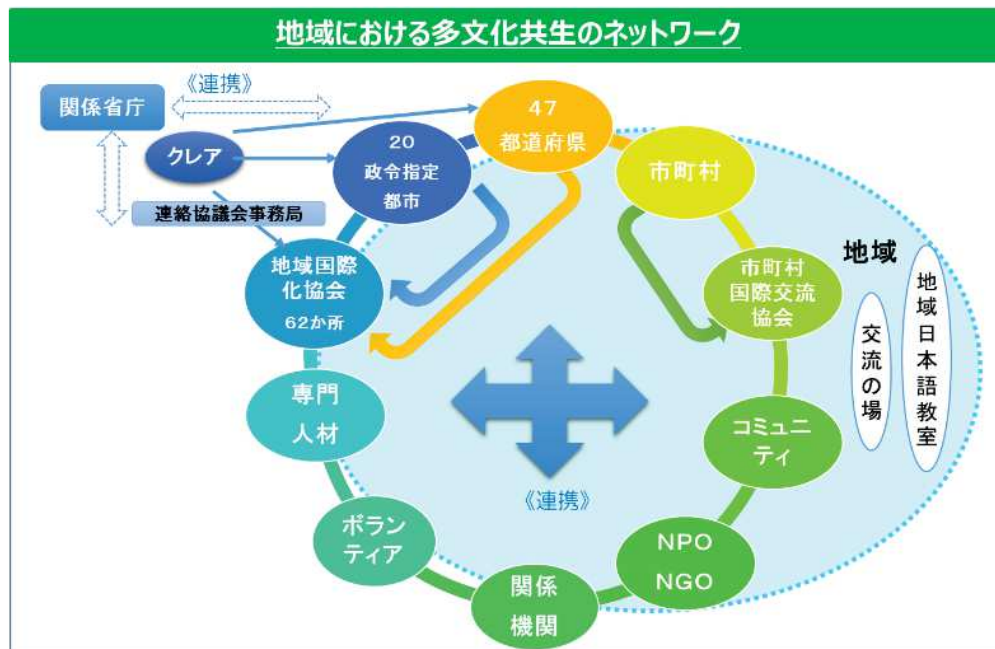


図6 地域における多文化共生のネットワーク

市町村の国際交流協会については、多くが任意団体であり、市町村の多文化共生・国際担当課の職員が事務局を担っているところも多い。また国際交流協会を置いていない市町村では、担当課において外国人対応を行っているところもある。

「地域国際化協会」や市町村の国際交流協会は、都道府県・市町村と地域内で密接な連携を取りながら事業を実施する一方、関東、東北といった広域ブロックのネットワークを生かして情報共有を図ることにより、より専門的な支援体制の整備に取り組んでいる。こうした「地域国際化協会」のネットワークを支援するために自治体との共同組織である一般財団法人自治体国際化協会（以下「クレア」）が同協会で構成される連絡協議会の事務局となり、課題の共有を図りながら、施策立案支援、専門人材の育成等を行っている。

（２）多文化共生の担い手について

地域の多文化共生を支えるアクターとしては、「地域国際化協会」や市町村国際交流協会（以下「協会」）のほかに、日本語教室や相談機能を担うNPO法人やNGOが多く活躍している。またそうした組織に所属する市民ボランティアや専門人材が翻訳通訳、多言語相談、日本語教室、子どもたちの日本語学習支援、災害時の支援などの多くを担っており、外国人住民も多く活躍している。こうした人材が自治会や外国人コミュニティ、SNS上の情報共有上でのキーパーソンと

なり、協会などの支援団体と外国人住民を結び情報提供やニーズ把握の機能をも担っているといえる。こうしたキーパーソンとなる人材を、多文化共生の担い手として研修等により育成している協会等も多い。また留学生を受け入れる大学や日本語学校、外国人就業者や技能実習生を受け入れる企業や監理団体など直接、外国人とかかわる関係機関だけでなく、弁護士会や医療機関、社会福祉士会等の福祉関係機関等、生活全般を支えるにあたっては、もはや、あらゆる機関が多文化共生の担い手であると言える。

3. 地域国際化協会、国際交流協会の取組

協会では、外国人住民が日常の生活で困ることに対応するために、それぞれの地域の状況に合わせて多言語相談対応のほか、医療通訳等の専門通訳の派遣や、入国管理・在留資格、労働相談等の専門相談窓口等、さまざまなサービスを行っている。協会が行っている事業内容については、クレアがホームページ上で公開している「地域国際化協会ダイレクトリー」に掲載されている。

【協会の事業内容の例】

- 関係機関、N G O ・ N P O 法人との連携（ネットワーキング）

- 多言語相談窓口

（多言語、分野別、入管や弁護士会との連携等）

※入管が自治体と連携したワンストップ型相談センターも設置されている。

- 多言語情報の提供（図7）

（行政支援や支援窓口、医療、教育等、各分野の情報を提供）

- 通訳派遣、翻訳

（ボランティア登録による）

- 地域日本語教室（子どもの学習支援、大人の日本語教室、交流機会・相談機会）

※日本語教育については、文化庁の「日本語教育コンテンツ共有システムNEW S」、文部科学省の外国につながるの児童・生徒の学習を支援する「かすたねっと」がある。

- 交流機会の提供（料理教室、国際理解講座、外国語講座）

- ボランティアの人材育成研修・ネットワーキング

（日本人支援者、外国人キーパーソン、医療通訳・防災・日本語等の分野別）

- 多文化共生の理解促進・施策立案

- 災害時の多言語支援

（通訳・翻訳、国際機関との連携による多言語発信、ニーズ把握）



図7 クレアが提供している多言語生活情報（アプリでもダウンロード可）

4. 社会福祉士との連携

地域国際化協会、市区町村国際交流協会、自治体等では、多言語の生活相談窓口を置いているが、相談員のマンパワーも限られていることから、その後に繋ぐ支援・フォローは難しいのが現状である。外国人住民の定住化により、抱える問題が多岐に渡っていることもあり、相談を受けてから支援機関につなぎ、その後の生活支援や自立支援が必要となるケースの場合、地域の NPO 法人・NGO、また専門職としての社会福祉士等（ソーシャルワーカー）は、連携パートナーとして欠かせない存在であると言える。

自治体や協会によっては、多文化ソーシャルワーカーの養成やガイドブックの作成、社会福祉士と連携した研修事業等を実施しているところもあるが、相談窓口ソーシャルワーカーを常駐させるのは、財政上の課題などから困難なのが実情である。

協会には、外国人のニーズ把握、専門機関・専門家の連携といったネットワークの機能があり、自治体や他機関と連携し、施策に反映し実施する役割があることを考えると、社会福祉士としては、まずは、支援の必要な外国人住民が居住する自治体か協会との十分な連携を検討していく必要がある。

一方で、多文化共生施策の実施にあたっては、日本人側の意識を変える広報啓発についても課題となっている。幅広い関係機関との窓口となる社会福祉士が外国人住民の現状を把握しているということは、すなわち、それぞれの関係機関にとって多文化共生社会を共に考える連携パートナーとしての役割を担うこととも考えられる。今後、より一層、多文化共生を推進していくためにも、社会福祉士のさらなる活躍が期待される。



CLAIR（クリア）とは

一般財団法人自治体国際化協会（Council of Local Authorities for International Relations）の略称。東京に本部・事務局を構え、ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京に海外事務所を設置。自治体の共同組織として、都道府県・政令指定都市の国際担当課に支部を置き、諸外国の地域活性化に関する情報収集をするほか、JET プログラム（語学指導・国際交流等を行う外国人青年招致事業）の運営や、海外活動（経済活動、国際交流・協力）の支援、多文化共生のまちづくりの支援を行っている。多文化共生施策としては、多言語情報ツール等の提供（災害時多言語表示シートやピクトグラム等）、施策立案支援（ポータルサイトやツールライブラリーの運営）、先進的事業への助成、担い手育成（ネットワーキングやスキルアップを図る各種研修の実施）、自治体・地域国際化協会と NGO・NPO との連携支援などに取り組んでいる。また全国の地域国際化協会の連絡協議会の事務局として、各協会と連携し、地域の国際化・多文化共生の推進を支援している。

1. 多様な立場の架橋的役割

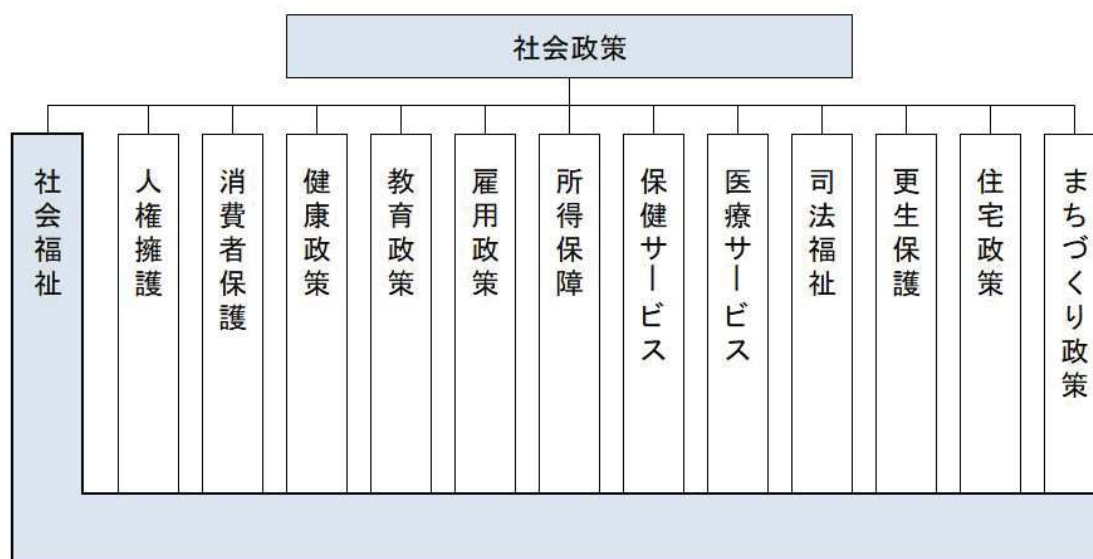
本章の冒頭で述べたとおり、フォーマルとインフォーマルの壁、福祉と福祉以外といった分野の壁を超えて、つまりタテ割りの専門性に横串を通すようにして連携を進めるのは社会福祉士、ないしはソーシャルワークを行う援助者が固有にもつ機能である。社会福祉士等が外国人支援に携わる場面では、単に語学ができるかどうか、あるいは多言語対応の窓口を紹介できるかどうかというレベルにとどまらず、たとえば雇用をめぐる問題であれば雇用主と、住まいがおびやかされる時には貸主と、ケガや病気に関しては医療機関と、子どもの教育機会やいじめ・不登校をめぐることは教育機関との折衝が必要になるはずであるし、それぞれの対応する行政機関や公私の支援機関とも相談や連携ができる人脈やスキルを身につけることが重要となる。

各々の主体の行動原理（法的根拠、依拠する学問的基盤、財源や権限などに基づく）は異なっており、それゆえに、用いられる専門用語・法律用語も、獲得・達成しようとする利益や社会的目標も違うのが常である。そこに媒介・調整役としてかわるのが社会福祉士であり、さまざまな価値観を調整しながら、「より高次の共通目標」を提示して団結・協力を促すこと、そして弱い立場にある当事者・家族を擁護することが求められる唯一の専門職が社会福祉士といえる。地域包括ケアシステムにおいては、関連職種が情報共有できる ICT システムが開発されたり、合同で受ける研修などがみられるようになったが、そのような「共通言語」づくりは、まさにソーシャルワークの視点と働きかけがあればこそ実現できる仕組みである。言わば、社会福祉士は多様な主体同士をつなぎあわせて一つの大きな力にする「扇の要」なのである。

古川孝順（2012）は、さまざまな社会政策と社会福祉政策の関係を「社会福祉の L 字型構造」として理論づけているのだが、社会福祉士固有の「つなぐ機能」もこの理論で説明できる（図 8）。L 字のタテ部分に見られるように、社会福祉「政策」は、社会政策群の一つであり、教育、医療、所得保障などの諸政策と並び立つ側面がある。他方において、社会福祉は他の政策を先導し、かつ相互に補完し合うようにする、つまり L 字のヨコ部分の機能をもつ唯一の政策でもある（古川は後者を「多分野横断的アプローチ」と呼んでいる）。さらに言えば、「社会福祉」（六法の枠組みによる福祉政策）がカバーし得ない「地域社会をベースにした日常生活支援」を含むのも「福祉」の特性である。かつては地域社会や近隣住民どうし、血縁関係どうしでの相互扶助が成立したが、住民の流動化や高齢化が進んだ今日ではそれらが機能を弱めている中、孤立などの問題を地域で支え、地域社会を組み立て直す必要があるからである。こうしたことから、福祉は社会政策群の「機軸」となることが重

要であり、その仕組みの中で働く社会福祉士には、他分野間の媒介、調整、協働という創造的な働きが求められるのである（古川 2012：32-38）。

図8 社会福祉のL字型構造



(出典)古川孝順 2012:33.

2. 弁護士との連携

支援する相手の権利を擁護することは、社会福祉の根幹的な役割である。狭義の権利擁護は、成年後見制度や日常生活自立支援制度などによる支援として用いられているが、広義では、権利侵害から当事者を守ること、社会生活上の諸権利が適切に行使できるよう、サービス利用などへの道筋（アクセシビリティ）を確保することがある。権利侵害からの擁護では、外国人が低劣な雇用条件での勤務を強いられたり、連帯保証人がいないことを理由に賃貸契約を断られたりすること、近隣住民が住民組織（町内会・自治会など）への参加を忌避し、回覧板を回さないとか行事に誘わないことなど、さまざまな排除や剥奪から当事者を保護し、尊厳を取り戻すことが挙げられる。アクセシビリティに関しては、社会保険加入、福祉・教育サービス受給、その他さまざまな社会参加の道筋を確保し、権利行使ができるようにすること（たとえば、外国人にわかるように情報発信することや、利用手続きの支援、雇用主の意識啓発など）があるだろう。

外国人の生活ニーズの中でも、在留資格、居住、収入確保・債務、福祉施設利用や生活保護の申請などについては、弁護士などによる専門的な支援が不可欠である。そのために法律相談センターや法テラスなどの専門法律相談を利用する手立てがあるが、本人がそれを見つけ出し、自力で支援を求めることはハードルが高いものと思われる。そのような時に、社会福祉士等は当事者・家族に寄り添いつつ、それらの専門相談につなぐこと、そして弁護士などと一緒に支援することが必要となる。

それに加え、社会福祉士等には、制度がカバーしないニーズの掘り起し、制度的条件そのものの変革や予算獲得も、必要に応じて取り組んでいく必要がある。前者

はアウトリーチ、後者はソーシャルアクションということになる。それらは、社会福祉の制度化が進む一方で、社会福祉士等が弱めてきていると指摘されるソーシャルワークの技術である。

先の改正入管法にあわせ、政府は全国の自治体などに一元的な相談窓口として「多文化共生総合相談ワンストップセンター」（仮称）を設置する案をまとめている。自治体や地域ごとの違いはあるにせよ、このような場が多様な主体が連携するプラットフォームとしての機能を与えられるであろうことから、社会福祉士等はそこでつなぎ役を果たすことが期待される。

司法の専門家との連携によって、さまざまな権利侵害を解消・防止し、かつ必要なサービスに手が届くようにアクセシビリティを担保する一方で、制度外ニーズが切り捨てられるようなこともないように、それらを見逃さない視点や知識、解決のためのスキルや人脈を培う努力を怠ってはいけない。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日閣議決定）により整備される全国のワンストップ相談窓口とガイドブックについて

外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた際に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、法務省の「外国人受入環境整備交付金交付要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村において「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）」（約100か所、原則11言語以上）の設置が進められている。

また、安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留資格・労働関係・社会保険・防犯・交通安全等）について、関係省庁が連携し「生活・就労ガイドブック～日本で生活する外国人の方へ～」が作成されている。これらの情報については、外国人が容易にアクセスできるよう法務省のポータルサイトで発信されており、支援者にはぜひ活用いただきたい。

○法務省 外国人生活支援ポータルサイト

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html

3. 医療機関との連携

「外国人の医療問題」と耳にすると、「健康保険に加入できるし、病院で受診できるから大丈夫では？」「足りていないのは、通訳の手配ぐらいだろうか？」と考える社会福祉士等は少なくないのではないかと。しかし、第2節の事例では、「在留資格なし」「健康保険加入なし」「支払困難」という切迫した状況の患者が、あることか入院先から退院を言い渡されるという問題が起きていた。また、母親の通訳代わりとなった娘が、「お母さんがかわいそう」だとして、医師の言葉とおりに通訳しないという問題もあった。これらの事例では、患者本人やその家族の事情や心情に寄り添い、個別的なアプローチすることが解決の鍵となっている。このように、たとえ利用できる制度があっても、それを当事者が適切に利用できているか、当事

者にとって意味のある運用がなされているかは別次元の問題であって、社会福祉士等はこうしたことに敏感であることが重要である。

異国の地での病気や事故は誰にとっても大きな不安を伴うものだ。医師との会話が十分できなければ、患者が自分の症状を正しく伝えることも、医師の説明を正しく理解することも難しい。そのため、言葉の違いや制度を理解していないことは治療・回復を阻む第一の壁となりやすい。また、患者が自国語の通じる医療機関ないし通訳や支援者を自分で見つけることの難しさ、健康保険未加入の問題、本人の資力が不十分で医療費が支払えない（そのことで医療機関からの診療拒否されてしまう）ことなど、第二、第三・・・と、壁はいくつもあ

る。事例で見たような制度の狭間で起きる問題に対し、外国人の医療ニーズを支援するNPO法人などが最後の砦となって当事者を守っている。このような問題の存在に気づいた時、たとえ所属機関のサービス対象者でなかったとしても、社会福祉士等は決して「埋め戻し」をせず、行政、医療機関（医療ソーシャルワーカーなど）、NPO法人などと連携し、個々の当事者・家族の心身の健康の保持に努める必要がある。また、金銭的な問題であれば社会福祉協議会による生活福祉資金などによる一時的対応の手立ても模索する必要がある。さらには、労働者の人権よりも目先の利益を優先させる雇用主、問題から目をそらす社会の価値意識を変えていくためのアクションを起こすべきであることは明らかである。

4. 教育機関との連携

外国にルーツをもつ子どもたちの多くが、不就学、もしくは就学できても言葉や習慣の違いによる勉強の難しさやいじめなどから不適応になりやすいといった深刻な問題に直面している。加えて、国際結婚した親の離婚・再婚、親や養育者の失職、虐待など、子どもとしてどうすることもできないことで重荷を背負わされることもある。

スクールソーシャルワーカーや児童福祉施設、母子生活支援施設などで働く援助者は、このような子どもたちに直接かかわる機会も多く、相応のノウハウや人脈は蓄積しているだろうが、それ以外の援助者、たとえば障害者や高齢者の施設や生活困窮者支援の相談機関などに従事する場合でも、たとえば主たる利用者の家族がこの種の問題を抱えていることもある。あるいは、利用者が暮らす地域の課題として俎上にのぼっていることもある。今、支援の対象として直接のかかわりがなくても、そのような問題を見逃さない感性をもつこと、公私のさまざまな主体と連携してチーム・アプローチのできる以下のようなネットワークを日頃からもっておくことが、あらゆる社会福祉士等には求められよう。

連携体制としては、外国にルーツをもつ子どもに直接かかわる専門機関・団体などによる第一次のネットワーク、さらにはそれを取り巻く資源による第二次のネットワークが想定できるのではないだろうか。前者は、言うまでもなく行政（教育委員会）、教育機関・団体（学校、フリースクール、学習塾、日本語学校など）、医療

機関、教育支援を行う NPO 法人などである。後者には、子どもたちが通う習い事（スポーツや文化活動など）の実施団体、子どもたちが集う商業施設や店舗、親や養育者の雇用問題がある場合の雇用主、居住にまつわるトラブルがある場合の貸主、その他、ケース・バイ・ケースで警察や弁護士などと協力しあう必要があるだろう。

親の国際結婚などで多様な背景をもつ子ども、複数のアイデンティティをもつ子どもも少なくない。「〇〇ちゃんは××の国籍をもつ子。××国の人と接する時には△△に気をつければよい」といった具合に短絡的に割り切れるものではない。（親の）出身国の経済事情による日本への移住、難民のように紛争や政治的な事情によってやむなく日本に渡航した人々などを支援する時、その子どもたちの問題がどのような構造をもつのかを理解する必要がある、本人・家族・親戚・友人などのミクロ・メゾレベルの視点でアセスメントするとともに、政治・経済的な文脈をとらえるマクロレベルの視点でのアセスメントも、支援のためには不可欠である。

5. 地域の多様な機関との連携

地域で「多文化共生」を推進しようとする時、共生意識を持つ一部の人たちは身近な外国人と交流したり、自主的に生活支援活動を行ったりするものの、実際には外国人と日本人の間にある摩擦やトラブルをいかに未然に防ぐかが課題として趨勢であろう。「ゴミ出しルールを守らない」とか「夜道で、大声で会話する」といった外国人への不満は、地域の問題としてよく浮上している。こうした問題には、多くの日本人が内在させる外国人への拒否感やヨソ者感、劣等性を見ようとする傾向に基づく偏見や無理解が、少なからずあるだろう。

たとえば、自治体ごとに細かく指定されているゴミ出しルールが外国人にもわかりやすく表記されていないとか、夜道では小声で話すことが礼儀や常識だと考えている多くの日本人にとって、外国人にとって普通の声量が大きく聞こえてしまうといったことがトラブルの原因にはあり得るのだが、これらは双方が互いを理解し、尊重し合うことである程度解消できる“すれ違い”であって、「目くじらを立てるほどではない」とも言われる（奥田 1993）。現に、屋外でバーベキューして騒いでいる外国人グループを町内会長が咎めようとしたところ、逆に「一緒にどうぞ」と誘われ、途端に雪解けしたという話もある。「郷に入れば郷にしたがえ」とか「ここは日本だ。日本の流儀にしたがえ」といった論理も、コミュニティの規範（ルール）を保持する上で重要ではある。しかしその一方で、（過度の自由さや無規範、無秩序なのは論外だとしても）互いの違いや個性、すなわち多様性を許容せず、マジョリティ（多数者）の規範に画一的にはめこもうというのもまた極論である。互いが痛みを感じることなく、むしろ心地よいと思える距離感や関係性を築いていきたいものである。

第4節で取り上げられたように、外国人集住都市を中心に、民間国際交流組織（国際交流協会、NPO 法人、ボランティア組織など）や地域国際化協会のような中間支援組織が直接・間接に外国人を支援している。そうした協会や団体などと日頃から

情報交換しておくことが大切であろう。

連携して何を達成しようとするのかをあらかじめ示すことも大切である。これは社会福祉の価値にねざし、共通目標としての共生社会を描き出すということであり、目標に向けて関係者がそれぞれ何をすべきか考えることを促すものでもある。外国人と一緒に暮らすために、地域で住民にできること、専門職としてできることを考えられるようにするのは、社会福祉士の大事な役割である。

最後に、若干の事例をもとに、外国人と一緒に暮らす地域でのつながりや支援とはどのようなものかについて考えたい。

6. 地域を基盤とする多文化的な福祉実践

(1) 住民組織や社会福祉協議会による取組

外国人集住地区と呼ばれる地域では、生活者としての外国人と日本人が地域で共に暮らすために橋を架けるような先駆的な取り組みがすでに見られるようになって久しい。住民組織が主体となるものや自治体や社会福祉協議会、社会福祉施設が主体のものなどがあるが、住民主体のものでは岐阜県 美濃加茂^{みのかもの}市の例を挙げることができる。住民の約1割を外国人が占める同市では、美濃加茂華友会が「自治会国際化講座」を開き、外国人の生活や問題について学ぶとともに、外国人を自治会活動の担い手として受け入れられるように取り組んでいる。

地域福祉推進の役割を担う社会福祉協議会（以下「社協」）が住民主体の取り組みを後押しするような実践もある。自動車産業が盛んで、バブル期の規制緩和で多くの日系人を受け入れた三重県鈴鹿市では、公的支援以外にも NPO 法人による支援（相談、通訳・翻訳、日本文化紹介など）や地縁団体による国際理解・交流、学習支援などが活発に行われている。

鈴鹿市社協はそれらのネットワーク化し支援するとともに、社協内部に任意団体をおき、外国人向けにサロンや介護教室などを行うほか、三重県社協と合同で住民に意識調査を実施し、支援の方向性をつかんでいる。

この調査はひじょうに高度で実践的示唆をもつものである。外国人・日本人双方を調査対象とし、互いに対する肯定意見・否定意見を抽出するとともに、その傾向や課題を精緻に分析した。分析結果は相互理解のヒントを窺えるものであり、たとえば、年齢区分で比較すると、若年層の間では比較的に外国人を歓迎するムードがあること、集住地区では非集住地区に比べて共生意識が強いことなどが明らかとなった。これにより、日本人に働きかけるにしてもターゲット層を明確にし、戦略的な働きかけ（〇〇歳代に効果的なアプローチ、△△地区の住民に効果的なアプローチなど）を計画することが可能になっている。

(2) 社会福祉法人・施設の取組

外国人集住地区の社会福祉施設の中には、多国籍出身の援助者によって多言語、多文化での支援を開拓的に行っている事例もある。青丘社^{せいきゅうしゃ}は、歴史的に在日コ

リアンの町として知られ、今では多国籍化している川崎市桜本地区で活動する社会福祉法人で、市が設置する総合文化拠点「ふれあい館」の運営を受託し、同館および近隣で制度サービスや地域福祉活動を展開している。1969年の創設以来今日まで、外国人のさまざまな権利侵害に対する運動を行ってきたのだが、現在の福祉実践としては、地域活動（社会教育講座、資料保存、コミュニティ・カフェなど）、介護保険事業、在日一世の会、障害者のグループホーム運営、中高生タイムケア事業、保育園運営、児童館型子育て支援事業など、多様な福祉サービスを提供している。また、『よく使う〇〇語』という冊子を作り、外国人利用者が通う先々に配るなどして橋渡しをしている。

7. 多文化的な福祉実践としての要素

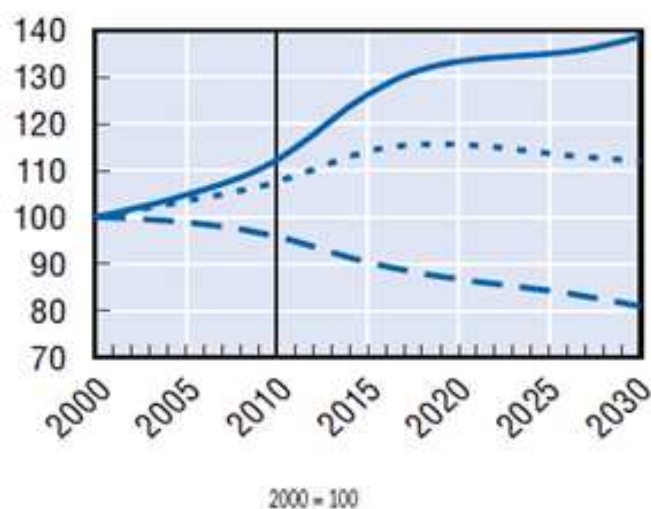
青丘社の援助の考え方や方法はきわめて開拓的である。たとえば法人化(1973年)のきっかけとなった保育園は(外国人児童が他園で受け入れを拒否されていたことから保育園を始めた)では、韓国・朝鮮人に加えて、中国、フィリピン、インド、ブラジルなどからの移住者が増加した現在、10か国語以上の言語で保育を行っている。同園では、役所の入園手続きの付き添い、複数言語での対応(連絡ノート、絵本など)、保護者会での通訳(卒園児の保護者が自発的に通訳を引き受けてくれる)、園児の母国の文化導入(保護者による手遊び、民話、家庭料理など)を行っている。

この話を聞いた多くの福祉施設関係者は、「語学は必要なのか?」「通訳などの費用はどうしているのか?」といった疑問を寄せるのだが、同法人は「語学も予算も要らない」と断言する。同園で新しい言語を話す児童が入園すると、職員がすることは「辞書(母国語から日本語、日本語から母国語)を買うだけ」だという。毎日の保護者とのやりとりを行う「連絡ノート」では、辞書を片手に単語で書けば通じる。その姿勢に励まされた保護者は日本語を学び、やがてノートにローマ字で日本語を書くようになり、ローマ字は平仮名に、平仮名は漢字まじりに進展するという。つまり、制度優先、予算ありきではなく、徹底して園児・保護者に寄り添うという、ソーシャルワークの基本に忠実であれば、深い信頼関係が築かれ、当事者が真に満足できる援助ができるということである。

3つの事例に見られるような実践をここでは多文化的な福祉実践と呼んでおくが、とりわけ専門機関である鈴鹿市社協、青丘社の取り組みを概観すると、多文化的な福祉実践は次のような実践の体系だと理解できる。実践のきっかけとなる課題には、①在留資格や言語、就労、教育など外国人に固有のものと、②日本人の普遍的課題のために用意された福祉サービスを多文化化するもの、がある。また、実践の内容としては、(A)通訳、介護、保育などの直接的援助と、(B)支援団体の組織化、調査、計画化のような間接的援助がみられる(表5)。

多様な主体との連携は、これらを柔軟・円滑に提供できるようにするために必要なのだと考えられる。

図9 2000～2030年の現役世代への依存度推移（2000年を100とする）：日本



（出典）OECD SOPEMI（2010：52）

表5 文化的背景の異なる人びとへの援助の分類

	(A)直接的援助	(B)間接的援助
①固有の課題への対応	通訳・翻訳，各種相談援助（滞在資格，就労，教育，居住，無年金問題，地域からの孤立・排除など），エンパワメント ターゲット：当事者（家族・集団を含む）	ネットワークづくり（外国人同士の，または地域のネットワークに迎え入れる），支援団体（NPO など）のバックアップ，行事，普及・啓発（差別撤廃など），訴訟（不当解雇撤回など）や集団行動，政策・制度条件の整備・改善（在留資格，医療・福祉・教育，参政権など）への働きかけなど ターゲット：当事者（家族・集団を含む）およびホスト社会（政府，自治体，地域など）
②普遍的課題に対するサービスの多文化化	福祉サービスの多文化化（相談援助，介護，保育など），医療・保健，教育，労働，趣味・娯楽など関連サービスの多文化化 ターゲット：当事者（家族・集団を含む）	

（注）分類は概念上のものであり，実際には相談支援と啓発活動がリンクするなど，複合的活用が想定される。

【参考・引用文献】

古川孝順（2012）『社会福祉の新たな展望—現代社会と福祉』ドメス出版。

加山弾（2014）『地域におけるソーシャル・エクスクルージョン—沖縄からの移住者コミュニティをめぐる地域福祉の課題』有斐閣。

加山弾（2015）「多文化共生とコミュニティ再生—社会福祉援助、地域づくりの視点から—」全国社会福祉協議会『月刊福祉』（98-3），22-25。

奥田道大（1993）『都市型社会のコミュニティ』勁草書房

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features multiple sets of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

APPENDIX

巻末資料

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知¹を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける²。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい³。

.....

注釈

注釈は、定義に用いられる中核概念を説明し、ソーシャルワーク専門職の中核となる任務・原則・知・実践について詳述するものである。

中核となる任務

ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放がある。

ソーシャルワークは、相互に結び付いた歴史的・社会経済的・文化的・空間的・政治的・個人的要素が人々のウェルビーイングと発展にとってチャンスにも障壁にもなることを認識している、実践に基づいた専門職であり学問である。構造的障壁は、不平等・差別・搾取・抑圧の永続につながる。人種・階級・言語・宗教・ジェンダー・障害・文化・性的指向などに基づく抑圧や、特権の構造的原因の探求を通して批判的意識を養うこと、そして構造的・個人的障壁の問題に取り組む行動戦略を立てることは、人々のエンパワメントと解放をめざす実践の中核をなす。不利な立場にある人々と連帯しつつ、この専門職は、貧困を軽減し、脆弱で抑圧された人々を解放し、社会的包摂と社会的結束を促進すべく努力

¹ 「地域・民族固有の知 (indigenous knowledge)」とは、世界各地に根ざし、人々が集団レベルで長期間受け継いできた知を指している。中でも、本文注釈の「知」の節を見ればわかるように、いわゆる「先住民」の知が特に重視されている。

² この文の後半部分は、英語と日本語の言語的構造の違いから、簡潔で適切な訳出が非常に困難である。本文注釈の「実践」の節で、ここは人々の参加や主体性を重視する姿勢を表現していると説明がある。これを加味すると、「ソーシャルワークは、人々が主体的に生活課題に取り組みウェルビーイングを高められるよう人々に関わるとともに、ウェルビーイングを高めるための変革に向けて人々とともにさまざまな構造に働きかける」という意味合いで理解すべきであろう。

³ 今回、各国および世界の各地域 (IFSW/IASSW は、世界をアジア太平洋、アフリカ、北アメリカ、南アメリカ、ヨーロッパという5つの地域＝リージョンに分けている) は、このグローバル定義を基に、それに反しない範囲で、それぞれの置かれた社会的・政治的・文化的状況に応じた独自の定義を作ることができることとなった。これによって、ソーシャルワークの定義は、グローバル (世界)・リージョナル (地域)・ナショナル (国) という3つのレベルをもつ重層的なものとなる。

する。

社会変革の任務は、個人・家族・小集団・共同体・社会のどのレベルであれ、現状が変革と開発を必要とするとみなされる時、ソーシャルワークが介入することを前提としている。それは、周縁化・社会的排除・抑圧の原因となる構造的条件に挑戦し変革する必要があることによって突き動かされる。社会変革のイニシアチブは、人権および経済的・環境的・社会的正義の増進において人々の主体性が果たす役割を認識する。また、ソーシャルワーク専門職は、それがいかなる特定の集団の周縁化・排除・抑圧にも利用されない限りにおいて、社会的安定の維持にも等しく関与する。

社会開発という概念は、介入のための戦略、最終的にめざす状態、および（通常の残余的および制度的枠組に加えて）政策的枠組などを意味する。それは、（持続可能な発展をめざし、ミクロ・マクロの区分を超えて、複数のシステムレベルおよびセクター間・専門職間の協働を統合するような）全体的、生物—心理—社会的、およびスピリチュアルなアセスメントと介入に基づいている。それは社会構造的かつ経済的な開発に優先権を与えるものであり、経済成長こそが社会開発の前提条件であるという従来の考え方には賛同しない。

原則

ソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持である。

人権と社会正義を擁護し支持することは、ソーシャルワークを動機づけ、正当化するものである。ソーシャルワーク専門職は、人権と集団的責任の共存が必要であることを認識する。集団的責任という考えは、一つには、人々がお互い同士、そして環境に対して責任をもつ限りにおいて、はじめて個人の権利が日常レベルで実現されるという現実、もう一つには、共同体の中で互恵的な関係を確立することの重要性を強調する。したがって、ソーシャルワークの主な焦点は、あらゆるレベルにおいて人々の権利を主張すること、および、人々が互いのウェルビーイングに責任をもち、人と人、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重するように促すことにある。

ソーシャルワークは、第一・第二・第三世代の権利を尊重する。第一世代の権利とは、言論や良心の自由、拷問や恣意的拘束からの自由など、市民的・政治的権利を指す。第二世代の権利とは、合理的なレベルの教育・保健医療・住居・少数言語の権利など、社会経済的・文化的権利を指す。第三世代の権利は自然界、生物多様性や世代間平等の権利に焦点を当てる。これらの権利は、互いに補強し依存しあうものであり、個人の権利と集団的権利の両方を含んでいる。

「危害を加えないこと」と「多様性の尊重」は、状況によっては、対立し、競合する価値

観となることがある。たとえば、女性や同性愛者などのマイノリティの権利（生存権さえも）が文化の名において侵害される場合などである。『ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準』は、ソーシャルワーカーの教育は基本的人権アプローチに基づくべきと主張することによって、この複雑な問題に対処しようとしている。そこには以下の注が付されている。

文化的信念、価値、および伝統が人々の基本的人権を侵害するところでは、そのようなアプローチ（基本的人権アプローチ）が建設的な対決と変化を促すかもしれない。そもそも文化とは社会的に構成されるダイナミックなものであり、解体され変化するものである。そのような建設的な対決、解体、および変化は、特定の文化的価値・信念・伝統を深く理解した上で、人権という（特定の文化よりも）広範な問題に関して、その文化的集団のメンバーと批判的で思慮深い対話を行うことを通して促進される。

知

ソーシャルワークは、複数の学問分野をまたぎ、その境界を超えていくものであり、広範な科学的諸理論および研究を利用する。ここでは、「科学」を「知」というそのもっとも基本的な意味で理解したい。ソーシャルワークは、常に発展し続ける自らの理論的基盤および研究はもちろん、コミュニティ開発・全人的教育学・行政学・人類学・生態学・経済学・教育学・運営管理学・看護学・精神医学・心理学・保健学・社会学など、他の人間諸科学の理論をも利用する。ソーシャルワークの研究と理論の独自性は、その応用性と解放志向性にある。多くのソーシャルワーク研究と理論は、サービス利用者との双方向性のある対話的過程を通して共同で作り上げられてきたものであり、それゆえに特定の実践環境に特徴づけられる。

この定義は、ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、先住民を含めた地域・民族固有の知にも拠っていることを認識している。植民地主義の結果、西洋の理論や知識のみが評価され、地域・民族固有の知は、西洋の理論や知識によって過小評価され、軽視され、支配された。この定義は、世界のどの地域・国・区域の先住民たちも、その独自の価値観および知を作り出し、それらを伝達する様式によって、科学に対して計り知れない貢献をしてきたことを認めるとともに、そうすることによって西洋の支配の過程を止め、反転させようとする。ソーシャルワークは、世界中の先住民たちの声に耳を傾け学ぶことによって、西洋の歴史的な科学的植民地主義と覇権を是正しようとする。こうして、ソーシャルワークの知は、先住民の人々と共同で作られ、ローカルにも国際的にも、より適切に実践されることになるだろう。国連の資料に拠りつつ、IFSW は先住民を以下のように定義している。

- ・地理的に明確な先祖伝来の領域に居住している（あるいはその土地への愛着を維持

している)。

- ・ 自らの領域において、明確な社会的・経済的・政治的制度を維持する傾向がある。
- ・ 彼らは通常、その国の社会に完全に同化するよりも、文化的・地理的・制度的に独自であり続けることを望む。
- ・ 先住民あるいは部族というアイデンティティをもつ。

<http://ifsw.org/policies/indigenous-peoples>

実践

ソーシャルワークの正統性と任務は、人々がその環境と相互作用する接点への介入にある。環境は、人々の生活に深い影響を及ぼすものであり、人々がその中にある様々な社会システムおよび自然的・地理的環境を含んでいる。ソーシャルワークの参加重視の方法論は、「生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける」という部分に表現されている。ソーシャルワークは、できる限り、「人々のために」ではなく、「人々とともに」働くという考え方をとる。社会開発パラダイムにしたがって、ソーシャルワーカーは、システムの維持あるいは変革に向けて、さまざまなシステムレベルで一連のスキル・テクニック・戦略・原則・活動を活用する。ソーシャルワークの実践は、さまざまな形のセラピーやカウンセリング・グループワーク・コミュニティワーク、政策立案や分析、アドボカシーや政治的介入など、広範囲に及ぶ。この定義が支持する解放促進的視角からして、ソーシャルワークの戦略は、抑圧的な権力や不正義の構造的原因と対決しそれに挑戦するために、人々の希望・自尊心・創造的力を増大させることをめざすものであり、それゆえ、介入のミクロ・マクロ的、個人的・政治的次元を一貫性のある全体に統合することができる。ソーシャルワークが全体性を指向する性質は普遍的である。しかしその一方で、ソーシャルワークの実践が実際上何を優先するかは、国や時代により、歴史的・文化的・政治的・社会経済的条件により、多様である。

この定義に表現された価値や原則を守り、高め、実現することは、世界中のソーシャルワーカーの責任である。ソーシャルワーカーたちがその価値やビジョンに積極的に関与することによってのみ、ソーシャルワークの定義は意味をもつのである。

.....

※「IFSW 脚注」

2014 年 7 月 6 日の IFSW 総会において、IFSW は、スイスからの動議に基づき、ソーシャルワークのグローバル定義に関して以下の追加動議を可決した。

IFSW 総会において可決された、ソーシャルワークのグローバル定義に関する追加動議

「この定義のどの一部分についても、定義の他の部分と矛盾するような解釈を行わないものとする」

「国・地域レベルでの『展開』は、この定義の諸要素の意味および定義全体の精神と矛盾しないものとする」

「ソーシャルワークの定義は、専門職集団のアイデンティティを確立するための鍵となる重要な要素であるから、この定義の将来の見直しは、その実行過程と変更の必要性を正確に吟味した上ではじめて開始されるものでなければならない。定義自体を変えることを考える前に、まずは注釈を付け加えることを検討すべきである。」

=====

2014 年 7 月メルボルンにおける国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会において定義を採択。日本語定義の作業は社会福祉専門職団体協議会と（一社）日本社会福祉教育学校連盟が協働で行った。2015 年 2 月 13 日、IFSW としては日本語訳、IASSW は公用語である日本語定義として決定した。

社会福祉専門職団体協議会は、(NPO)日本ソーシャルワーカー協会、(公社)日本社会福祉士会、(公社)日本医療社会福祉協会、(公社)日本精神保健福祉士協会で構成され、IFSW に日本国代表団体として加盟しています。

社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領

1995年1月20日に本会の倫理綱領として採択した「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を改訂し、2005年6月3日に開催した第10回通常総会にて採択したものである。

社会福祉士の倫理綱領

前 文

われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する。

われわれは、社会の進展に伴う社会変動が、ともすれば環境破壊及び人間疎外をもたらすことに着目する時、この専門職がこれからの福祉社会にとって不可欠の制度であることを自覚するとともに、専門職社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟が採択した、次の「ソーシャルワークの定義」（2000年7月）を、ソーシャルワーク実践に適用され得るものとして認識し、その実践の拠り所とする。

ソーシャルワークの定義

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。（IFSW;2000.7.）

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の職責であるだけでなく、サービス利用者は勿論、社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する者により、専門職団体を組織する。

価値と原則

- I（人間の尊厳） 社会福祉士は、すべての人間を、出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
- II（社会正義） 社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
- III（貢 献） 社会福祉士は、人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。
- IV（誠 実） 社会福祉士は、本倫理綱領に対して常に誠実である。
- V（専門的力量） 社会福祉士は、専門的力量を発揮し、その専門性を高める。

倫理基準

I. 利用者に対する倫理責任

- 1.（利用者との関係）社会福祉士は、利用者との専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
- 2.（利用者の利益の最優先）社会福祉士は、業務の遂行に際して、利用者の利益を最優先に考える。
- 3.（受 容）社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、利用者があるがままに受容する。

4. (説明責任) 社会福祉士は、利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する。
5. (利用者の自己決定の尊重) 社会福祉士は、利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していただけるように援助する。
6. (利用者の意思決定能力への対応) 社会福祉士は、意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
7. (プライバシーの尊重) 社会福祉士は、利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る。
8. (秘密の保持) 社会福祉士は、利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。
9. (記録の開示) 社会福祉士は、利用者から記録の開示の要求があった場合、本人に記録を開示する。
10. (情報の共有) 社会福祉士は、利用者の援助のために利用者に関する情報を関係機関・関係職員と共有する場合、その秘密を保持するよう最善の方策を用いる。
11. (性的差別、虐待の禁止) 社会福祉士は、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない。
12. (権利侵害の防止) 社会福祉士は、利用者を擁護し、あらゆる権利侵害の発生を防止する。

II. 実践現場における倫理責任

1. (最良の実践を行う責務) 社会福祉士は、実践現場において、最良の業務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮する。
2. (他の専門職等との連携・協働) 社会福祉士は、相互の専門性を尊重し、他の専門職等と連携・協働する。
3. (実践現場と綱領の遵守) 社会福祉士は、実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける。
4. (業務改善の推進) 社会福祉士は、常に業務を点検し評価を行い、業務改善を推進する。

III. 社会に対する倫理責任

1. (ソーシャル・インクルージョン) 社会福祉士は、人々をあらゆる差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などから守り、包含的な社会を目指すよう努める。
2. (社会への働きかけ) 社会福祉士は、社会に見られる不正義の改善と利用者の問題解決のため、利用者や他の専門職等と連帯し、効果的な方法により社会に働きかける。
3. (国際社会への働きかけ) 社会福祉士は、人権と社会正義に関する国際的問題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、国際社会に働きかける。

IV. 専門職としての倫理責任

1. (専門職の啓発) 社会福祉士は、利用者・他の専門職・市民に専門職としての実践を伝え社会的信用を高める。
2. (信用失墜行為の禁止) 社会福祉士は、その立場を利用した信用失墜行為を行わない。
3. (社会的信用の保持) 社会福祉士は、他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
4. (専門職の擁護) 社会福祉士は、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
5. (専門性の向上) 社会福祉士は、最良の実践を行うために、スーパービジョン、教育・研修に参加し、援助方法の改善と専門性の向上を図る。
6. (教育・訓練・管理における責務) 社会福祉士は教育・訓練・管理に携わる場合、相手の人権を尊重し、専門職としてのよりよい成長を促す。
7. (調査・研究) 社会福祉士は、すべての調査・研究過程で利用者の人権を尊重し、倫理性を確保する。

社会福祉士の行動規範

この「社会福祉士の行動規範」は、「社会福祉士の倫理綱領」に基づき、社会福祉士が社会福祉実践において従うべき行動を示したものである。

I. 利用者に対する倫理責任

1. 利用者との関係

- 1-1. 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係についてあらかじめ利用者に説明しなければならない。
- 1-2. 社会福祉士は、利用者と私的な関係になってはならない。
- 1-3. 社会福祉士は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない。
- 1-4. 社会福祉士は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。
- 1-5. 社会福祉士は、過去または現在の利用者に対して利益の相反する関係になることが避けられないときは、利用者を守る手段を講じ、それを利用者に明らかにしなければならない。
- 1-6. 社会福祉士は、利用者との専門的援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。

2. 利用者の利益の最優先

- 2-1. 社会福祉士は、専門職の立場を私的なことに使用してはならない。
- 2-2. 社会福祉士は、利用者から専門職サービスの代償として、正規の報酬以外に物品や金銭を受けとってはならない。
- 2-3. 社会福祉士は、援助を継続できない何らかの理由がある場合、援助を継続できるように最大限の努力をしなければならない。

3. 受 容

- 3-1. 社会福祉士は、利用者に暖かい関心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒の安定を図らなければならない。
- 3-2. 社会福祉士は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。
- 3-3. 社会福祉士は、利用者の意思表示をはげまし支えなければならない。

4. 説明責任

- 4-1. 社会福祉士は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝えなければならない。
- 4-2. 社会福祉士は、専門職上の義務と利用者の権利を説明し明らかにした上で援助をしなければならない。
- 4-3. 社会福祉士は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。

5. 利用者の自己決定の尊重

- 5-1. 社会福祉士は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。
- 5-2. 社会福祉士は、利用者が選択の幅を広げるために、十分な情報を提供しなければならない。
- 5-3. 社会福祉士は、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない。

6. 利用者の意思決定能力への対応

- 6-1. 社会福祉士は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシーに努め、エンパワメントを支援しなければならない。
- 6-2. 社会福祉士は、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはならない。
- 6-3. 社会福祉士は、常に自らの業務がパートナーリズムに陥らないように、自己の点検に務めなけれ

ばならない。

6-4. 社会福祉士は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。

7. プライバシーの尊重

7-1. 社会福祉士は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。

7-2. 社会福祉士は、利用者の個人情報を収集する場合、その都度利用者の了解を得なければならない。

7-3. 社会福祉士は、問題解決を支援する目的であっても、利用者が了解しない場合は、個人情報を使用してはならない。

8. 秘密の保持

8-1. 社会福祉士は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。

8-2. 社会福祉士は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。

8-3. 社会福祉士は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。

8-4. 社会福祉士は、記録の保持と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に対応しなければならない。

9. 記録の開示

9-1. 社会福祉士は、利用者の記録を開示する場合、かならず本人の了解を得なければならない。

9-2. 社会福祉士は、利用者の支援の目的のためにのみ、個人情報を使用しなければならない。

9-3. 社会福祉士は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。

10. 情報の共有

10-1. 社会福祉士は、利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない。

10-2. 社会福祉士は、利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保護に関する措置を講じなければならない。

10-3. 社会福祉士は、電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない。

11. 性的差別、虐待の禁止

11-1. 社会福祉士は、利用者に対して性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待を行ってはならない。

11-2. 社会福祉士は、利用者に対して肉体的・精神的損害または苦痛を与えてはならない。

11-3. 社会福祉士は、利用者が暴力や性的搾取・虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心掛けなければならない。

11-4. 社会福祉士は、性的差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待に対する正しい知識を得よう学ばなければならない。

12. 権利侵害の防止

12-1. 社会福祉士は、利用者の権利について十分に認識し、敏感かつ積極的に対応しなければならない。

12-2. 社会福祉士は、利用者の権利侵害を防止する環境を整え、そのシステムの構築に努めなければならない。

12-3. 社会福祉士は、利用者の権利侵害の防止についての啓発活動を積極的に行わなければならない。

II. 実践現場における倫理責任

1. 最良の実践を行う責務

1-1. 社会福祉士は、専門職としての使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を深め、理論と実務に精通するように努めなければならない。

1-2. 社会福祉士は、専門職としての自律性と責任性が完遂できるよう、自らの専門的力量的向上をはからなければならない。

1-3. 社会福祉士は、福祉を取り巻く分野の法律や制度等関連知識の集積に努め、その力量を発揮し

なければならない。

2. 他の専門職等との連携・協働

- 2-1. 社会福祉士は、所属する機関内部での意思疎通が円滑になされるように積極的に働きかけなければならない。
- 2-2. 社会福祉士は、他の専門職と連携し、所属する機関の機構やサービス提供の変更や開発について提案しなければならない。
- 2-3. 社会福祉士は、他機関の専門職と連携し協働するために、連絡・調整の役割を果たさなければならない。

3. 実践現場と綱領の遵守

- 3-1. 社会福祉士は、社会福祉士の倫理綱領を実践現場が熟知するように働きかけなければならない。
- 3-2. 社会福祉士は、実践現場で倫理上のジレンマが生じた場合、倫理綱領に照らして公正性と一貫性をもってサービス提供を行うように努めなければならない。
- 3-3. 社会福祉士は、実践現場の方針・規則・手続き等、倫理綱領に反する実践を許してはならない。

4. 業務改善の推進

- 4-1. 社会福祉士は、利用者の声に耳を傾け苦情の対応にあたり、業務の改善を通して再発防止に努めなければならない。
- 4-2. 社会福祉士は、実践現場が常に自己点検と評価を行い、他者からの評価を受けるように働きかけなければならない。

III. 社会に対する倫理責任

1. ソーシャル・インクルージョン

- 1-1. 社会福祉士は、特に不利益な立場にあり、抑圧されている利用者が、選択と決定の機会を行使できるように働きかけなければならない。
- 1-2. 社会福祉士は、利用者や住民が社会の政策・制度の形成に参加することを積極的に支援しなければならない。
- 1-3. 社会福祉士は、専門的な視点と方法により、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。

2. 社会への働きかけ

- 2-1. 社会福祉士は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、代弁活動を行わなければならない。
- 2-2. 社会福祉士は、社会福祉実践に及ぼす社会政策や福祉計画の影響を認識し、地域福祉の増進に積極的に参加しなければならない。
- 2-3. 社会福祉士は、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参加が促進されるよう支えなければならない。
- 2-4. 社会福祉士は、公共の緊急事態に対して可能な限り専門職のサービスを提供できるよう、臨機応変な活動への貢献ができなければならない。

3. 国際社会への働きかけ

- 3-1. 社会福祉士は、国際社会において、文化的社会的差異を尊重しなければならない。
- 3-2. 社会福祉士は、民族、人種、国籍、宗教、性別、障害等による差別と支配をなくすための国際的な活動をささえなければならない。
- 3-3. 社会福祉士は、国際社会情勢に関心をもち、精通するよう努めなければならない。

IV. 専門職としての倫理責任

1. 専門職の啓発

- 1-1. 社会福祉士は、対外的に社会福祉士であることを名乗り、専門職としての自覚を高めなければならない。
- 1-2. 社会福祉士は、自己が獲得し保持している専門的力量を利用者・市民・他の専門職に知らせるように努めなければならない。

- 1－3．社会福祉士は、個人としてだけでなく専門職集団としても、責任ある行動をとり、その専門職の啓発を高めなければならない。

2．信用失墜行為の禁止

- 2－1．社会福祉士は、社会福祉士としての自覚と誇りを持ち、社会的信用を高めるよう行動しなければならない。
- 2－2．社会福祉士は、あらゆる社会的不正行為に関わってはならない。

3．社会的信用の保持

- 3－1．社会福祉士は、専門職業の社会的信用をそこなうような行為があった場合、行為の内容やその原因を明らかにし、その対策を講じるように努めなければならない。
- 3－2．社会福祉士は、他の社会福祉士が非倫理的な行動をとった場合、必要に応じて関係機関や日本社会福祉士会に対し適切な行動を取るよう働きかけなければならない。
- 3－3．社会福祉士は、信用失墜行為がないように互いに協力し、チェック機能を果たせるよう連携を進めなければならない。

4．専門職の擁護

- 4－1．社会福祉士は、社会福祉士に対する不当な批判や扱いに対し、その不当性を明らかにし、社会にアピールするなど、仲間を支えなければならない。
- 4－2．社会福祉士は、不当な扱いや批判を受けている他の社会福祉士を発見したときは、一致してその立場を擁護しなければならない。
- 4－3．社会福祉士は、社会福祉士として不当な批判や扱いを受けぬよう日頃から自律性と倫理性を高めるために密に連携しなければならない。

5．専門性の向上

- 5－1．社会福祉士は、研修・情報交換・自主勉強会等の機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。
- 5－2．社会福祉士は、常に自己の専門分野や関連する領域に関する情報を収集するよう努めなければならない。
- 5－3．社会福祉士は、社会的に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向上に努めなければならない。

6．教育・訓練・管理における責務

- 6－1．スーパービジョンを担う社会福祉士は、その機能を積極的に活用し、公正で誠実な態度で後進の育成に努め社会的要請に応えなければならない。
- 6－2．コンサルテーションを担う社会福祉士は、研修会や事例検討会等を企画し、効果的に実施するように努めなければならない。
- 6－3．職場のマネジメントを担う社会福祉士は、サービスの質・利用者の満足・職員の働きがいの向上に努めなければならない。
- 6－4．業務アセスメントや評価を担う社会福祉士は、明確な基準に基づき評価の判断をいつでも説明できるようにしなければならない。
- 6－5．社会福祉教育を担う社会福祉士は、次世代を担う人材養成のために、知識と情熱を惜しみなく注がなければならない。

7．調査・研究

- 7－1．社会福祉士は、社会福祉に関する調査研究を行い、結果を公表する場合、その目的を明らかにし、利用者等の不利益にならないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 7－2．社会福祉士は、事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないように配慮し、その関係者に対し事前に承認を得なければならない。

日本社会福祉士会「生活支援アセスメントシート」の作成について

1 アセスメントシート作成の経過と目的

これまで、日本社会福祉士会では、全国で様々な相談援助業務に携わり活躍する社会福祉士がソーシャルワークを展開するうえで活用できる有効なツールとして、多岐にわたる分野に対応できる領域別のアセスメントシートの開発に取り組んできました。

また、国においても「生活困窮者自立支援法」が2013年12月に成立しました。その経過の中で、生活困窮者を早期に把握し、必要な支援につなげるためのアウトリーチを重視した自立相談支援機関の設置や、本人の主体性と多様性を重視したプランの作成、チームアプローチによる支援など、ソーシャルワークの必要性が高まっています。

このような状況において、今回、開発したアセスメントシート（以下「本シート」という。）は、社会福祉士をはじめ、福祉の専門職として、ソーシャルワークの実践と根拠に基づいた相談援助業務を展開する方のためのツールとして、幅広く様々な場面で活用していただくことを目的に公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）が作成したものです。

2 アセスメントシートの特徴とねらい

本シートは、生活支援に視点を置いて、すべての相談者本人に対応する「**インテークシート**」と「**基礎シート**」を基本に、本人の状況に応じた「**領域別シート**」などを付加していきながら、より深くニーズをアセスメントしていけるように構成し、本人の意思を尊重しながら、支援者として本人の生活全般の課題を捉えながら総合的にマネジメントを行うという視点が入っていることを特徴としています。

社会福祉士など支援者が、生活支援が必要な対象者が抱える様々な課題や実情を十分に把握し、相談援助技術を駆使して、本人の自立支援に結びつけるためには、適切にアセスメントできることが重要です。

「**インテークシート**」は、初回の面接相談で、課題を抱えた方の基本情報を整理するためのものです。

「**基礎シート**」は、支援者が「**インテークシート**」において「継続対応が必要」と判断した場合、本人のこれまでの生活状況をもとに、本人の意向と本人が捉える課題、支援者が捉える課題の根拠と支援方針についての判断の根拠を明確にできるように工夫しています。

「**領域別シート**」は、「リーガル・ソーシャルワーク」「滞日外国人支援」など多様性のある複雑な課題に対して、きめ細やかなアセスメントを行い、より具体的な対応のための根拠を示すことができるので、その後のプランの作成や本人への自立支援に有効となります。

本シートは、社会福祉士などの支援者が、本人のためにその状況をどう判断して、本人にとってどう自立支援することが望ましいのか、根拠を持って示せるようにすることをねらいとしています。

そのため、生活困窮者自立支援のための自立支援相談機関など、相談援助を行っている様々な機関や現場で活用することができます。

また、本シートの有用性を高めるために、全国で実践活動を展開している社会福祉士にモデル的に活用していただくなど、十分な期間をかけてプレテストを行いました。

しかし、時代の流れや経済や社会の状況とともに相談内容や課題も絶えず変化を遂げていくことが想定されるので、本会では、今後も各都道府県社会福祉士会と連携しながら、ソーシャルワークの実践現場の意見をシートに反映させ、更に完成度を高めていく予定です。

本シートを幅広い現場で活用して、支援者の皆さんの業務にお役立ていただくとともに、様々な地域での実践力向上のために、活用後のご意見をぜひ本会にお寄せください。

2014. 05. 17

滞日外国人支援時におけるアセスメントシート利用上の留意点

1. アセスメントシートの利用

一般に、アセスメントシートは、相談者の身体的、精神的、経済的状况等を把握し、抱えている生活困難を軽減し、よりその人らしい生活の実現に向けて課題を整理し、支援計画を立てるためのツールとして活用されるものである。

社会福祉士がアセスメントシートを作成するために行う情報収集は、専門職の倫理、実践上の必要性に照らしても、上記の目的に必要な「必要最低限」の内容に限定されるべきである。このことから、アセスメントシートの記載項目すべてについて、記入することを求められないのは、自明のことである。

2. 滞日外国人支援時に留意すること

相談者が滞日外国人の場合には、日本人とは異なる以下の点に対し、十分な配慮が求められる。

(1) 相談者は、個人情報の聞き取りをされることに恐怖、脅威を感じる

たとえ、社会福祉士が「民主的に」「よりよい生活を目指すために」聞き取りをしていたとしても、さまざまな個人情報の聞き取りをされることに恐怖、脅威を感じる相談者もいるとの認識が必要である。具体的には、本国を出てからこれまでの体験において、警察や入国管理局などで厳しい尋問を受けたり、身体や生命の危機に晒されたりする経験を持っている相談者、日本へ不正入国や超過滞在した過去のある相談者などである。彼らは、「聞かれる目的」や「聞かれた後、その情報がどのように取り扱われるのか」(特に、警察・入国管理局等、相談者の意思に反して本国への送還につながるような事態にならないか)について十分に説明をされたいと考えるだろう。

また、本国で、政治的な立場等で迫害を受けた経験のある難民性の高い相談者(難民として認定されていない者を含む)は、自分の同意なしに、同国人の通訳者を呼ばれたり、大使館へ連絡されたりすることはないとの確約を得た上でなければ、個人情報とは話せないと考えるかもしれない。

(2) 相談者は、出身国の国状に影響された自分と日本のシステムの間で戸惑う

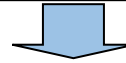
社会福祉士は、相談者の母国での政治的・経済的・社会的状況を熟知しているとは限らない。世界には、日本と比べて、乳幼児死亡率や貧困率の高い国もあれば、識字率の低い国もある。こうした国から来日した相談者は、子育てに関する情報や、学歴、職歴などを聞き取りに対し、心理的抵抗や「恥ずかしい」という思いを持つかもしれない。

社会福祉士が聞き取りをする時には、「聞き取りの目的」の提示を明確に行うと同時に、こうした滞日外国人特有の背景や法的地位から生ずる不安を払拭するような説明を丁寧にするよう求められる。

生活支援アセスメントシートの構造

様式1 インテークシート

このシートは、初回面接において生活上の困難を抱えた方の基本的な情報を整理するためのシートです。
面接を通じ、「継続対応が必要」と判断した場合には、基礎シート（様式2）で、より詳細な情報を聞き取る構造になっています。



※ 様式7～9、11は、必要に応じ、選択して活用。

様式2 基礎シート

「継続対応が必要」と判断された方の情報を、より深く聞き取るためのシートです。
「本人の目指す暮らし」をふまえ、支援方針を立てていきます。「本人の思考の傾向（善悪の判断、思考パターン、価値観）」等も考慮した上で、「なぜ、そのような判断にいたったのか」という「判断の根拠」を記載します。

選択

様式7 債務整理表

複数の債務を整理するためのシートです。

様式8 領域別シート①（リーガル・ソーシャルワーク）

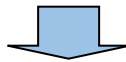
「罪を犯したことがある方」を対象としたシートです。

様式9 領域別シート②（滞日外国人支援）

福祉的課題をかかえる外国にルーツを持つ方を対象としたです。

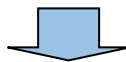
様式11 領域別シート③（自殺リスクが疑われる場合）

「自殺リスク」を判断する際に活用するシートです。

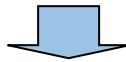


様式3 アセスメント要約票

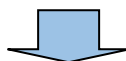
これまでのアセスメントで収集した全体情報を、整理、分析し、1枚のシートへの要約作業を行うためのシートです。「要約」という思考プロセスを通じ、アセスメント内容全体の再検討を行います。



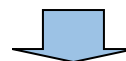
様式4 プランニングシート 「本人の目指す暮らし」をもとに、支援計画を立案するためのシートです。



様式5 支援経過 支援経過を、時系列で記載するシートです。



様式6 モニタリング・評価票 モニタリングを通じた評価、今後の対応方針を記載するシートです。

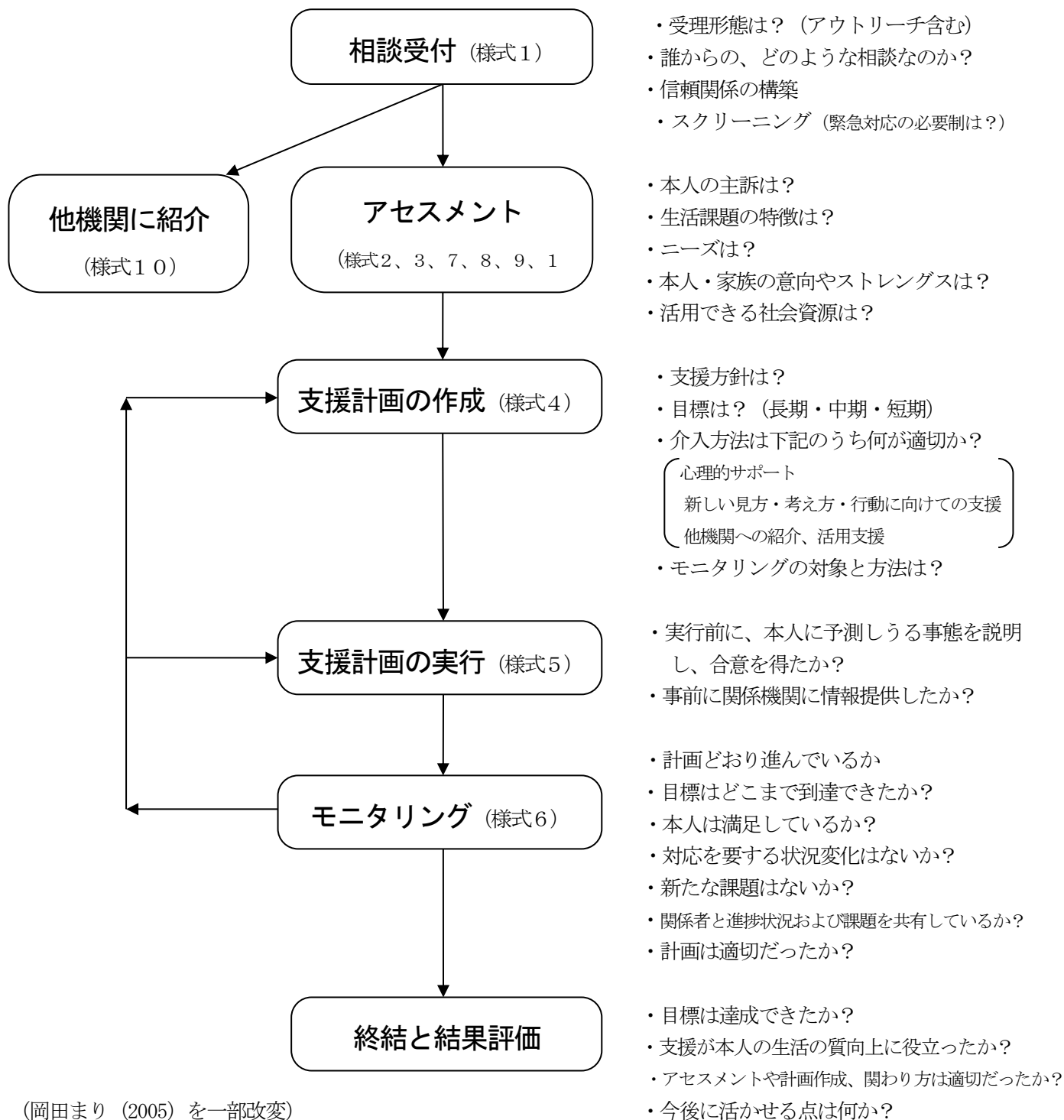


プラン継続・再アセスメント・終結 ©公益社団法人日本社会福祉士会 2016

●様式10 ご紹介シート

インテークシート（様式1）、基礎シート（様式2）、アセスメント要約票（様式3）において、「他機関につなぐ」と判断した場合に、他機関との連絡用に活用するシートです。

●総合相談のプロセス



（岡田まり（2005）を一部改変）

※ 「障がい」の表記について

「生活支援アセスメントシート」では、通常の表記では「障がい」を用い、制度上のものについては、正式名称として「障害者手帳」や「障害支援区分認定」を用いています。

生活支援アセスメントシート 記入のポイント

様式1(インテークシート)は、本人の心身状況とサービス利用状況、本人を取り巻く環境、暮らしに関する基本情報を記入します。

作成日 : 年 月 日

面接場所 :

相談経路 :

所属 :

担当者 :

氏 名	(ふりがな)		性別		生年 月 日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 (歳)	
			男・女				
現住所	〒 ※「野宿」の場合は、「現住所」に「(住んでいる場所の)目印」を記載。				電話	自宅 () - 携帯 () -	
住民票 住所	□住民票あり □住民票なし						
住居形態	□持家 □賃貸アパート・マンション □野宿 □その他 ()		同居状況	□独居 □家族と同居 □知人宅 () □その他 ()			
経緯、期間 状況など	※「野宿」の場合の、「いつから」「野宿期間」ということや、起居の特徴(テント・小屋・段ボール囲いなど)、 複数の場所を移動しながら生活している場合などにも留意して記載すること。						
各種制度の 認定情報	□介護保険 (要介護 要支援) □精神保健福祉手帳 () □療育手帳 () □身体障害者手帳 () □障害支援区分 () □障がい疑い □IQ ()						
備考 (申請状 況の詳細、疑 いの根拠等)	※各種制度やサービスを申請中の場合や、申請状況が不明の場合、その旨を記載。 ※上段で「障がい疑い」にチェックした場合、その根拠 (例)「関心があることしか答えない」「理解力・表現力が不十分」等を記載。						
成年後見人・ 保証人	本人との関係 (類型等) ← ※権限を要確認		氏名	連絡先			
家 族 構 成	氏 名	性別	続柄	年齢	同居別	備 考	
		男・女			同・別	※把握可能な範囲で記載。 ※相続や扶養照会への対応も想定し聞き取りを行います。	
		男・女			同・別		
		男・女			同・別		
		男・女			同・別		
		男・女			同・別		
相談の概要				キーパーソン			
				氏 名		本人と の関係	
				連絡先	〒 電 話 : () - E-Mail : @		
				これまで相談したことのある支援機関			
				名 称	担当 ()		
				連絡先	電 話 : () - E-Mail : @		
				備 考			

インタビュー項目（初回面接時）			
受理形態	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他（※アウトリーチの場合は、概要を記載。）		
生活歴・職歴	（健康状態、知的／発達障がい、精神疾患（うつ等）、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等）		
心身・判断能力			
暮らしの基盤	（収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況など）		
面接者の判断	☐ 今回の面接で終了（情報提供・傾聴のみ） ☐ 継続対応（アセスメント面接等）の必要あり ☐ 他機関につながる ☐ その他（	緊急対応の必要性	☐ あり ☐ なし
		自殺の危険性	☐ あり ☐ 不明 ☐ なし
判断の根拠・対応方針	※「他機関につながる」にチェックした場合には、（様式10）紹介シートを活用し、他機関につなぎます。（以下、様式2（6）、様式3も同様） ※「あり」の場合、または、「不明」の場合は、必ず、（様式11）「領域別シート③（自殺リスクが疑われる場合）」を活用して、アセスメントを行ってください。		

ジェノグラム・エコマップ	
	(作成： 年 月 日)
※「喪失体験(身近な者との死別体験など)」「苦痛な体験(いじめ、家庭問題など)」「自殺の家族歴」は、自殺リスクと関連あり。 ※ 本人が活用できる資源（人・情報・サービス等）は何か。 ※ 本来であれば、どのような資源が必要か。	
他の支援者、関係機関の考え方	
(※ 機関名、担当者名を明記すること)	

氏名	
----	--

基礎シート

様式2(基礎シート)は、様式1(インテークシート)において、「継続対応が必要」と判断されたかたの情報を、より深く聞き取るためのシート

(1) 生活歴・職歴

学歴・施設歴	期 間	学校名・利用施設名	備 考		
	～				
	～				
	～				
	～				
生活歴					
		(続き)			
職歴	期 間	会社名	所在地	雇用形態	備考(業務内容・離職理由、住居、社会保険の加入状況など)
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
備考(現在の就労状況、保有資格、特技、課題など)					
		(続き)			

※社会保険の加入状況については、法的に免除されている期間がないか、あわせて確認する。

(2) 心身・判断能力

既往歴	期 間	疾病名	病院名	備 考(病状・投薬など)
	～			
	～			
	～			
	～			
備考(健康状態、知的／発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等)				
		(続き)		
		※ 睡眠状況も確認する。		

(3) 暮らしの基盤（各種制度・公共料金・債務整理の状況）

①各種制度の加入状況

	加入状況	備考（内容、名称、いつから等）
生活保護	☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 申請中 ☐ 過去に受給経験あり	※「加算」「(医療)単給」等の状況を記載
失業給付	☐ 受給なし ☐ 受給中 ☐ 既に受給済み	※法的に免除されている期間に注意。 ※保険料、税金の滞納がある場合は、「債務一覧表(様式7)」に記載。 ※年金等は、「本人が覚えていない」「事情により本当のことを言わない」等があるため、「本人に同行」「委任状に基づく調査」が必要な場合あり。
医療保険	☐ 国民健康保険 ☐ 健康保険 ☐ 加入せず ☐ その他	
年金	☐ 受給予定 ☐ 受給中 ☐ 受給見込みなし	
各種手当	名称（ ）	
その他		

②毎月の収入（1ヵ月分）

	内 容	金 額
給与・賃金		円
年金	※年金の種類(国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金)等を記載。	円
()からの援助		円
合 計		円

③公共料金等の支払い状況

	支払い状況	備考（金額、期間、契約者など）
電 気	☐ 滞納なし ☐ 滞納だが使用可能 ☐ 供給停止・なし	
ガ ス	☐ 滞納なし ☐ 滞納だが使用可能 ☐ 供給停止・なし	
水 道	☐ 滞納なし ☐ 滞納だが使用可能 ☐ 供給停止・なし	
家 賃 (住宅ローン)	☐ 滞納なし ☐ 滞納だが居住可能 ☐ 立退要請あり等	※契約者は誰か。 ※未納退去となった経験はないか。
固定電話	☐ 滞納なし ☐ 滞納だが使用可能 ☐ 供給停止・なし	※滞納で、強制的に契約解除となった経験はないか。
携帯電話	☐ 滞納なし ☐ 滞納だが使用可能 ☐ 供給停止・なし	
その他		

④債務・資産の状況

	内 容	備 考
債務の金額	()万円	※生活福祉資金(社協)、奨学金、友人からの借金、税金・保険料の滞納等も含める
返済状況	☐ 返済している ☐ 返済していない	
債務整理の経験 (※「相談中」「整理中」は「その他」欄に記載)	☐ 経験なし ☐ 経験あり → ()年前、債務金額 ()万円 ☐ その他 ()	債務整理の方法 ☐ 任意整理 ☐ 特定調停 ☐ 個人再生 ☐ 自己破産
債務整理の費用	☐ 本人が用意できる金額 ()円 ☐ ()からの援助 ()円	
所有資産		(例) 土地、家屋、車、生命保険、退職金、等

(4) 人との関係・生活動線

人との関係（家族関係、近所づきあい、ソーシャルサポート等）
※1日のおおまかなタイムスケジュール等についても記載。
生活動線（室内、近隣、外出状況、地域の状況（マンション、孤立した集落等）、交通アクセス 等）
※外出の頻度についても記載。

(5) 本人の目指す暮らし

本人の思い
以下の内容にも注意して記載すること ○本人を取り巻く事実（例）・・・「これまで病気や障がいを感じてもらえなかった」「支援をうけることができなかった」等。 ○本人の生い立ち、生活状況（例）・・・「家族全員に障がいがあった」「経済状況」「頼れる友人・知人がいなかった」「近親姦の問題」等。 ○本人の信条・価値観（例）・・・「何らかの経過で支援者に対してよい印象がない」「支援を受けたくない」「支援の意味を見いだせない」等
本人がとらえている問題（原因、いつから始まったか、自分自身の問題としてとらえているか、日常生活への影響）
本人からの聞き取り内容をそのまま記載すること ※ 本人は、現在の状況を「問題」としてとらえているか。 ※ 問題の発生要因は何か。日常生活に影響は出ているか。 ※ 問題解決のために、すでに本人がとっている行動はあるか。 等
生活の場所の意向（自宅、親類宅・知人宅、施設、復興住宅、その他）
今後の生活の希望
支援を依頼したいこと

(6) 面接者の判断・支援方針

○ 本人の思考の傾向（善悪の判断、思考パターン、価値観）	
本人の思考の傾向について、面接者の分析内容を記載する。 ※ 偏った思考の傾向はないか。 (例) 「自分より立場の低い人への言動」「物事を短絡的に考えがち」等 ※ 本人は、どんな生活を「ゴール」ととらえているか。	※ 「自殺念慮」「絶望感」「衝動性」「孤立感」「悲嘆」「諦め」「不信感」などは、自殺リスクと関連あり。→様式11を参考とすること。
○ 本人の問題は何か。（原因、いつから始まったか。自分自身の問題としてとらえているか。日常生活への影響）	
○ 「(5) 本人が目指す暮らし」で、本人から聞き取った項目を、本人の「思考傾向」「価値基準の置き方」等を考慮した上で、面接者の視点からとらえ直し、見立てた内容を記載します。	面接者の分析した内容を記載すること ※ 本人は、現在の状況を「問題」としてとらえているか。 ※ 問題の発生要因は何か。日常生活に影響は出ているか。 ※ 問題解決のために、本人がとるべき行動は何か。等
○ (エコマップからみた) ストレス関係にある人、物。キーパーソン	
※ 「喪失体験(身近な者との死別体験など)」「苦痛な体験(いじめ、家庭問題など)」「自殺の家族歴」は、自殺リスクと関連あり。	
○ 本人の強み、長所（性格的なもの、職歴 etc）	
○ 本人は、自ら望んで支援を受入れようと思っているか。その理由は何か。	
支援方針・面接者コメント（具体的に記載）	
シートを振り返る際の留意点 ○ なぜ、その項目にそう答えたのか？ ○ なぜ、その項目には答えなかったのか？ ○ なぜ、そのような価値観を持つようにいったのか？ ○ 「本人が望む生活」と「必要な支援内容」との差異は？	※ 「本人が目指す暮らし」の記載内容をふまえ、シート全体を通して「聞き取った内容」「聞き取れなかった項目」等、面接者としての多角的な見立てを積み重ねた結果、判断にいたった面接者が本人をどのように捉え、見立てていったのかといった思考プロセスを明確にする。 ※ 面接者が想定する支援の道筋にのりにくい人が多く、また、容易に全てのアセスメント項目を聞き取ることが難しいことについて留意しておく。

様式3（アセスメント要約票）は、様式1、2等でアセスメントした全体情報を取捨選択した上で、分析、整理し、1枚のシートへの要約作業を行うためのシートです。

アセスメント要約票

作成日 年 月 日

要約者

氏 名	(ふりがな)	性別	年齢		住居形態・状況
		男・女	歳	(※ 持家、賃貸アパート、知人宅等、必要に応じ記載)	
相談概要	「要約」という思考プロセスを通じ、アセスメント全体の再検討を行い、アセスメントにおける課題の核心を明確にします。この要約作業を行う担当者を「要約者」と表現しています。				
生活歴・職歴	(※ 保有資格、特技、課題 等に留意して記載)				
心身・判断能力	(※ 健康状態、知的／発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等)				
暮らしの基盤	(※ 各種制度、公共料金、債務整理の状況を記載)				
毎日の暮らしぶり・生活動線	(※ 家事、育児、家族関係、近所づきあい、生活動線(室内、近隣、外出状況)等を記載)				
本人の目指す暮らし	(※ 生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載)				
面接者の判断	☐ 今回の面接で対応終了 ☐ 継続対応（アセスメント面接等）の必要あり ☐ 他機関へつなぐ ☐ その他（ ）			緊急対応の必要性	☐ あり ☐ なし
判断の根拠・総合的な援助の方針	(※ 基礎シートの内容を反映させること) ※ 基礎シート(様式2)に記載した、「判断の根拠・総合的な援助の方針」「支援方針」と連動させること。			自殺の危険性	☐ あり ☐ なし
備 考	(※ 領域別シート(犯罪を犯したことのある方、滞日外国人、自殺リスク)の内容、その他を記載)				

プランニングシート

様式4(プランニングシート)は、「本人の目指す暮らし」をもとに、支援計画を作成するためのシートです。

作成日 年 月 日
担当者

氏 名	(ふりがな)	性別	年齢	作成回
		男・女	歳	☐ 初回 ☐ () 回目

■本人の目指す暮らし

--

■総合的な援助の方針

--

■支援計画

優先順位	解決すべき課題	目 標	支援内容 (誰が、何を、いつまでに)

※解決すべき課題についての、優先順位を番号で記入します。
※複数の課題の優先順位が同列の場合は、「同じ番号」を記載します。

計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日	次回モニタリング予定	年 月
------	---------------	------------	-----

支援経過

支援経過を、時系列で記載するためのシートです。

氏 名	
-----	--

年月日	支援経過	担当者

モニタリング・評価票

様式6(モニタリング・評価票)は、課題の達成状況の確認、今後の対応方針を検討するためのシートです。

作成日 年 月 日
担当者

氏 名	(ふりがな)	性別	年齢	作成回
		男・女	歳	☐ 初回 ☐ () 回目

■課題の達成状況

優先 順位	解決すべき課題 (計画時)	目 標 (計画時)	達成状況	達成度
				☐ 目標達成 ☐ 目標変更が必要 ☐ その他
				☐ 目標達成 ☐ 目標変更が必要 ☐ その他
				☐ 目標達成 ☐ 目標変更が必要 ☐ その他
				☐ 目標達成 ☐ 目標変更が必要 ☐ その他

■本人の目指す暮らし・満足度

--

■残された課題、新たな課題

--

■今後の対応

チェック欄	根 拠	本人の希望
☐ プラン継続 ☐ 再アセスメント ☐ 終結		

■総合的な援助の方針

※モニタリング、評価の結果、「本人としては、受け入れがたい課題」 「本人と合意できない支援内容」等があれば、記載すること。
--

債務一覧表

様式7(債務一覧表)は、複数の債務を整理するためのシートです。

氏名	
----	--

(記入日) 年 月 日

No.	債権者名 (借入先)	当初借入額	当初借入月	金利	保証人 (氏名)	借入残高 (現在)	最後の返済日	備考 (用途、返済状況、等)
1	(連絡先:)		年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
2	(連絡先:)		年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
3	※「ガチャ○○」「アダルトサイトの請求」「複数の携帯電話料金の滞納」「保証人になったこと」に起因する借金(保証債務)」「税金、社会保険料(国民健康保険等)の滞納」「慰謝料、養育費の不払い」等にも注意する。		年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	※本人と債権者で、話が違ってもあるので注意すること。 ※「悪質なトラブルの渦中にないか」「家族の協力が得られそうか」という視点も重要。
4			年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
5			年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
6			年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
7	(連絡先:)		年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
8	(連絡先:)		年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
9	(連絡先:)		年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
10	(連絡先:)		年 月	%	☐ なし ☐ あり ()		年 月 日	
合 計								

※ ローンに限らず様々な内容を記載してください (奨学金、税金・社会保険料等の滞納、インターネットの有料サイトの請求、保証人に起因する借金、等)
※ 内容によっては、全部の項目を記載できない場合があります。

様式8は、「罪を犯したことのある方」を対象としたシートです。

領域別シート①（リーガル・ソーシャルワーク）

※拘留中の場合は、拘留された日を記載してください。拘留されてから起訴されるまでの期間は、最長23日です。
※入所日から満期出所の日数は、景気に拘留中の期間も算定されるため、刑期の日数とは合致しません。満期出所の場合は、刑期満了日の翌日が出所日となります。

氏 名			
現在の状況	☐ 執行猶予中（期間満了 年 月 日） ☐ 保護観察中（期間満了 年 月 日） ☐ 拘留中 ☐ その他（ ）	矯正施設名	※拘留中の場合は、拘置所名を記載する。
罪 名 (非行名)		矯正施設入所日	年 月 日
刑名刑期		入 所 回 数	回 合計年数 年 カ月
関係機関	機関名	担当者	備考 (連絡先等)
	☐ () 保護観察所		※少年院・矯正施設、それぞれの合計年数を記載してください。 ※矯正施設で合計年数が長くなるほど、社会への順応性が欠落する傾向があり、社会性のバロメーターとなる項目です。
	☐ 保護司		
	☐ () 地域生活定着支援センター		
	☐ 更生保護施設 ()		
犯罪の概要 (動機・原因)	※知的レベル、障がい、疾病等が本件を誘発する動機、原因になった場合は、過程を含めて、詳細に記載してください。		
共犯者の有無	☐ 共犯者なし ☐ 共犯者あり	状況（共犯者ありの場合）	※主犯だったのか、「言われるがまま」だったのか等、共犯者との位置関係を記載してください。
受刑歴・入所歴	※本人聞き取りの場合は、すべてを網羅できることは少なく、信憑性に欠ける場合があります。情報源が「本人のみ」なのか、「関係機関からの情報によるのか」を併せて記載してください。 ※少年院の場合は、前科にはなりません。		
反社会的集団 (暴力団等)との関係	※本人に直接、関係性がなくても、本人を取り巻く環境で関係性がある場合は、含めて記載してください。		
特記事項 (反社会的行動、性的モラル、固執性等)	(反社会的行動、性的モラル、固執性、他害の危険性 等) ※過去の犯罪歴(非行歴)の中で、「殺人」「放火」「性犯罪」等の重大犯罪については、本人の環境因子と個人因子に着目することが重要となります。		
面接者コメント	※ 「障がいの程度・診断」「生育歴」をふまえた所見・評価を記載すること		

様式9は、「福祉的課題をかかえる外国にルーツを持つ方」を対象としたシートです。

領域別シート②（滞日外国人支援）

Assessment sheet for foreigners staying in Japan

名前
Name

※国籍は、必ず記載すること。
(国名については、外務省の扱いに準ずる)

※日本での生活歴を聞き取る時の参考となる。日本での滞在歴は、「帰国の可否」を含めた将来の支援計画を検討する際、必要となる。

本人との関係：

国籍・地域 Nationality/Region			
入国年月日 Date of Arrival	年 Year	月 Month	日 Day
入国時の目的・経緯 Purpose for entrance and circumstances	※「入国時の在留資格」「査証」の有無等について確認する。 ※「在留資格変更申請」や「在留特別許可」の可能性検討の参考となる。		
在留資格 Status of residence	※社会保険、公的扶助等のフォーマルな制度の利用可否検討の際、不可欠。		
在留期間 Period of stay	※国民健康保険制度への加入等、将来にわたって日本での在留が見込まれるか否かが制度利用の可否判断の根拠になる、または、支援者として交渉する際の材料になる場合がある。		
在留期限 Date of expiration	年 Year	月 Month	日 Day
就労資格の有無 Working qualification	有 Yes	無 No	※入管より就労禁止を言い渡されている場合等はもちろん、資格がなく就労した場合、強制送還の対象となるリスク大。
在留カードの有無 Residence card	有 Yes	無 No	※地方公共団体の住民サービスを受けることについての可否の判断材料となる。
有効な旅券（パスポート）の有無 Validity of Passport	有 Valid	無 Not Valid	※大使館への支援の依頼や帰国を検討する際に必要となる。
民族 Ethnicity	番号 Number	有効期限 Date of expiration	※一部の宗教においては、日々の生活様式を形成する上で、重要な要素となることがある。
母語 Original language	宗教 Religion	その他の言語 Another languages	※母語が希少言語で通訳人の手配が出来ない場合には、その他の言語によるコミュニケーションが必要となる。
日本語運用レベル Level of Japanese Language	ほとんど話せない・簡単な話なら理解できる・通訳なしでも可 little / Understand a simple talk / Interpreter unnecessary		
食事 Diet	※医療機関への入院や施設内処遇での支援を行う際に必要な情報となる。		
その他配慮すべき事項 Other matters to be considered	要 Necessary	不要 Unnecessary	※人権侵害とならないように、本国での体験等によるトラウマや宗教的理由等から配慮すべき点等、あれば記入する。
婚姻関係 Marital status	はい Married	いいえ Single	

※相談者の概念にない事柄の説明等をする際には、通訳人を通しての母語でのコミュニケーションが理想である。また、問題を抱えて力が弱っている場合には、日常生活における日本語運用能力が高い相談者でもいわゆる文化的退行を起こす場合が多い。

家族関係・日本在住の親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など）および同居者

Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister and others) and person who lives together

続柄	氏名	生年月日	国籍・地域	同居	在留資格	在留カード番号 特別永住者証明書番号
Relationship	Name	Date of birth	Nationality/Region	Living together or not	Status of residence	Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		

※生活保護の申請等相談内容によっては、親族からの支援の可否を検討することが必要となる。また、問題解決の際に親族の協力を得ることができるか、誰がキーパーソンとなり得るかを検討する際に必要な情報となる。

子供の就学状況 Enrollment status of children

氏名 (Name)	就学状況 (School condition)	学校名 (Name of School) / 学年 (Grade)
	はい・いいえ Yes / No	
	はい・いいえ Yes / No	
	はい・いいえ Yes / No	

※特に両親が超過滞在となっている場合には、子どもにも未就学の問題が発生することが多い。

本国での主な職業

Occupation at home country

※就労に係る支援をする際の参考となる。

日本における支援者・支援組織との係りの有無 (Involvement of organizations/individuals in Japan)

支援者・支援組織	住所	電話番号	相談者との関係
		Phone number	Relationship with the

※フォーマルな支援を受ける事が出来ない場合のインフォーマルな支援の有無や、フォーマルな支援を補完し得る支援者及び支援組織の有無を確認する際に必要である。※個人の支援者の場合には、相談者との関係についても確認の上記載する（入管で知り合った人、大家さん等）。

※難民認定申請中の相談者に対しては、大使館への連絡ができない、コミュニティの支援を受けにくい、原則、同国人を通訳人にできない等の配慮が必要となる。※「有」の場合には、何回目の難民認定申請中または異議申立て中であるかを確認する。取消訴訟等の有無についても確認する。

難民認定申請及び訴訟の有無

Presence or absence of litigation and refugee status

有 ・ 無 Yes / No

難民認定申請中（回目） / 異議申立て中（回目）

Refugee status pending () / Appeals in ()

取消訴訟 有 ・ 無

Revocation suit Yes / No

大使館（領事館）への連絡の可否

Permission to contact the embassy or consulate

可 ・ 否

Permit / Not permit

帰国について About return to home country

帰国の意志

Do you want to return? Yes / No

帰国の可能性

Possibility of return Possible / Impossible

※相談者本人の意向を十分に聞き取る。支援計画を立てるにあたり、大使館等との連携の可否を検討する際に重要である。※支援計画を立てるにあたり、大使館等と連携を検討する際に必要となる。また、難民認定申請中の場合、大使館等への連絡は重大な人権侵害となってしまうので要注意。

※今後の支援計画の検討において、影響が大きい。

©公益社団法人日本社会福祉士会 2016

様式9(ご紹介シート)は、様式1(インテークシート)、様式2(基礎シート)、様式3(アセスメント要約票)において、「他機関につなぐ」と判断した場合に、他機関との連絡用に活用するシートです。

ご紹介シート

年 月 日

(機関名)

様

当機関にご相談がありました方について、よりよい支援をおこなうために、下記のとおりご紹介させていただきます。

記

氏 名	(ふりがな)	性別	生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 (歳)
		男・女		
現住所	〒		電話	自宅 () ー 携帯 () ー
相談日時	年 月 日 () 時 分			
相談内容 (本人の希望)				
お願いしたいこと				
個人情報の チェック欄	☐ ご紹介にあたっては、個人情報に関する情報に関する同意を別紙でいただいています。 ☐ その他 () (※ 本人同意がとれていない場合は、原則として、他機関への個人情報の提供はできません)			

☐ 返信をお願いします
 〈方法〉 ☐電 話 ☐FAX ☐メール ☐その他 ()

返信方法

☐ 返信は不要です。
☐ その他 ()

連絡先	機関名		担当者	
	住 所	〒		
	電 話		FAX	
	E-mail			

領域別シート③（自殺リスクが疑われる場合）

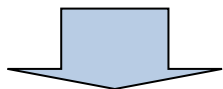
作成日 年 月 日

記入者

○聞き取りにあたっては、**参考1**「メンタルヘルス・ファーストエイドによる支援」を参考にしてください。

氏 名	(ふりがな)	性別	年齢	同居状況
		男・女	歳	☐ 独居 ☐ 家族と同居 ☐ 知人宅 ☐ その他 ()
本人の状況	(自殺を考えなくなるほど、本人が追い込まれている背景は何か、死を連想させる具体的な言動はあるか など)			
職業問題・ 経済問題・ 生活問題	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(失業、リストラ、多重債務、生活苦、生活への困難感、不安定な日常生活 など)		
精神疾患・ 身体疾患	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(うつ、アルコール関連問題、統合失調症、身体疾患での病苦、がん、HIV、AIDS など)		
	留意点	☐ <u>アルコール症とうつ病の両方を示す人は、非常に自殺の危険性が大きい。</u> ☐ <u>自殺の危険性は、疼痛や慢性的な病状において増大する。</u> (出典)「自殺予防 プライマリ・ヘルスケア従事者のための手引き」(2007)		
ソーシャル サポート	☐ なし ☐ あり ☐ 不明	(支援者がいない、社会資源が活用できない、支援を拒否する など)		
自殺企図手 段への容易 なアクセス	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(危険な手段が手元にある、危険な行動に及びやすい環境にある など)		
自殺につな がりやすい 心理状態	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(自殺念慮、絶望感、衝動性、孤立感、悲嘆、諦め、不信感)		
	留意点	☐ <u>参考2「抑うつ気分のチェックリスト」等を参考にしながら、「睡眠」→「集中力」→「自信の低下」→「罪悪感」→「悲観的思考方」→「自殺念慮」→「体重(食欲)」等を聞く方法もある。</u>		
望ましくな い対処行動	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(飲酒で紛らわす、薬物を乱用するなど)		
危険行動	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(自傷行為、道路に飛び出す、飛び降りようとする、自暴自棄な行動をとる など)		
過去の 自殺企図 ・自傷行為	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(いつごろ、状況、方法、意図など) ← 寝掘り葉堀聞かないこと。(無理して聞かない)		
喪失体験・ 苦痛な体験	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(身近な人との死別体験、いじめ、家庭問題など、)		
その他	☐ あり ☐ なし ☐ 不明	(自殺の家族歴、自殺が多く発生している地域が近隣にある など)		

自殺の計画	☐ あり	(いつ、手段の確保、場所の設定、死後の準備 等)
	☐ なし	
	☐ 不明	



※「周囲の関係者は危機感を感じているが、本人は否定している」等、情報にズレがある場合についても留意しながら自殺リスクの判断を行ってください。

総合的な援助の方針			
面接者の判断	☐ 継続対応の必要あり ☐ 専門機関につなぐ ☐ その他 ()	緊急対応の必要性	☐ あり ☐ なし
※1 「自殺リスク」と「保護因子」を勘案した上で判断すること。 ※2 「周囲の関係者」と「本人の言動」にズレがないかに留意すること。			
判断の根拠・対応方針	参考 保護因子の例 ← 「自殺リスク」と「保護因子」を勘案した上で判断すること。 「心身の健康」「安定した社会生活」「支援の存在」「利用可能な社会制度」「医療・福祉サービス」「適切な対処行動」「周囲の理解」等		
専門機関につなぐ場合の留意点	○紹介先に電話を入れ、本人が抱えている問題の概要を説明し、対応可能であることを確認する。 ○先方が対応できる日時、窓口名、担当者名を確認し、必要であれば予約をする。 ○相談機関名、電話番号、アクセス方法、相談対応日時、窓口名、担当者名を本人に確実に伝える。 →可能であれば、当該機関のリーフレットを渡したり、メモして渡すことが望ましい。 ○必要に応じて、上司や管理者の同行を提案する。もしくは、積極的に同行を申し出る。 ○紹介した機関に相談した結果等について、事後報告してくれるように本人に依頼する。あるいは、こちらが紹介先に直接電話を入れて、その後の経過を確認することに関して本人の了解をとっておく。 <u>○問題が深刻で自殺のリスクが高いと思われるケースについては、当該相談機関に対し、相談者が実際に訪れたかについて直接確認すること。</u> <u>○生命、身体の保護のために必要がある場合には、本人の同意を得ることが困難であるとき、第三者に情報を提供することができる旨の例外規定がある。(個人情報保護法第23条)</u> 参考「自殺未遂者への支援の方法」(長崎県自殺対策専門委員会)		

【参考】「ゲートキーパー養成研修テキスト」(内閣府)、「自殺予防 プライマリ・ヘルスケア従事者のための手引き」(2007)

©公益社団法人日本社会福祉士会 2016

○「つなぎ方」が非常に重要となります。

○関係機関につなぐ際は、必ず、確認してください。

参考1 メンタルヘルス・ファーストエイドによる支援

こころの支援「いはあさる」		
い	いすく評価	○自殺の方法について計画を練っているか、実行する手段を有しているか、過去に自殺を未遂したことがあるか、を評価しましょう。 ○「消えてしまいたいと思っていますか?」「死にたいと思っていますか」とはっきりと尋ねてみるのが大切です。
は	はんだん・批評 せずに聞く	○どんな気持ちなのか話してもらうようにしましょう。 ○責めたり弱い人だと決めつけたりせずに聞きましょう。 ○この問題は弱さや怠惰からくるのではないことを理解しましょう。 ○暖かみのある雰囲気に対応しましょう。
あ	あんしん・情報 を与える	○現在の問題は、弱さや性格の問題ではなく、医療や生活支援の必要な状態であること、決して珍しい状態ではないことを伝えましょう。 ○適切な支援で良くなる可能性があることも伝えましょう。
さ	さほ一とを得 るように進める	○医療機関や関係機関に相談するように進めてみましょう。 ○一方的に説得するのではなく、相手の気持ちを踏まえて、「専門家に今抱えている問題を相談してみませんか」といった提案をすると、相談の抵抗感を減ずるかもしれません。 ○一緒に相談に行こうと進めることも安心につながります。
る	せるふへるふ	○アルコールをやめる、軽い運動をする、リラクゼーション法（ゆっくりと呼吸をする、力を抜く等）などを行うことによって、メンタルヘルスの問題による症状が緩和されることがあります。 ○家族などの身近な人に相談することや、自分に合う対処法を勧めてみたりするのもよいかもしれません。

【出典】「誰でもゲートキーパー手帳」（内閣府）

参考2 抑うつ気分のチェックリスト

	内 容	確認
1	寝つきはどうか？	
2	途中で目が覚めてしまって、もう眠れなくなってしまうか？	
3	朝起きたときに寝た気がしないですか？	
4	だるくて、疲れやすいですか？	
5	集中力が落ちてミスが増えましたか？	
6	自信がなくなっていましたか？	
7	自分を責めたりは？	
8	気分が落ち込んでいませんか？	
9	今まで楽しめていたことも、する気がしなくなっていないか？	
10	いっそのこと死んでしまいたいと考えたりしますか？	
11	体重が減りましたか？	

○上から順番に
確認する○大丈夫なことが
確認できたら、
そこでストップする。
(それ以上質問しない)

(出典)『プライマリケア医による 自殺予防と危機管理』（南山堂、2011）を一部改変。



公益社団法人日本社会福祉士会

多文化ソーシャルワーク調査研究事業委員会 委員名簿

(委員長以下 50 音順、敬称略、所属は 2019 年 3 月現在)

委員長 島崎 義弘

(公益社団法人日本社会福祉士会 理事／社会福祉法人今治市社会福祉協議会)

委員 加山 弾 第Ⅴ章

(一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟／東洋大学)

坂間 治子 第Ⅳ章

(公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会)

中島 康晴

(公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長／特定非営利活動法人地域の絆)

難波 満 第Ⅴ章－第 1 節

(東京駿河台法律事務所 弁護士)

栢木 典子 第Ⅴ章－第 3 節

(認定特定非営利活動法人 多文化共生センター東京)

原口 美佐代 第Ⅰ章

(公益財団法人 アジア福祉教育財団 難民事業本部関西支部)

藤波 香織 第Ⅴ章－第 4 節

(一般財団法人 自治体国際化協会)

松野 勝民 第Ⅴ章－第 2 節

(認定特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ(MIC かながわ)理事長)

南野 奈津子 第Ⅱ章

(東洋大学)

森 恭子 序章、第Ⅲ章

(文教大学)

フォーカスグループインタビュー協力者

石井 ナナエ (特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター)

鹿野 睦子 (大井協同診療所)

檜府 憲太 (ふじみ野市役所)

西川 桂子 (特定非営利活動法人トッカビ)

菊本 郁 (NGO 神戸外国人救援ネット)

村松 紀子 (公益財団法人兵庫県国際交流協会

外国人県民インフォメーションセンター)

本ガイドブックは、中央共同募金会
「赤い羽根福祉基金」の助成により作成しました。



公益社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F
TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

※無断で複写・転載することを禁じます。